

令和 6 年度 認証評価

鳥取短期大学 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月 30 日版

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕	17
〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕	22
〔テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証〕	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕	39
〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕	58
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕	73
〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕	83
〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕	87
〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕	89
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕	98
〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕	100
〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕	102
【根拠資料】	
〔提出資料一覧〕	
〔備付資料一覧〕	
〔諸規程集〕	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、鳥取短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 30 日

理事長

山田 修平

学長

松本 典子

ALO

三沢 英貴

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 46 年 4 月	鳥取女子短期大学を開学 大学敷地内に別法人の鳥取女子短期大学附属幼稚園を開園
平成 4 年 4 月	学校法人鳥取女子短期大学から学校法人藤田学院へ法人名称変更
平成 13 年 4 月	鳥取女子短期大学を男女共学とし、大学名称を鳥取短期大学に変更（鳥取女子短期大学附属幼稚園を鳥取短期大学附属幼稚園に名称変更）
平成 22 年 4 月	学校法人鳥取短期大学附属幼稚園を学校法人藤田学院に統合
平成 23 年 4 月	認定こども園鳥取短期大学附属幼稚園（幼稚園型）に移行
平成 24 年 4 月	認定こども園鳥取短期大学附属幼稚園・鳥取短期大学附属保育園（幼保連携型）に移行
平成 27 年 4 月	鳥取看護大学看護学部看護学科を開学 認定こども園鳥取短期大学附属幼稚園・鳥取短期大学附属保育園（幼保連携型）を新たな幼保連携型の認定こども園に移行
平成 28 年 4 月	認定こども園鳥取短期大学附属こども園に名称変更
平成 31 年 4 月	鳥取看護大学大学院看護学研究科看護学専攻を設置
令和 3 年 3 月	鳥取看護大学が(公財)大学基準協会より「認証評価」で「適合」と認定される

＜短期大学の沿革＞

昭和 46 年 4 月	鳥取女子短期大学（英語科・家政科・幼児教育科）を開学
昭和 48 年 4 月	英語学科・家政学科・幼児教育学科に名称変更 家政学科を家政専攻・食物栄養専攻に分離 栄養士養成、保母養成指定施設となる
昭和 49 年 4 月	図書館司書講習認定の指定校となる
昭和 52 年 4 月	専攻科（英語専攻・家政学専攻・幼児教育学専攻）を設置
昭和 54 年 4 月	家政学科家政専攻を家政学科生活科学専攻に名称変更
平成 元年 4 月	専攻科幼児教育学専攻が介護福祉士養成の指定施設となる
平成 3 年 4 月	専攻科幼児教育学専攻を福祉専攻に名称変更
平成 4 年 4 月	英語学科・家政学科を英語英文学科・生活学科に名称変更 専攻科福祉専攻が学位授与機構の認定校となる

平成 6 年 4 月	日本文化学科を設置
平成 8 年 4 月	学位授与機構認定の専攻科日本文化専攻を設置
平成 9 年 4 月	専攻科家政学専攻を廃止し、専攻科生活科学専攻を設置
平成 10 年 4 月	学位授与機構認定の専攻科食物栄養専攻を設置
平成 12 年 4 月	生活科学専攻を分離し、生活経済専攻と住居・デザイン専攻を設置 日本文化学科と英語英文学科を統廃合し、国際文化交流学科を設置
平成 14 年 4 月	専攻科生活科学専攻を廃止し、専攻科住居専攻を設置
平成 15 年 4 月	大学評価・学位授与機構認定の専攻科国際文化専攻を設置 専攻科経営情報専攻を設置
平成 17 年 4 月	生活学科生活経済専攻を生活学科情報・経営専攻に名称変更
平成 18 年 3 月	(財)短期大学基準協会より「第三者評価」で「適格」と認定される
平成 18 年 4 月	幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成 21 年 4 月	専攻科福祉専攻が大学評価・学位授与機構の認定を取り下げる
平成 22 年 4 月	専攻科住居専攻を専攻科住居・デザイン専攻に名称変更
平成 25 年 3 月	(一財)短期大学基準協会より「第三者評価」で「適格」と認定される
平成 31 年 4 月	専攻科福祉専攻を廃止し、専攻科幼児教育専攻を設置
令和 2 年 3 月	(一財)短期大学基準協会より「認証評価」で「適格」と認定される
令和 6 年 4 月	国際文化交流学科を地域コミュニケーション学科に名称変更

(2) 学校法人の概要

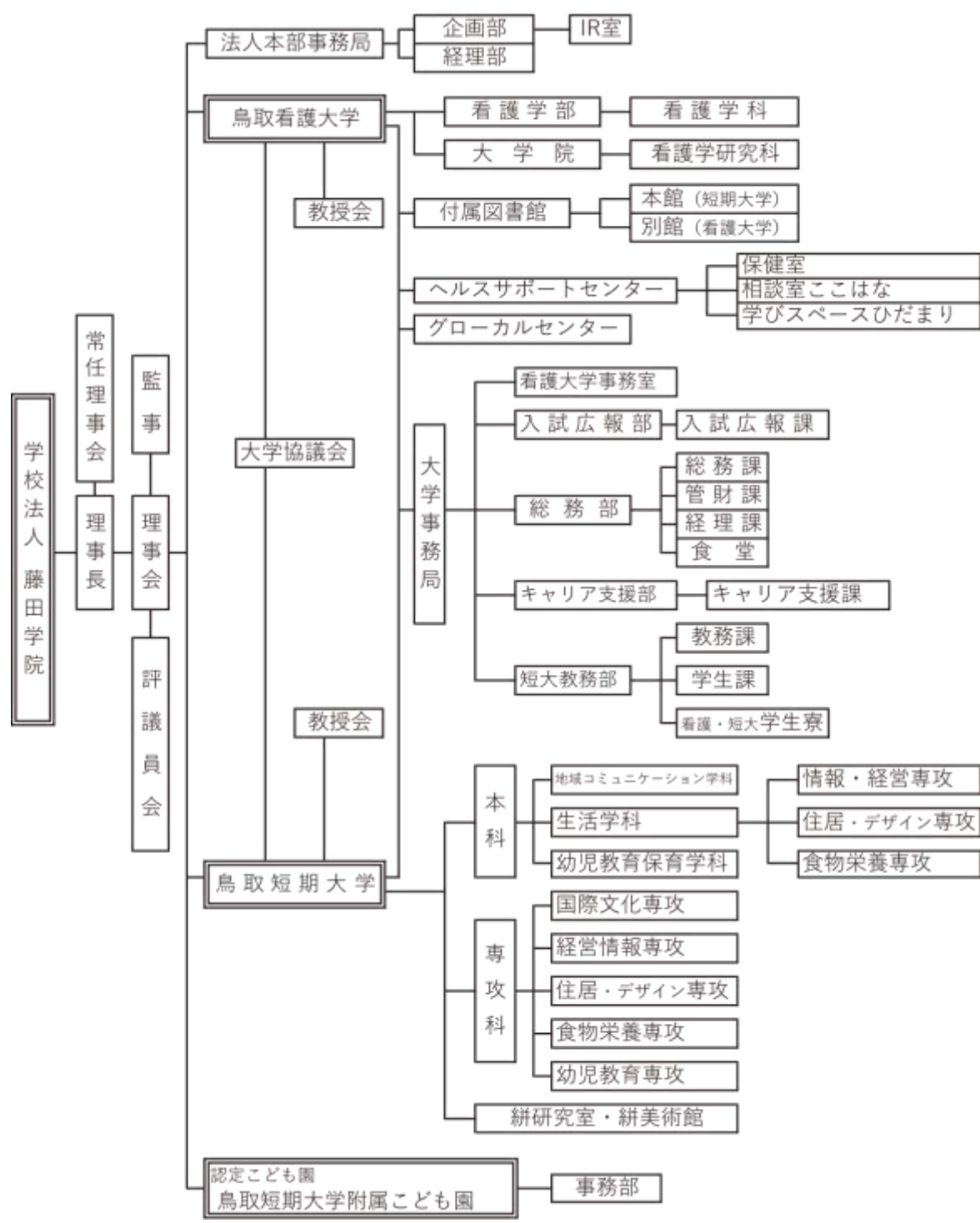
■ 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

■ 令和 6 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
鳥取看護大学	鳥取県倉吉市福庭 854 番地	80	320	326
鳥取短期大学	同上	300	600	460
認定こども園 鳥取短期大学 附属こども園	同上		145	121

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

鳥取県の人口は約 53.7 万人で、全国 47 都道府県の中でもっとも少ない。県内に開設されている大学は、本学および鳥取看護大学（本法人）のほかに鳥取大学（国立大学法人）、公立鳥取環境大学（公立大学法人）があり、本学は山陰地方に立地する唯一の私立短期大学である。

下の表は、過去 5 年間の鳥取県・島根県の人口動態である。令和 5 年は前年と比べて、鳥取県では 6,297 人余り、島根県では 8,607 人余り、合計約 14,904 人が減少している。

（単位：人）	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
鳥取県	555,663	551,402	549,002	543,615	537,318
島根県	673,891	666,941	664,807	657,842	649,235

（出典）鳥取県統計課（https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1339955/tottorijinko_R051001.pdf）「鳥取の推計人口」および島根県政策企画局統計調査課（<https://pref.shimane-toukei.jp/upload/user/00023988-Euu04C.pdf>）「島根県の推計人口」による。いずれも令和 5 年 10 月 1 日現在。

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

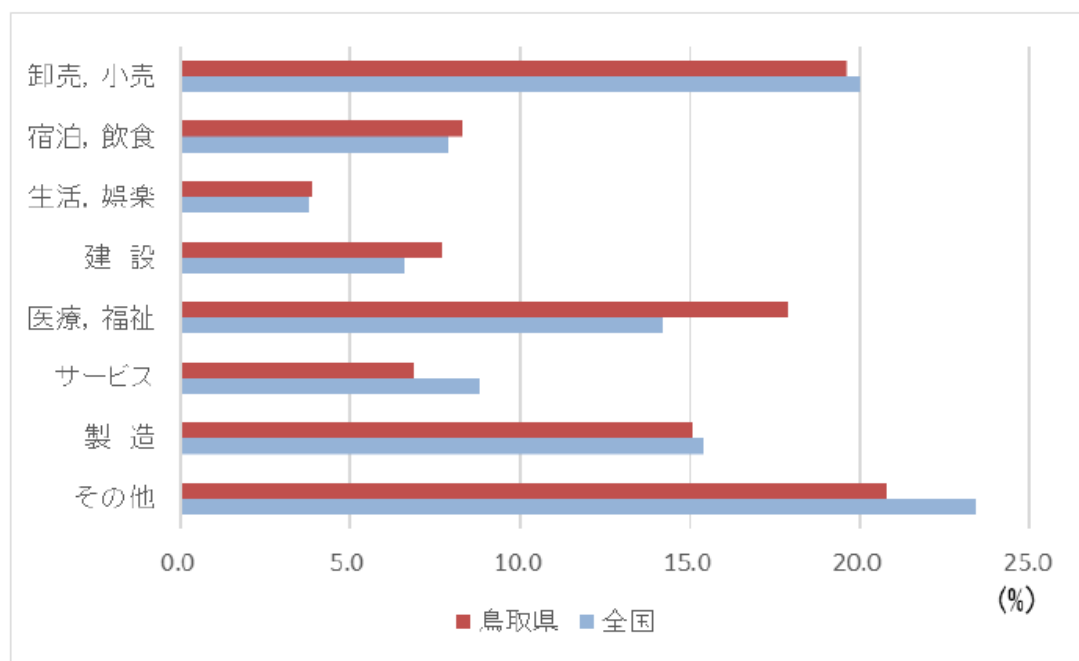
（5 月 1 日現在の入学者）

地域	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
鳥取県	253	87.5	246	88.5	223	87.5	241	91.3	189	93.6
東部	124	42.9	115	41.4	121	47.5	125	47.3	102	50.5
中部	58	20.1	54	19.4	45	17.6	48	18.2	48	23.8
西部	71	24.6	77	27.7	57	22.4	68	25.8	39	19.3
島根県	34	11.8	30	10.8	20	7.8	17	6.4	11	5.4
その他	2	0.7	2	0.7	12	4.7	6	2.3	2	1.0
合 計	289		278		255		264		202	

■ 地域社会のニーズ

鳥取県の統計データによると令和 3 年では、産業大分類別の従事者数の上位 3 位までが「卸売・小売」、「医療・福祉」、「製造」である。

図 2 産業大分類別従業者数の構成比



引用) 鳥取県令和新时代創造本部統計課「令和 3 年経済センサスー活動調査」より抜粋

本学の令和 5 年度卒業生の職種別就職の状況は次の表の通りである。保育士・幼稚園教諭および栄養士、建築・土木・測量技術者・デザイン等の学科・専攻の特性を活かした専門職に就く割合がおよそ 6 割を超えており、続いて、一般事務職やサービス接遇、販売従事者の割合が 3 割である。人材確保が社会的な課題となっている医療・福祉分野の人材育成にも本学は貢献していることが伺える。

令和 5 年度の就職（職種別）	人数	割合
保育士	55 人	26.6%
保安職業従事者	2 人	1.0%
事務従事者	21 人	10.1%
栄養士	28 人	13.5%
サービス接遇	14 人	6.8%
販売従事者	32 人	15.4%
建築・土木・測量技術者	14 人	6.8%
幼稚園教諭	19 人	9.1%

令和 5 年度の就職（職種別）	人数	割合
介護・生活支援員	2 人	1.0%
調理員	7 人	3.4%
生産工程従事者	6 人	2.9%
機械・電気技術者	0 人	0%
情報処理・通信技術者	5 人	2.4%
運輸・清掃従事者	1 人	0.5%
図書館司書	1 人	0.5%
その他	0 人	0%

■地域社会の産業の状況

鳥取県は、北は日本海、南は中国山地にかこまれ、豊かな自然に恵まれた地域である。こうした豊かな自然を背景として、海の幸、山の幸が豊富にある。

山陰の冬の味覚を代表する松葉がにをはじめ、アジ、ブリ、マグロ、イカ、ハタハタ等、獲れる魚は豊富である。

海岸部では砂丘農業が営まれ、砂丘らっきょうや長いもが生産されている。小高い丘陵地域では二十世紀梨が生産され、国内はもちろん、東南アジアやアメリカ等、海外へ輸出されている。

令和 2 年国勢調査における産業別 15 歳以上就業者の割合は、鳥取県は第 1 次産業 7.7%（全国 3.6%）、第 2 次産業 21.1%（31.1%）、第 3 次産業（含む公務員）68.3%（65.2%）である。全国と比べて漁業・農業といった第 1 次産業の比率が高いことは、地域社会の産業構成とも関係しているといえよう。

■短期大学所在の市区町村の全体図

倉吉市は人口約 4.6 万人で、鳥取県東部の鳥取市、西部の米子市に次ぐ、中部の中核都市である。周囲を温泉（三朝温泉・羽合温泉・東郷温泉・関金温泉）に囲まれた緑豊かな町である。

農業を主要な産業としており、梨・スイカ・メロン等が、鳥取県中部の代表的な農産物であり、鳥取県産の二十世紀梨の主要な産地はこの中部（特に東郷産）である。

歴史は古く、奈良・平安時代には伯耆国の国府が現在の倉吉市西部にあり、豊かな穀倉地帯であった。南北朝時代には、現在の倉吉市の中心に位置する打吹山（うつぶきやま）に城が築かれ、城下町として発展し、その面影はいまでも玉川沿いの白壁土蔵群や商家の町並に見ることができる。

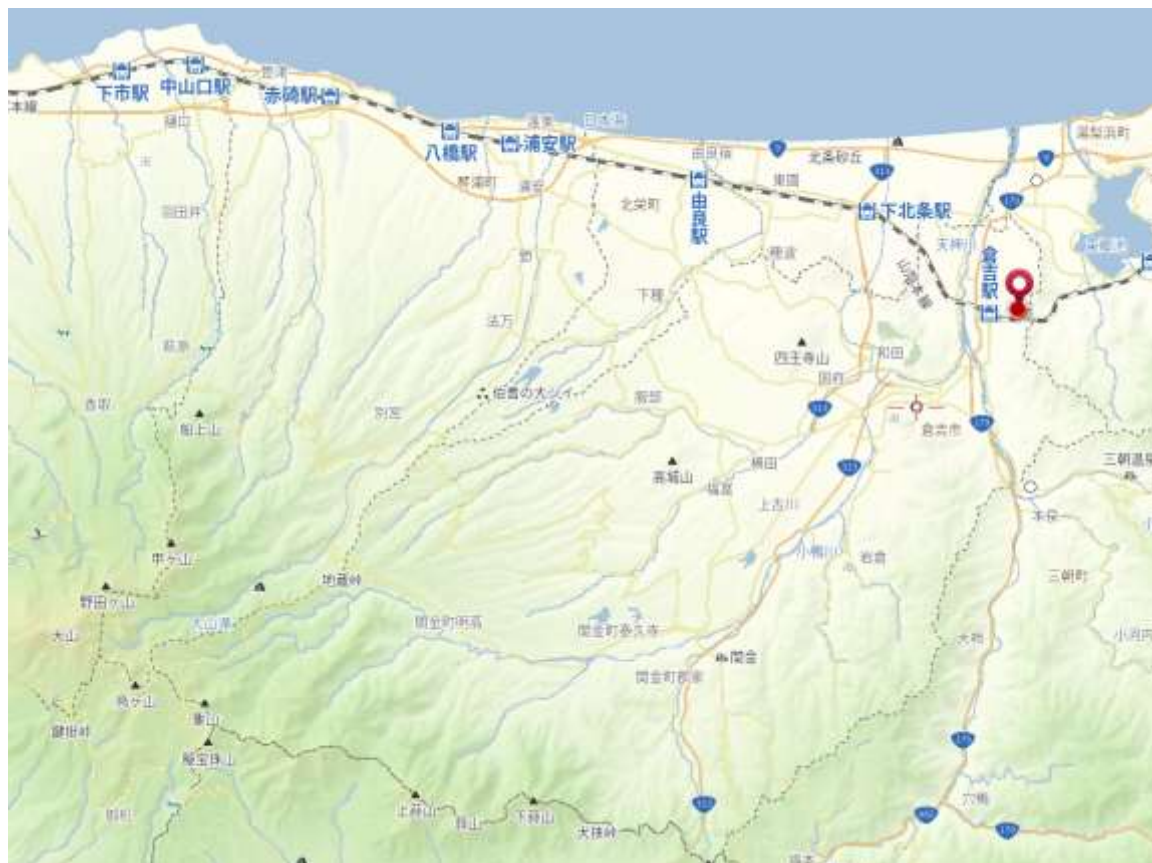
本学は、JR 山陰本線の倉吉駅から約 2km の小高い大平山の中腹にあり、緑に覆われた静かな環境である。構内からは、中国一を誇る大山（だいせん）、隣の岡山

県との県境にある蒜山（ひるぜん）、さらには日本海をも見る事ができる豊かな景観に恵まれた場所に位置している。

（鳥取県の全体図）



（倉吉市の全体図）



(鳥取短期大学および JR 倉吉駅周辺の地図)



本学は、倉吉市の北東、湯梨浜町との境界近くに位置し、JR 倉吉駅からはスクールバス（無料）で約 5 分、徒歩では約 20 分のところにある。

(地図出典：「とりネット」<https://www.pref.tottori.lg.jp/9577.htm>

「Mapfan」<https://mapfan.com/>)

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

シラバスの項目について、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連を踏まえて到達目標を学習成果として構成されている。学習成果を生かすためにも学習成果としての項目を設ける、あるいは到達目標が学習成果として同等とわかる表記が望まれる。

[テーマ B 学生支援]

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習支援として、演習系科目では追加課題の設定による支援を実施しているが、講義系科目においても予復習の充実などさらなる知識の習得を支援する仕組みづくりが必要である。基礎学力不足の学生に対して、学科会議における教員間の情報共有だけでなく、リメディアル教育等による基礎学力を向上させる仕組みづくりも必要である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

余裕資金はあるものの、経常収支が学校法人全体で過去 3 年間、支出超過になっている。財務計画に沿った着実な改善が望まれる。

(b) 対策

基準Ⅱ-A

令和 2 年度より、シラバスの様式を変更し、事前事後学修とそれに要する時間数を毎回の授業ごとに明記することとした。また、課題に対するフィードバックの方法も明記することとした。FD 委員会がこれに関する研修を企画した。さらに、科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連を明示することとした。学修成果との関連をより明確にすることについては今後の課題である。

基準Ⅱ-B

毎月開催される学科長会にてリメディアル教育についての問題意識を共有し、各学科・専攻で具体的な方策を検討しているところである。

基準Ⅲ-D

学校法人全体で経常収支は過去 3 年間支出超過となっているが、この状態は、平成 27 年度に新設した併設大学が学年進行中であったことが要因であり、当初の財務計画に織込み済みのもの。この財務計画では、令和元年度には併設大学において私立大学等経常費補助金の申請が可能となり補助金収入が増加するため収支は大きく改善し、経常収支はプラスに転じる計画としている。そのため、この財務計画に沿った適切な運営・管理を着実に実践していくことを課題解決のための対策としている。

(c) 成果

基準Ⅱ-A

成果は未定。

基準Ⅱ-B

成果は未定。

基準Ⅲ-D

経営課題解決や外部資金獲得について協議する理事長直轄の「経営戦略検討委員会」および「外部資金獲得委員会」を設置し、財務計画に沿った適切な運営・管理を着実に実践してきたことにより、学校法人全体における令和元年度の経常収支はプラスに転じ、改善を図ることができた。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
① カリキュラムマップ、ツリーを学生にとってより分かりやすくする工夫が求められる。専攻科についてはマップ、ツリーがないため、作成する必要がある。
(b) 対策
① 教務委員会で学生に伝わりやすくなる方法を検討した結果、全学科共通のフォーマットにこだわらず作成することとし、各学科・専攻で改めてカリキュラムマップ、ツリーを作成し、令和3年度前期オリエンテーション等で学生に配付・説明した。専攻科についても令和2年度中に各学科・専攻でカリキュラムマップ、ツリーを作成した。
(c) 成果
① 令和3年度以降、新たなカリキュラムマップ、ツリーを用いた教育の効果を検証していく。

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
該当なし
(b) 改善後の状況等

該当なし

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

(a) 改善意見等
該当なし
(b) 履行状況
該当なし

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和6年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学ホームページ上の「情報公開」のコンテンツの中に「教育情報の公開」として公開している。 (https://www.cygnum.ac.jp/index.php?view=5878)
2	卒業認定・学位授与の方針	上記ホームページを通して公開している。 また、学生便覧にも記載している。
3	教育課程編成・実施の方針	上記ホームページを通して公開している。 また、学生便覧にも記載している。
4	入学者受入れの方針	上記ホームページを通して公開している。 また、学生便覧と学生募集要項にも記載している。
5	教育研究上の基本組織に関する事	上記ホームページを通して公開している。
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	上記ホームページを通して公開している。
7	入学者の数、収容定員	上記ホームページを通して公開している。

	及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	上記ホームページを通して公開している。
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	上記ホームページを通して公開している。 また、学生便覧にも記載している。
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	上記ホームページを通して公開している。
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	上記ホームページを通して公開している。 また、学生便覧と学生募集要項にも記載している。
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	上記ホームページを通して公開している。 また、学生便覧とキャリアガイドブックにも記載している。

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本法人ホームページ上の「情報公開」のコンテンツの中に「財務情報」として公開している。 (https://www.cygnus.ac.jp/fujita/index.php?view=5931)

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和5年度）

文部科学省および他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金に関しては「鳥取短期大学研究費管理規程」に定めている。また研究活動における不正行為を防止するため「鳥取短期大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程」を定め事務局各部署が連携をとっている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

担当者	構成員
松本典子	学長（委員長）
板倉一枝	地域コミュニケーション学科（学科長代理）
野津伸治	生活学科情報・経営専攻学科長
前田夏樹	生活学科住居・デザイン専攻学科長
御船斎紀	生活学科食物栄養専攻学科長
國本真吾	幼児教育保育学科学科長
藤本直子	教務委員長
青木淳英	学生委員長
野津あきこ	学術委員長（短期大学担当）
簡逸威	国際交流委員長
近藤剛	FD 委員長
道前緑	図書館（館長代理）
岩本彰	事務局長、SD 委員長
岡本達也	総務部長
山口大祐	企画部長、IR 室長、経理部長
岡野幸夫	地域コミュニケーション学科学科長、教務部長、学修成果部会長
渡邊太	入試広報部長（短期大学担当）
宮脇儀裕	キャリア支援部長（短期大学担当）
福光教子	グローバルセンター課長（センター長代理）
池谷千恵	ヘルスサポートセンター（センター長代理）
三沢英貴	報告書作成部会長、ALO
植木洋	IR 部会長
澤住望	教務部教務課主任（事務局）

※専攻も学科とみなし学科長をおいている（鳥取看護大学・鳥取短期大学職制規程）

■実施部会（担当者）

報告書作成部会	三沢英貴（部会長）、遠藤緑、清水文人、古都丞美、山川智馨、布廣美起、澤住望、前田千絵（事務局）
学修成果部会	岡野幸夫（部会長）、板倉一枝、野津伸治、前田夏樹、御船斎紀、國本真吾、澤住望（事務局）
IR 部会	植木洋（部会長）、レヴィ・レイモンド、加古大也、仙田真帆、前田千絵、藤原果那（事務局）

■自己点検・評価の組織図

理 事 長

↑ 報告

自己点検・評価運営委員会

委員長：学長

委 員：各学科長、教務委員長、学生委員長、学術委員長、国際交流委員長、FD 委員長、SD 委員長、図書館長、事務局長、各部長、グローバルセンター長、ヘルスサポートセンター長、各実施部会長

- ・ 規程や中期計画に則り点検・評価項目を設定し、必要に応じて実施部会を設置する。
- ・ 実施部会の報告を基に協議、総括し評価する。
- ・ 年度末に自己点検・評価の結果を理事長に報告し、公表する。

↑ 報告

実 施 部 会

構成員：自己点検・評価運営委員会および全学から委員長が選任

- ・ 設定された項目について調査・分析・検討する。
- ・ その結果を自己点検・評価運営委員会に報告する。

令和 6 年度実施部会：

報告書作成部会 学修成果部会 IR 部会

■組織が機能していることの記述

自己点検・評価運営委員会は、全学科・専攻、教授会専門委員会および国際交流、FD、SD 委員会、事務局各部署、付属機関（絃研究室・絃美術館除く）の代表より構成され、必要に応じて実施部会を設置する。平成 30 年度以降は、学修成果部会、IR 部会、報告書作成部会の 3 部会を設置している。実施部会は学科・専攻と専門性の視点から選任された教職員で構成され、設定された調査項目を調査・分析・検討する。その結果は各部会長が適宜自己点検・評価運営委員会に報告する。各委員会においても年度ごとに関連する課題を設定し、計画に基づいて活動し、年度途中に中間報告、年度末に年間の活動報告を行うこととしている。自己点検・評価運営委員会では、それぞれの報告に基づいて協議して総括し、評価を行い、必要な場合は見直しを図りながら次の行動計画の策定に反映させている。このように自己点検・評価運営委員会は、自己点検・評価の核であり、本学の教育改善、教育の質保証のための重要な役割を果たしている。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

本自己点検・評価報告書の作成に当たっては、報告書作成部会長でもある ALO が責任者となり、まず自己点検・評価運営委員会において各観点についての検討を行い、作成方針を決定した。中核となる学修成果については、教務部長を部会長として各学科長より構成される学修成果部会において各学科のデータおよび IR 部会の分析結果等を含めて協議を重ね、根拠資料との整合性等の細部にわたるチェックは報告書作成部会が担い、最終的に自己点検・評価運営委員会でとりまとめた。

令和 5 年度の自己点検・評価運営委員会および実施部会の活動は以下の通りである。

自己点検・評価運営委員会	年 3 回実施
報告書作成部会	年 3 回実施
学修成果部会	年 6 回実施
IR 部会	年 3 回実施

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和 5 年度）
- 002 鳥取短期大学学則
- 003 ホームページ「理念・ごあいさつ」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5649>
- 004 ホームページ「4 つのポリシー」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5652>
- 007 学校法人藤田学院ガイドブック 2023
- 008 令和 6 年度事業計画書
- 009 令和 5 年度事業報告書
- 010 令和 5 年度シラバス
- 019 令和 6 年度学生募集要項

備付資料

- 002 鳥取短期大学・鳥取短期大学附属こども園第 6 次中期計画
- 003 鳥取短期大学・鳥取看護大学連携協定書等一覧
- 004 鳥取看護大学・鳥取短期大学グローバルセンターだより第 13 号、第 14 号
- 005 鳥取看護大学・鳥取短期大学グローバルセンター年報第 6 号
- 006 令和 5 年度鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座実績報告及び資料
- 007 令和 2 年度鳥取看護大学・鳥取短期大学高齢者向け生涯学習事業報告書
- 008 科目等履修生・聴講生一覧（令和元年度～令和 5 年度）
- 009 暮らしの経済・法律講座受講生一覧（令和元年度～令和 5 年度）
- 010 鳥取短期大学絃美術館 20 周年・絃研究室 30 周年記念事業チラシ
- 011 鳥取看護大学・鳥取短期大学ボランティア関係綴（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 106 学校法人藤田学院ガバナンス・コード（令和 2 年 11 月改定）
- 149 学校法人藤田学院マスタープラン（2020.4.1～2025.3.31）
- 150 ホームページ「絃美術館・絃研究室」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5759>
- 151 鳥取看護大学・鳥取短期大学公開授業ハンドブック 2024

備付資料-規程集

- 001 鳥取短期大学科目等履修生及び聴講生細則
- 074 かんとりい☆とりたん地域活動奨励金規程

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「地域に貢献する人材の育成」(備付-106)であり、主に鳥取県と島根県を中心とする山陰圏域で期待される人材の育成を行うことが本学の使命と考えている。これは、地域に必要な良質の中堅的職業人の育成をミッションとする短期大学の教育理念を明確に示すものである。

本学のこの建学の精神は、それに基づいて学則に定める「(前略)深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術、職業および實際生活に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助し、よりよい社会の形成者を育成することを目的とする」(提出-002)にも示される通り、主体的に地域社会の形成に参画し、地域の発展に寄与する態度を養うことを端的に表しており、教育基本法および私立学校法に基づく公共性を有するものである。

本学では、建学の精神を学生便覧(提出-001)、本学ホームページ(提出 003、004)、法人ガイドブック(提出-007)等に掲載し、学生はもとより、各種の大学説明会や学外者との懇談会等で配布し学外への周知に努めている。

学内において、学生へは、建学の精神を学生便覧に掲載するとともに、前後期オリエンテーション等の機会に学長および教務部長より建学の精神に基づく教育方針等に関する講話を行う時間を設けている。教職員については、毎年4月と9月に全教職員が集う「法人教職員全体会」において、法人マスタープラン(備付-149)、中期計画(備付-002)および事業計画書・事業報告書(提出-008、009)を点検することにより、建学の精神とこれに基づく本学の教育理念について改めて確認し共有している。

建学の精神は、自己点検・評価運営委員会等の教育方針や学生支援のあり方に関する協議の場において定期的に確認し、全教職員は年に2回行う前述の「法人教職員全体会」において確認してきた。平成31年3月にガバナンス・コードを策定する際、これまで時として趣旨は同じながら表現がまちまちになることがあった建学の精神を法人内で協議し、現在の「地域に貢献する人材の育成」に統一した。また、令和元年度には同様の意図から「めざす学生像」の文言も整えた。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレン

- ト教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
 - (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ-A-2の現状＞

地域・社会に向け開かれた大学をめざす本学は、グローカルセンター（グローバルとローカルを合わせた造語で国際貢献と地域貢献を司る機関）を設置してその任務を遂行している。グローカルセンターは鳥取看護大学と鳥取短期大学の共通の組織であり、短期大学に関する業務は、主として公開講座、大学見学会等の生涯学習事業、絃研究室・絃美術館の運営である。また、平成 29 年度私立大学等改革総合支援事業選定に伴う「とっとりプラットフォーム 5+α」の包括連携協定（備付-003）を締結し、事務局を担っている。

本学の地域社会における情報発信として、「グローカルセンターだより」（備付-004）を年 2 回発行し、自治体、大学、企業等との連携協定および学生の地域活動の状況等を広報している。また「グローカルセンター年報」（備付-005）を年 1 回発行し、本学教員による研究成果を掲載する等、広報をしている。

また、正課授業では多くの科目で科目等履修生や聴講生の受け入れを可能とし、シラバス（提出-010）に明記している。令和 2 年度から「鳥取看護大学・鳥取短期大学公開授業ハンドブック」を作成し、広報に役立てている（備付-151）。

公開講座

本学は、生涯学習社会における高等教育機関の役割を果たし、市民の学習ニーズに応えるため、公開講座を実施している。公開講座は、本学と倉吉市の共催により、一般市民を対象として平成 5 年度より毎年開催しており、年度ごとにテーマとねらいを設定し、講師の選定を行っている。本学専任教員が中心となって講師を務め、実施している。講師はそれぞれの専門の学識や経験に裏付けられた講演内容の中で、具体的なヒントの提起や助言も行い、受講生が自分自身の日常生活の中で考え、取り組むことができる機会になるように努めている。受講生のアンケート結果からも、受講生の興味や関心を新たに引き出したり、共感や共鳴を呼び起こしたり、受講生のニーズに沿ったものであることが示されている。平成 29 年度からは鳥取県内の高等教育機関が協働で実施している「とっとり県民カレッジ講座」特別講座の一部としても担当している（備付-006）。

大学見学会等の生涯学習事業

本学は、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて「高齢者向け生涯学習事業」として、高齢者講座を開催した。原則 65 歳以上の高齢者を対象に、学び直しの観点から、大学の知的資源を活用し、地域の方々に学習の機会を提供。年度内に鳥取県内の市町村 1～2 か所を設定し、6 月から 2 月にかけて全 1～3 回、実施市町村の教育委員会を後援とし、主に「健康」をテーマとした講座を実施した。受講生の興味・関心は高く、講義終

了後のアンケート結果では概ね好評であった（備付-007）が、令和 3 年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、開催を断念した。また、平成 29 年度から地域の方々を対象に「大学見学会」を毎年開催している。近年では構内施設見学のほか、本学教員によるミニ講話を充実させ、「健康」「人生観」などをテーマに、見学者の希望に合わせたプログラムを組み、実施している。

正課授業の開放

「科目等履修生及び聴講生細則」（備付-規程集 001）に基づき、本学は地域の方々（本学卒業生を含む）を対象に、実験・実習科目を除くほとんどの授業科目において、科目等履修生ならびに聴講生の受け入れを可能としている。科目等履修生の年度別受入状況は、令和元年度は 7 科目（延べ受講者数 4 名）、令和 2 年度は 15 科目（同 6 名）、令和 3 年度は 7 科目（同 4 名）、令和 4 年度は 12 科目（同 4 名）、令和 5 年度は 15 科目（同 6 名）であった。なお、科目等履修生の受け入れ科目には各年度とも図書館司書科目を含んでいる。また聴講生の年度別受入状況は、令和元年度なし、令和 2 年度に 1 科目（同 1 名）、令和 3 年度に 1 科目（同 1 名）、令和 4 年度に 1 科目（同 1 名）、令和 5 年度に 2 科目（同 2 名）であった（備付-008）。

くらしの経済・法律講座

くらしの経済・法律講座は、鳥取県消費生活センターと鳥取県内の高等教育機関の連携により開講し、本学は平成 18 年度より担当している。

本講座は、生活学科情報・経営専攻の専門教育科目「生活管理概論」（平成 28 年度までは「生活経済学」）としても位置付けられ、学生と地域の方々が一緒に受講する形態としている。主な講義内容は、消費生活トラブルの対処法、税金、金融、年金等を、経済や法律の視点から解説するものである。講義担当者は、生活学科情報・経営専攻の教員に加え、弁護士、金融広報アドバイザー、消費生活相談員等、学外の各分野の専門家により構成されている。過去 5 年の地域からの登録者数は、令和元年度 44 名、令和 2 年度 0 名、令和 3 年度 17 名、令和 4 年度 14 名、令和 5 年度 14 名と推移している。令和 3 年度以降は「アフターコロナの新しい社会」をテーマに地域からの参加者については、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を取ったうえで、実施した。生活に直結する、身近で具体的な内容が大半であり、毎回質問が出るほどの熱心な取り組みが見受けられ、高い評価を得ている（備付-009）。

絣研究室・絣美術館

本学は、「地域に開かれた大学」という理念に基づき、倉吉絣の保存と伝承、さらに発展・創造を目的とし、後継者養成を行う絣研究室・絣美術館を設置している。

研究生は、倉吉絣の専門家である館長兼講師の講義を受け、地域から寄贈を受けた機織り機を使用しながら学んでいる。1 年目の研究生、2 年目以降の特別研究生が在籍し、年齢も 20 代～70 代と幅広い。毎年、修了時には倉吉博物館で修了作品展を行っている。現在 100 名を超える修了生が地元で絣の伝承者、指導者として活躍している。

平成 29 年度に絣研究室が 30 周年、絣美術館が 20 周年を迎えたことから、平成 30 年度に記念イベントを実施した（備付-010）。令和元年度には、絣研究室・絣美術館の紹介動画を作成、本学ホームページ上で公開し広く PR に努めている（備付-150）。

産官学連携

自治体、大学等と積極的に協定を締結し、広く交流、連携を行うとともに、教職員・学生の研究を地元企業に活用する協定も企業と締結している。

具体的には、平成 29 年度私立大学等改革総合支援事業の選定により、本学が基幹校となり、鳥取県内の高等教育機関、自治体および経済・医療福祉団体が連携・協力して鳥取県の高等教育および地域のさらなる活性化の推進に寄与することを目的とした「とっとりプラットフォーム 5+α」の包括連携協定を締結した。また、平成 27 年度には倉吉市との包括連携協定、平成 28 年度には鳥取県との包括連携協定を締結している。令和元年度には、鳥取県教育委員会と連携協定を締結した。この協定により、生活学科住居・デザイン専攻の学生たちが倉吉未来中心に設置された「鳥取県教育委員会美術館整備局」のエントランスデザインを行った。令和 2 年度には鳥取県と「観光人材の育成に向けた寄付講座の設置に関する協定」を締結し、令和 3 年度に国際文化交流学科に寄付講座「地域と観光Ⅰ」「地域と観光Ⅱ」を特別科目として開講した（令和 4 年度から専門教育科目として開講）。令和 5 年度には、鳥取県内の保育人材確保と定着に向けた取組みを進めるため、鳥取県と「保育人材養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上に関する協定」を締結した。その他、香川短期大学との相互評価協定（平成 27 年度および令和 4 年度）および大学間連携協定（平成 28 年度）を締結。平成 28 年度には、京都産業大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学および鳥取県の連携に関する協定を締結し、鳥取県内だけでなく、広く他大学との連携・交流にも力を入れている。

平成 27 年度に鳥取大学が主幹校となる「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（平成 27 年度～令和元年度）に参加校として採択され、鳥取県内の高等教育機関、鳥取県と「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に関する協定を締結した。その後、その成果の継続・発展を目的に、18 の高等教育機関、行政機関、経済団体その他関係機関・団体が連携・協働するため、令和 2 年 6 月に「地域創生人材の育成・定着推進に関する協定」を締結した（備付-003）。

ボランティア活動

地域社会からの要請に応じてさまざまなイベントやフェスティバル等へ学生がボランティア参加することを推進している。「SUN-IN 未来ウオーク」（NPO 法人未来主催、毎年 1 回開催）へ 10 年以上にわたり毎年参加しているほか、「くらし国際交流フェスティバル」（鳥取県国際交流財団主催、平成 15 年度より毎年 1 回開催）、「中部発！食のみやこフェスティバル」（中部発！食のみやこフェスティバル実行委員会主催、平成 25 年度より毎年 1 回開催）にも毎年参加し、ボランティア活動の場を増やしている。令和 5 年度には三朝町教育委員会と連携し、一年をとおして「みささ青空体験塾事業」および「みささ魅力発見バスツアー」に学生が参加したほか、12 月に開催された「みささ町かがやく子どもフェスティバル」では、幼児教育保育学科は特別研究「オペレッタ」の公演、生活学科はブース出店、ダンスサークルはステージパフォーマンスを行い、地域の活性化に貢献した（備付-011）。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

鳥取県内の多くの機関が包括連携協定を結んで進めた「とっとりプラットフォーム 5+α」事業が令和4年度で第1期を終え、令和5年度からは第2期として地域の新たな課題に向けた取組項目を設定して進めている。コロナ禍と重なった第1期ではとりわけ学生の関わる活動の機会を十分に設けることができなかった。第2期においてはこの点に留意し、学生たちが地域活性化に寄与する活動に取り組めるよう進めることが課題である。

また、学生たちの活発な地域活動の推進をねらって令和3年度に導入された「かんととりい☆とりたん地域活動奨励金」制度（提出-019、備付-規程集 074）の運用が始まったが、活動内容や活動量にみあった奨励金ではないのではといった意見のもと、見直しを図られた。学生たちは授業・実習等で空き時間が少なく、地域活動を希望しても時間的制約があるのが現状であるものの、ボランティア精神や教育的観点から意義ある奨励金とすることが課題である。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

本学では、建学の精神をより具現化させるため「めざす学生像」を設定しているが、令和元年度に見直しをはかり、趣旨は変えずに文言を整えた。本法人では、年2回「法人教職員全体会」を開催している。本会では、法人マスタープランや中期計画、事業計画書・事業報告書等を点検することにより、建学の精神をはじめとする本学の教育理念、教育方針を繰り返し確認している。さらに新任教職員には、年度初めに教務部長および事務局長から研修を行って教職員全員が同じ認識の下に教育にあたることができる体制をとっている。

本学では各機関と多くの連携協定を結んでいるが、さらに鳥取県教育委員会と協定を締結したことにより、高大連携のみならず小中学校への働きかけが行いやすくなった。令和6年3月には中学生対象の体験型オープンキャンパスを開催し、鳥取県教育委員会が進める「ふるさとキャリア教育」との連携を図った。また平成29年度私立大学等改革総合支援事業「とっとりプラットフォーム 5+α」の選定により、鳥取県内の高等教育機関、自治体および経済・医療福祉団体等が連携し、本学が基幹校となって高等教育と地域の活性化をめざした事業を推進して第1期を終えた。本学の教職員はそれぞれの専門性を活かしながらさまざまな機関とリスクマネジメントや県立美術館等に関わる共同研究や共同事業を進め、地域社会へ大きく貢献した。令和5年度からは本事業第2期として、新たな地域課題に向けた取組みを始めている。

令和6年3月には鳥取県の呼びかけに応じて能登半島地震の被災地へボランティア活動に赴き、高齢者の住宅の片付けや壊れた屋根瓦の撤去作業にあたった学生たちがいた。

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和 5 年度）
- 002 鳥取短期大学学則
- 004 ホームページ「4 つのポリシー」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5652>
- 007 学校法人藤田学院ガイドブック 2023
- 008 令和 6 年度事業計画書
- 009 令和 5 年度事業報告書
- 011 カリキュラムマップ（令和 5 年度入学生用）
- 012 カリキュラムツリー（令和 5 年度入学生用）
- 014 令和 5 年度学修成果報告書
- 015 ディプロマ・ポリシー一覧
- 016 カリキュラム・ポリシー一覧
- 017 アドミッション・ポリシー一覧
- 018 令和 5 年度学生募集要項
- 019 令和 6 年度学生募集要項

備付資料

- 002 鳥取短期大学・鳥取短期大学附属こども園第 6 次中期計画
- 012 ホームページ「教育目的と教育目標」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5653>
- 013 令和 5 年度卒業生アンケート集計結果報告
- 014 令和 5 年度キャリア形成支援教育に関する調査（雇用主アンケート）結果報告
- 015 「有識者会議」議事録（令和 2 年度）
- 017 非常勤講師連絡会資料（令和 5 年度）
- 018 ホームページ「学修成果」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=6993>
- 019 学修成果部会議事録（平成 29 年度～令和 5 年度）
- 020 理事会議事録（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 021 評議員会議事録（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 022 令和 2・4・5 年度高等学校校長会（中部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和元・4・5 年度高等学校校長会（東部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和元・4・5 年度高等学校校長会（西部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録
- 232 2020(令和 2)年度後期実績・2021(令和 3)年度前期計画
- 233 2021(令和 3)年度前期実績・2021(令和 3)年度後期計画
- 234 2021(令和 3)年度後期実績・2022(令和 4)年度前期計画
- 235 2022(令和 4)年度前期実績・2022(令和 4)年度後期計画

236 令和 4(2022) 年度後期実績・令和 5(2023) 年度前期計画

237 令和 5(2023) 年度前期実績・令和 5(2023) 年度後期計画

備付資料-規程集

なし

〔 区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。 〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準
II -A-6）

<区分 基準 I -B-1 の現状>

建学の精神は、「地域に貢献する人材の育成」である。これを具現化するために、め
ざす学生像を示している。さらに、このような学生を育てるために、教育目的・目標を
以下のように確立している（提出-001、002）。

国際文化交流学科

教育目的は、文化とコミュニケーションの研究と教育を行い、豊かなコミュニケー
ション力を備え、国際化が進展する地域社会に貢献できる人材を育成することである。
教育目標は以下の 3 つである：①人とのかかわり方を理論的・実践的に学び、円滑な
人間関係をきずく力を育む、②日本や世界の文化・言語を学び、視野を広げる、③地域
社会で役立つコミュニケーション力を身につける。

生活学科 情報・経営専攻

教育目的は、生活者の視点から経済を学び、生活設計等のライフスキルを身につけ
た社会人の育成を図るとともに、情報処理とビジネス実務の専門知識と技能を習得し
た職業人を養成することである。教育目標は以下の 3 つである：①主体的に調べ、考
え、まとめ、表現する力を養う、②授業で学び、習得した技能を資格取得に結びつけ
る、③キャリアプランニングの視点を身につける。

生活学科 住居・デザイン専攻

教育目的は、建築とデザインの分野での研究と教育を行い、豊かな住居環境の創造
や独創的・実用的な造形活動を行うことができる人材を育成することである。教育目
標は以下の 3 つである：①理論と実践による教育に基づく高い実務能力を養う、②地
域の伝統文化等を積極的に教育に取り込み、社会のニーズに対応できる人材を育成す
る、③住居分野とデザイン分野による教育の幅と深さから、個性と創造性を養う。

生活学科 食物栄養専攻

教育目的は、食と健康に関する専門知識、確かな技術と研究的態度を備え、食の分野

から、地域社会で人々の健康づくりに貢献できる人材を育成することである。教育目標は以下の 3 つである：①食と栄養のスペシャリストを育成する、②幅広い実践力やマネジメントができる能力を養う、③ライフスタイルに合った食生活を創造できる力と感性を養う。

幼児教育保育学科

教育目的は、「教育」と「福祉」の研究と教育を行い、地域社会や家庭において、人と人とのかかわりを支援できる人材を育成することである。教育目標は以下の 3 つである：①思いやりや優しさ、人を大切にするところを育む、②人間形成の基礎を培う立場の自覚を促し、広い視野と豊かな感性を育み、確かな専門的能力を養う、③個性をいかし、実践力・応用力を高める。

上記の教育目的・目標は、学生・教職員に対しては学則（提出-002）や学生便覧（提出-001）、カリキュラムマップ（提出-011）およびカリキュラムツリー（提出-012）で、また、学外のステークホルダーに対しては法人ガイド（提出-007）、ホームページ（備付-012）でそれぞれ表明している。

各学科・専攻における人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかを定期的に点検するため、卒業生就職状況アンケートと雇用主アンケートを毎年実施し、卒業生と雇用主の両者から在学期間中に備えるべき能力や態度について聴取し、報告書（備付-013、014）にまとめて学内で共有している。また、学外の有識者の方々と例年意見交換会（備付-015）を行い、職業人としての能力や地域活動で求められる能力を確認している（ただし、令和 3～5 年度は未実施）。さらに、大学の運営に関する第 6 次中期計画（備付-002）を半年ごとにチェックすることで、達成状況を学内で共有し、年度ごとに計画を見直すことによって PDCA サイクル（備付-232～237）を回している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学修成果は、建学の精神である「地域に貢献する人材の育成」に基づくとともに、本学のめざす学生像、および基準 I-B-1 に示した教育目的・目標を前提とし、「協調性」、「ルール・マナーの遵守」、「コミュニケーション力」、「主体性」、「実践力」を重視して規定している（提出-001、002）。本学における全学共通の学修成果は、①他の人

の意見を理解し、自分の考えを伝える力を備えている、②職業および實際生活に必要な専門的・実践的能力を備えている、③社会の一員としてルール・マナーを守り、積極的に行動する態度を身につけている、の3点である。

★「学修」と「学習」の使い分けについて

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」（平成24年8月28日、中央教育審議会）によると、「大学設置基準上、大学での学びは「学修」としている。これは、大学での学びの本質は、講義、演習、実験、実習、実技等の授業時間とともに、授業のための事前の準備、事後の展開などの主体的な学びに要する時間を内在した「単位制」により形成されていることによる」とあり（p.2の脚注1）、本報告書でもこれに倣うこととする。つまり、大学が提供する教育プログラムに沿った学び（＝単位認定に結び付く学び）を「学修」と呼び、それ以外の一般的な意味合いでの学びも含まれる場合は「学習」と呼び分ける。

国際文化交流学科

学修成果は、①自文化を知り、異文化を理解しようとする意欲・態度を備えている、②自分の知識や考えを分かりやすく表現する力を身につけている、の2点である。これらの知識・技能・態度を活かして地域に貢献できる人材の育成をめざしている。この学修成果は教育目的・目標を達成するために必要な「文化理解」、「表現力」を明確に示すものである。

生活学科 情報・経営専攻

学修成果は、①情報活用能力を身につけている、②ビジネス実務能力を身につけている、③社会人としての基礎力を備えている、の3点である。これらの能力および基礎力を活かして地域に貢献できる人材の育成をめざしている。この学修成果は教育目的・目標に基づくもので、「情報処理とビジネス実務の知識・技能の修得」と「社会人力の養成」を明確に示すものである。

生活学科 住居・デザイン専攻

学修成果は、①住居を設計する実務能力を身につけている、②デザイン作品を企画し、表現する力を備えている、の2点である。それぞれ、住居とデザインの分野から地域に貢献できる人材の育成をめざしている。この学修成果は教育目的・目標に基づいており、建築・住環境や、デザイン・造形活動に関する人材育成、実務能力の養成、社会のニーズに対応した人材の育成、個性と創造性の養成を明確に示すものである。

生活学科 食物栄養専攻

学修成果は、①栄養・食生活と心身の健康との相互関係を理解している、②個人および集団の健康増進・維持に関する栄養教育ができる、③食事計画や給食運営ができる、の3点である。これらの知識・技能を活かして地域に貢献できる栄養士の人材育成をめざしている。この学修成果は、教育目的・目標に基づいており、「食と健康に関する

専門知識」、「給食管理・運営」の修得を明確に示している。

幼児教育保育学科

学修成果は、①保育活動で活かせる表現力を身につけている、②保育者にふさわしい意欲・態度を備えている、の2点である。「表現力」、「意欲」、「態度」は教育目的・目標を明確に示している。これらの能力・態度を活かして、建学の精神に基づく、「教育」と「福祉」の分野で活躍する保育者の人材養成をめざしている。

学修成果の表明について、学内に対しては年度ごとの学修成果報告書を配付している（提出-014）。学外に対しては、各年度の非常勤講師・兼任教員連絡会（備付-017）、経済・行政・教育分野から選定した委員による有識者会議（備付-015）、ホームページ（備付-018）等を通じて表明している。令和3年度からは、学生に対しても学修成果の項目を周知すべく、学生便覧に全学および各学科・専攻の学修成果の一覧を掲載している（提出-001）。

学修成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、学修成果部会を中心に定期的に点検している。関係法令については、事務局の担当部署と該当学科・専攻とが密に連携し、適宜確認しながら法令遵守に努めている。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学では三つの方針を以下のように定め、「幅広い視野」「専門的・実践的能力」「協調性」「社会貢献」というキーワードで関連付け、一体的に定めている（提出-015～017）。

全学のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針、以下、ディプロマ・ポリシー）は以下のように定めている。①人間関係を大切に、幅広い視野をもって社会生活を送ることができる、②職業および実際生活における専門的・実践的能力をそなえている、③社会の構成員として、よりよい地域社会を形成しようとする。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針、以下、カリキュラム・ポリシー）は、ディプロマ・ポリシーをふまえて以下のように定めている。①幅広い視野を育成するため、語学および体育を含めた多様な分野から構成される全学共通の教養科目を編成し、バランスよく受講されるよう実施する、②職業および実際生活で求められる専門知識・技能を段階的に修得できるよう、各学科・専攻の特性に応じた初年次教育を導入し、専門教育科目を系統的に配置する、③協調性をもって社会に貢献する人材

を育成するため、地域と関連した科目を配置し、生涯を見据えたキャリア教育を行う、④全学で統一的に策定された成績評価基準に基づいて学生の到達度を評価するとともに、アセスメント・テスト、学生による学習履歴、学習行動調査等の方法を用いることによって、学修成果を総合的に把握する。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針、以下、アドミッション・ポリシー）は、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーをふまえて以下のように定めている。①本学で学ぶために必要な基礎学力のある人、②自分の考えを主体的に表現することができる人、③ひととのつながりや地域社会を大切にしようとする人。

各学科・専攻課程においても、以下のように三つの方針を関連付けて作成している（提出-015～017）。

国際文化交流学科

ディプロマ・ポリシーは、全学のディプロマ・ポリシーを学科の内容に関連付け、以下の通り定めている。①言語、文化、交流に関して主体的に課題を見つけて取り組むことができる、②地域社会で役立つコミュニケーション力を身につけている、③地域社会の一員としての自覚をもち、多文化共生的視点をもって貢献する態度を身につけている。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定めている。①学びの基礎となる科目を初年次に配置し、能動的学修により、学生が主体的な学びを実践できるよう体系的に編成する、②日本・世界の文化や言語に関する知識と技能、円滑な人間関係を築く力、自分の考え等を発信する力を理論的・実践的に学び、社会で役立つコミュニケーション力を総合的に育成するよう編成する、③生涯にわたり主体的に社会に貢献しようとする態度を育成するため、さまざまな科目や活動を有機的に連携させ、キャリア形成を支援する。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように規定している。①言語、文化、交流に関心をもち、自律的に学習する意欲をもつ人、②ひととのかかわりについて主体的に学び将来に活かそうとする人、③コミュニケーションの大切さを自覚し、その力を高めたい人。

生活学科 情報・経営専攻

本専攻のディプロマ・ポリシーは、以下の3点である。①情報処理とビジネス実務の専門知識と技能を修得している、②主体的に調べ、考え、まとめ、表現する力を獲得している、③情報活用能力を活かし、地域社会に貢献しうる力を身につけている。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のカリキュラム・ポリシーの下に教育課程を編成している。①学びの基礎から応用までを、順を追って学び修得できる順序で編成する、②情報処理とビジネス実務の専門知識と技術を理解させ、習得した技能が資格取得に結びつくように実践力を養成することを可能にする、③基礎から応用までの特別演習科目を設け、問題発見や問題解決能力および表現能力を育成する、④基礎能力を養い、専門性を高め、キャリア形成をはかることを可能にする。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように規定している。①情報と経営に関する専門知識と技術を学ぶ

ことを望む人、②情報とビジネスに関するスペシャリストとして活躍したいと望む人、③情報とビジネスに関する合理的判断力と論理性を身につけたいと望む人。

生活学科 住居・デザイン専攻

ディプロマ・ポリシーは、以下の 3 点である。①住居・デザイン分野での専門知識と技能を身につけている、②幅広い分野で活躍できる豊かな発想力とクリエイティブな力をそなえている、③地域社会の形成、文化の創造に貢献できる企画力と表現力をもっている。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定めている。①建築、インテリアおよびデザイン、アートに関する 2 つの分野から成る専門科目を編成するとともに両分野で共通して求められる基礎能力を育成する科目を配置し、主として少人数での授業を編成する、②建築、インテリア分野では、建築士受験資格の取得に関する科目を基礎から実践へと段階的に学修が深まるように設置して、建築士にふさわしい能力を育てる、③デザイン、アート分野では、グラフィック、プロダクト、クラフト等に関する多様な専門科目を設置し、演習科目での授業を中心に問題解決能力や表現能力を育成する、④地域社会を形成する能力を育成するために、学外での実習科目を配置するとともに専門科目において地域での授業を積極的に展開する。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように定めている。①建築あるいはデザイン分野を学ぶための基本的な能力をもつ人、②住宅の設計やデザイン制作に興味や意欲をもつ人、③建築士あるいはデザイナーとして活躍したい人。

生活学科 食物栄養専攻

ディプロマ・ポリシーは、以下の 3 点である。①食と栄養に関する確かな専門知識と技能を身につけている、②食を通して健康の維持・増進を図り、生活習慣病の予防を実践できる能力を修得している、③専門の知識・技能を活かし、社会人として地域社会に貢献できる能力をそなえている。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のカリキュラム・ポリシーを定めている。①栄養士に必要な食と栄養についての専門知識を身につけるため、科目の開講時期を基礎から応用へと段階的に発展させ、より理解を深めるように専門科目を編成する、②実践力、リーダー性および協調性を育成するために、食品学実験、調理学実習、給食管理実習などの実験・実習・演習科目において、グループ活動を積極的に取り入れる、③学外実習や各種分野の授業をとおして、人々の健康維持に貢献できる実践力を備えた栄養士を育成する。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように定めている。①食と健康に興味があり、学習意欲のある人、②栄養士の仕事に関心があり、栄養士をめざす人、③食の立場から他のひとを思いやる心をもつ人。

幼児教育保育学科

ディプロマ・ポリシーは、以下の 3 点を定めている。①保育・幼児教育に関わる広

い視野と、専門知識・技能をそなえている、②子どもやひととのかかわりを大切にし、保育・幼児教育の学びを活かすことができる、③学び続ける意欲と自覚をもち、子どもや地域社会に貢献しようとする、である。

このディプロマ・ポリシーをふまえて、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定めている。①保育者として必要な専門知識・技能を養うために、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得に必要な科目を設置する、②保育者としての実践力・応用力を高めるために、学修成果の形成的評価の視点から各学期に実習関係科目を配置して学外実習を実施する、③個性あふれる保育者をめざして、能動的な学修が展開できる少人数制の演習科目・個別指導によるレッスンの設定、資格に関連した幅広い選択科目や保育実践を豊かにする関連資格科目を設置する、④職業人としての保育者として、卒業後も学び続ける意欲を持ち、主体的に個人・集団・社会の発展に寄与することができるよう、キャリア形成に関する科目を設置してキャリア発達を支援する。

アドミッション・ポリシーは、学科の学修成果を獲得するために必要な基礎的な資質として、以下のように定めている。①保育・幼児教育を学ぶ意志が明確な人、②集団の中で学び、身につけた知識や技能を活かす努力のできる人、③子どもと接する責任感や感性の豊かな人。

三つの方針については、学修成果部会を中心として、各学科・専攻で議論を行っている（備付-019）。各学科・専攻の学科会議で修正の必要性などを検討した後、学修成果部会で整合性や妥当性について確認している。平成 29 年度に国際文化交流学科の三つの方針に付随する部分が、教職課程の廃止に伴って修正された。また、令和元年度に生活学科住居・デザイン専攻の三つの方針に付随する部分が、資格要件の変更に伴い修正された。三つの方針については、事業計画書・事業報告書に盛り込み、理事会および評議員会においても協議している（提出-008、009、備付-020、021）。

本学では三つの方針、特にカリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程に則って教育活動を行っている。各学科・専攻がそれぞれ、全学の三つの方針に基づき学科・専攻の三つの方針をカリキュラムマップ（提出-011）およびカリキュラムツリー（提出-012）として表現して、学生にオリエンテーションを通じて説明している。カリキュラムマップは主に教員側が教育課程の編成等に資する目的で使用し、学生に対してはカリキュラムツリーを示して、学びの意義や計画的な履修の指導に役立てている。

募集要項にアドミッション・ポリシーを明記し、入学志願者が理解できるようにしている（提出-018、019）。学生に対しては三つの方針を学生便覧に記載し、確認できるようにしている（提出-001）。また、学外に対してはホームページにおいて示しており、保護者や高校教員、雇用主が閲覧できるようにしている（提出-004）。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

教育目的・目標、三つの方針については学内外に公表しているが、学修成果について学生に対する周知が不足している。学修成果の個々の項目を学生に周知し、主体的な学習へとつなげる取り組みが必要である。そこで、令和 3 年度から学生便覧に全学お

よび各学科・専攻の学修成果の項目を掲載することとし、さらに令和4年度には、学生に対する学修成果の可視化を図るべく検討を始めた。後期の進路面談時に個々の学生のGPAを学科・専攻のGPA分布と合わせて示すことで、学生が学科・専攻内における自分の位置を知ることができるようにし、もって学修意欲の向上に資するようになった。

＜テーマ 基準I-B 教育の効果の特記事項＞

本学の教育理念は地域からの要請に応えた人材を養成することであり、この目的をどの程度達成しているかを点検するため、各種アンケート結果（備付-013、014）の分析や学外関係者との意見交換等（備付-015、022）を実施している。

令和元年度より教育課程にナンバリングを導入し、各科目の位置付けがより明確になるように取り組んでいる（提出-012）。

[テーマ 基準I-C 内部質保証]

＜根拠資料＞

提出資料

- 014 令和5年度学修成果報告書
- 020 鳥取短期大学自己点検・評価規程

備付資料

- 002 鳥取短期大学・鳥取短期大学附属こども園第6次中期計画
- 013 令和5年度卒業生アンケート集計結果報告
- 014 令和5年度キャリア形成支援教育に関する調査（雇用主アンケート）結果報告
- 015 「有識者会議」議事録（令和2年度）
- 019 学修成果部会議事録（平成29年度～令和5年度）
- 022 令和2・4・5年度高等学校校長会（中部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和元・4・5年度高等学校校長会（東部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和元・4・5年度高等学校校長会（西部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録
- 023 自己点検・評価運営委員会議事録（平成28年度～平成29年度）（令和3年度～令和5年度）
- 024 ホームページ「平成27年度短期大学間相互評価 鳥取短期大学・香川短期大学相互評価報告書 平成28年3月」
http://www.jaca.or.jp/service/other/academy/conduct_school.html
- 025 平成27年度鳥取短期大学・香川短期大学相互評価報告書
- 026 令和5年度入学時アンケート
- 027 令和5年度卒業前アンケート

- 028 ホームページ「アンケート」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=6223>
- 030 授業評価アンケート結果（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 031 国際文化交流学科科会議事録（令和 5 年度）
- 032 情報・経営専攻科会議事録（令和 5 年度）
- 033 住居・デザイン専攻科会議事録（令和 5 年度）
- 034 食物栄養専攻科会議事録（令和 5 年度）
- 035 幼児教育保育学科科会議事録（令和 5 年度）
- 036 教務委員会議事録（令和 5 年度）
- 037 学科長会議事録（令和 5 年度）
- 047 鳥取短期大学アセスメントポリシー
- 070 FD 活動実績（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 143 令和元年度認証評価機関別評価結果について
- 144 ホームページ「令和元（2019）年度 認証評価結果」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=10387>
- 145 ホームページ「短大基準協会令和元年度認証評価結果報告書」
http://www.jaca.or.jp/assets/files/2-1_jigyo/6_kekka/r1/r1_hyokakekka.pdf
- 152 ホームページ「ティーチング・ポートフォリオ」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=10878>
- 225 鳥取短期大学国際文化交流学科編「短大生のためのスタディスキル」今井出版 2022
- 226 鳥取短期大学国際文化交流学科編「「特別研究」ガイドー短大生のための論文の書き方ー」2023
- 238 保育人材養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上に関する協定書

備付資料-規程集

なし

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

本学では、平成 4 年 8 月に「自己点検・評価規程」(提出-020)を定め、教育理念・目標、教育活動、研究活動、教員組織、施設設備、図書館、管理運営・財政、社会との連携、FD、SD を自己点検・評価項目とし、自己点検・評価運営委員会において実施することとしている。この運営委員会は、学長、各学科長、委員長(教務、学生、学術、国際交流、FD、SD)、実施部会長、事務局長、各部長、図書館長、グローバルセンター長、ヘルスサポートセンター長によって構成され、年度の自己点検・評価活動により必要に応じて実施部会を設けることとしている。

以前は自己点検・評価運営委員会において各年度初めに評価項目を定めて活動を行う方法をとっていたが、平成 29 年度についての自己点検・評価からは本認証評価の観点に則り活動を進めることとした。前年度の課題を基に実施部会および委員会で検討した各年間活動計画を自己点検・評価運営委員会で協議し、年度途中の中間報告を基に年度後半の運営についてさらに協議し、年度末の年間報告によって評価を行って次年度の基本的な方針を取り決めている(備付-023)。また本学では、法人マスタープランを基に、理事会、学科・専攻、事務部門、附属機関ごとに運営に関する中期計画を前年度の自己点検・評価結果も踏まえて策定し(備付-002)、半年ごとに PDCA サイクルに基づき点検し「法人教職員全体会」において報告している。従って、かなり細部にわたる内容まで日常的に点検を行い評価している。

平成 29 年度以降においては本認証評価の項目に従って自己点検・評価を行い、公開している。平成 30 年度については、令和元年度に短期大学基準協会(現大学・短期大学基準協会)による認証評価を受け、「適格」の認定を受けた(備付-143)。これについては本学ホームページおよび同協会ホームページにて公表されている(備付-144、145)。さらに本学では、認証評価受審の間の時期に香川短期大学と過去 3 回相互評価を行い(平成 20 年度、27 年度、令和 4 年度)、いずれの報告書も大学・短期大学基準協会に提出し、同協会のホームページにて公表されている(備付-024、025)。また、前述の中期計画、および全学生の入学時と卒業前に実施する「入学時アンケート」(備付-026)および「卒業前アンケート」(備付-027)の結果を、すべて本学ホームページで公開している(備付-028)。この学生アンケートが、本学学生全体の学修面および学生生活の状況を把握する上で要となるデータである。また自己点検・評価運営委員会の学修成果部会では、毎年度全学および各学科・専攻ごとにアセスメントポリシーに則り学修成果を報告書にまとめ、学内で共有している(提出-014)。

本学の大学全体の最も細部に至るまでの実質的な自己点検となるのは、前述の中期計画である。中期計画の半年ごとの自己点検・評価については、各学科・専攻および事務局各部門、附属機関ごとに全員で見直しを行い、「法人教職員全体会」において報告している。なお、自己点検・評価運営委員会の部会および委員会活動を主とする自己点検・評価は、各学科・専攻および事務局からの構成メンバーが中心となって実施している。したがって常に学科会議および委員会等で協議を行っており、教職員全員が何らかの役割のもと自己点検・評価活動に関わっている。

本学では、20 年以上前より毎年 1 回鳥取県中部の高等学校(現在は県立 5 校、私立

2校) 校長および進路指導部長との意見交換会を実施し、本学教育や入試への意見を聴取してきている(令和3年度はコロナ禍により開催できず)(備付-022)。平成29年度からは鳥取県東部(県立10校、私立3校)および西部(県立9校、私立3校)の校長会とも同様の会議を開催しており、貴重な意見交換の場となっている(令和2・3年度はコロナ禍により開催できず)(備付-022)。さらに、平成28年からは有識者会議を開催し、企業、行政、教育等の分野の有識者から本学教育への提言をいただいている(令和2年度はオンライン開催、令和3年度以降は実施できず)(備付-015)。本学では、これらで聴取した意見や提言を学科長会および各委員会等で検討し、教育へ還元できるよう努めている。

自己点検・評価運営委員会の実施部会である学修成果部会報告およびIR部会報告等を基に検討した自己点検・評価の結果および課題については、各学科・専攻教育および教養教育、キャリア教育等の改善につなげるため、各学科・専攻、委員会等で検討し、具体的には前述の中期計画に反映させ、半年ごとの点検を行ってPDCAサイクルを継続的に用い、次年度の改革・改善策へとつなげている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学修成果の査定については、全学共通部分では各学生のGPA、各学科・専攻の学位取得率、各開講科目の単位取得率(提出-014)および授業評価アンケート(備付-030)、学修成果を含めた本学教育全体に対する在学生アンケート(備付-026、027)および卒業生、雇用主アンケート(備付-013、014)を毎年度行っている。また、学科・専攻ごとに専門分野の特性に適合するよう資格取得率、事前・事後テスト、学修成果の自己評価、ルーブリック、ポートフォリオ等の手法で査定を行っている(提出-014)。

査定に当たっては、平成30年度に「鳥取短期大学アセスメントポリシー」(備付-047)を定め、これに則って機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三層に分けて行っている。

査定の方法については、各学科・専攻の会議において定期的に点検を行っている(備付-031～035)。また、学修成果部会において全学および各学科・専攻の査定の方法を平成28年度、平成29年度と吟味してきた。これらの査定の結果および内容については自己点検・評価運営委員会において協議している(備付-023)。

全学および各学科・専攻の学修成果達成の目標を年度当初の自己点検・評価運営委

員会に示し、この目標に従って教育を行っている（備付-023）。学修成果の査定結果および次年度の目標を毎年度末に学修成果報告書（提出-014）としてまとめている。また、中期計画（備付-002）において半期ごとに各学科・専攻の取り組み方針、取り組み成果、次期の目標を作成し、年 2 回行われる「法人教職員全体会」において報告している。これらの過程において、教育の向上・充実を図るべく、各学科・専攻（備付-031～035）、教務委員会（備付-036）、学科長会（備付-037）、学修成果部会（備付-019）等において協議し、授業改善やカリキュラム改定を行っている。

平成 29 年度には PDCA サイクル確認シートを作成し、短期大学基準協会の内部質保証ルーブリックに基づいて自己点検を行った。平成 30 年度は雇用主アンケートを令和元年度教育課程の編成に利用し、PDCA サイクルを機能させている（備付-023）。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等は教務部において確認している。教務課の担当者および教務委員会の委員は毎年日本私立短期大学協会主催の教務担当者研修会に参加し、変化の動向の把握に努めている。これらの変更を把握した上で法令を遵守し、必要な場合は学内の規則等を変更している。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

学修成果のアセスメント手法（PDCA サイクル確認シートと内部質保証ルーブリック、雇用主アンケート）については、学生の多様化が進むなか的確な把握ができているのか、さらに検討を要する。また従来は卒業時にディプロマサプリメントとして各自の GPA と学科・専攻ごとの GPA 分布をグラフ化した資料を渡してきたが、令和 4 年度は 1 年次末に行われる進路三者懇談会にて同様の資料を保護者にも提供して保護者の理解も得つつ学生指導に活用することとした。さらに令和 5 年度前期のオリエンテーションでは全学生に上記資料を個票として作成して配付・説明し、学修意欲の向上に努めることとした。この効果についても検証する必要がある。

令和元年度より、教員の教育力向上をめざして、各学科・専攻が学科内共同研究を開始した。教育の改善につなげることを目的として学長裁量経費を活用し進めている。一部の学科では短大生のためのスタディスキルや論文の書き方に関するテキストを作成し、書店で販売するまでに成果を上げている学科もあるが、コロナ禍による影響もあって計画通りに深めることができず予定を変更する学科があるなど、今後の研究の推進が課題である。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

本学の自己点検・評価の特徴は、自己点検・評価運営委員会を中心に実施する自己点検・評価活動と連動させた全員参画で策定、点検・評価する中期計画の運用にある。これらにより、教職員全員がさまざまな自己点検・評価の取り組みに関わることになり、大学全体、また各学科・専攻、委員会、各付属機関、事務局部署等の現状を把握し、課題意識をもって改善、改革に取り組み、その結果を評価し、次の計画につなげる仕組みができている。

カリキュラム・ポリシーや授業評価アンケート、教育環境について、各学科・専攻の

学生代表者や社会人学生と教員とが意見交換する機会を設けて、自己点検・評価活動に学生の視点を導入してきた。令和 2 年度においては「学生生活や授業などにおけるコロナ感染症の影響」、令和 3 年度は「遠隔授業を振り返って」、令和 4 年度は「授業づくり」、令和 5 年度は「専門教育科目に関する課題」をテーマに学科・専攻ごとに学生の意見を聴取し、それぞれの授業運営に反映させている（備付-070）。

さらに、平成 30 年度に導入したティーチング・ポートフォリオを、令和 2 年度からは本学のホームページに公開している。令和 4 年度は全教員が改訂を行い、教育の質保証に務めた（備付-152）。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

(1) 協定等に基づく各機関との連携の成果拡大に向けた取組みについて

協定は結ぶものの実質的な活動や成果に結びつきにくい状況があった中、平成 29 年度に採択を受け本学が幹事校となって進めてきた私立大学等改革総合支援事業「とっとりプラットフォーム 5+α」では、鳥取県内の高等教育機関、自治体および経済・医療福祉団体等と包括連携協定を締結し、各機関がさまざまな形で共同して、課題分野に関する共同研究の他、防災士養成、FD・SD 研修会、県立美術館サポート・活用事業など 12 の課題に精力的に取り組む成果を上げた。本事業は令和 5 年度からは第 2 期として地域の新たな課題に向け取組みを進めている。

また、鳥取県とは協定により保育人材確保を目的とする県独自の本学学生向け修学資金貸付制度が設けられている。令和 5 年 12 月新たに鳥取県と学校法人藤田学院との間で「保育人材養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上に関する協定」が締結された（備付-238）。これにより貸付制度の大幅な見直しが図られることになり、本学は減少傾向にある保育・幼児教育分野への志望者拡大に向け、鳥取県と一体となって取り組むこととなった。

(2) 三つの方針についての継続的な検討について

三つの方針については、自己点検・評価運営委員会の学修成果部会を中心に議論してきており、とくに専攻科のディプロマ・ポリシーの改定に取り組んだ。また令和 4 年度に行った相互評価において、香川短期大学より学修成果とカリキュラムマップを連関させ数値化する方法が紹介された。これを参考に本学では学科・専攻におけるディプロマ・ポリシーのバランスを数値として把握することを試みた。今後も検討を進め教育課程の見直し等につなげていく。

(3) 学修成果のアセスメント手法の検討について

各学科・専攻の学修成果のアセスメント手法については、その妥当性を上げるため、常に見直しを図られるよう学修成果部会で協議している。その上で各学科・専攻の学修成果を毎年度末にアセスメントポリシーに則り評価し、報告書にまとめ、学内で共有している。学生の能力や気質が年々変化し多様化しているため、FD委員会による「学生FD活動」などを通して学生代表との意見交換を適宜行いながら指導方法の見直しや検討を加えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 学生の地域貢献活動の推進

「とっとりプラットフォーム 5+α」事業においては、防災士の養成や鳥取県立美術館と連携した事業など一定の成果を上げることができたが、こども食堂へのボランティアの派遣など学生が積極的に関わることのできる活動については、コロナ禍のため十分に進めることができなかった。また学生たちの活発な地域活動の推進をねらって令和4年度に導入された「かんとりい☆とりたん地域活動奨励金」制度の運用が始められたが、令和5年度には活動内容や活動量にみあった奨励金とするための見直しを図られた。学生たちは授業・実習等で空き時間が少なく、地域活動を希望しても時間的な制約があるが、視野を広げ学生生活を豊かにする上でも十分な活動を重ねることができるようグローバルセンターを窓口として支援していく。

(2) 学修成果項目の学生への周知の徹底

学生の主体的な学びを促す方策として、学修成果項目の周知の必要性をあげている。そのため令和3年度には学生便覧に全学および各学科・専攻の学修成果項目を掲載し、学生への周知を図った。さらに令和4年度には、学生に対する学修成果の可視化を図るべく検討を始め、後期の進路面談時に個々の学生のGPAを学科・専攻のGPA分布と合わせて示すことで、学生が学科・専攻内における自分の位置を知ることができるようにし、もって学修意欲の向上に資するようにした。令和5年度からは、前後期のオリエンテーションにて学科・専攻のGPA分布を学生に配付し、各学生が自身のGPAと比較することで学修意欲を維持するための資料として活用できるようにした。また、担任による学生面談の資料としても活用している。今後は、これが学修成果にどのような効果をもたらすか、検証していく。

(3) 学科・専攻共同研究による教育の質保証

共同研究については、学科の教育に反映できる内容をテーマに令和元年度から進めてきた。国際文化交流学科においては、初年次教育に活用できる「短大生のためのスタ

ディスキル」(備付-225)の出版に続き、令和4年度には「短大生のための論文の書き方」(備付-226)を学科教員全員で執筆し、令和5年度に出版した。また生活学科情報・経営専攻では令和4年度から鳥取県からの3か年の委託を受け「鳥取県IT利活用人材育成プログラム」を開始し、企業が抱える課題について検討するPBL学修を展開している。これ以外の学科・専攻においてもそれぞれのテーマのもと進めているが、スタート時点からのコロナ禍により調査等の足止めによって十分な成果が得られていない研究もある。今後においては引き続き学長裁量経費を有効に活用しながら、多様化する学生の実態に即した教育改善につながる研究となるよう検討を進めていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和 5 年度）
- 002 鳥取短期大学学則
- 004 ホームページ「4 つのポリシー」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5652>
- 010 令和 5 年度シラバス
- 011 カリキュラムマップ（令和 5 年度入学生用）
- 012 カリキュラムツリー（令和 5 年度入学生用）
- 014 令和 5 年度学修成果報告書
- 015 ディプロマ・ポリシー一覧
- 016 カリキュラム・ポリシー一覧
- 018 令和 5 年度学生募集要項
- 019 令和 6 年度学生募集要項
- 034 学生便覧～履修編～（令和 5 年度入学者用）

備付資料

- 013 令和 5 年度卒業生アンケート集計結果報告
- 014 令和 5 年度キャリア形成支援教育に関する調査（雇用主アンケート）結果報告
- 015 「有識者会議」議事録（令和 2 年度）
- 016 PDCA サイクル確認シート（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 017 非常勤講師連絡会資料（令和 5 年度）
- 019 学修成果部会議事録（平成 29 年度～令和 5 年度）
- 022 令和 2・4・5 年度高等学校校長会（中部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和元・4・5 年度高等学校校長会（東部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録／令和元・4・5 年度高等学校校長会（西部地区）と鳥取看護大学・鳥取短期大学との懇談会会議録
- 023 自己点検・評価運営委員会議事録（平成 28 年度～平成 29 年度）（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 024 ホームページ「平成 27 年度短期大学間相互評価 鳥取短期大学・香川短期大学相互評価報告書 平成 28 年 3 月」
http://www.jaca.or.jp/service/other/academy/conduct_school.html
- 025 平成 27 年度鳥取短期大学・香川短期大学相互評価報告書
- 027 令和 5 年度卒業前アンケート
- 030 授業評価アンケート結果（令和 3 年度～令和 5 年度）

- 031 国際文化交流学科科会議事録（令和 5 年度）
- 032 情報・経営専攻科会議事録（令和 5 年度）
- 033 住居・デザイン専攻科会議事録（令和 5 年度）
- 034 食物栄養専攻科会議事録（令和 5 年度）
- 035 幼児教育保育学科科会議事録（令和 5 年度）
- 036 教務委員会議事録（令和 5 年度）
- 038 本学の教育に関する点検評価活動（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 041 教授会議事録（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 042 教員一覧（令和 6 年 5 月 1 日時点）
- 043 教育課程表（令和 5 年度）
- 044 研究・教育活動計画書（令和 5 年度）
- 045 カリキュラム検討会議事録（令和 5 年度）
- 046 COC+事業報告書（令和元年度）
- 047 鳥取短期大学アセスメントポリシー
- 048 調査書審査（行動点一覧）
- 049 入学者選考委員会議事録（令和 5 年度）
- 050 高校訪問記録（令和 5 年度）
- 052 GPA 分布（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 054 ホームページ「学生による授業評価アンケート」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=6224>
- 055 ティー칭・ポートフォリオ（令和 5 年度）
- 146 教職（栄養教諭）履修カルテ
- 152 ホームページ「ティーチング・ポートフォリオ」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=10878>

備付資料-規程集

- 004 鳥取短期大学カリキュラム検討会に関する規程
- 005 鳥取短期大学科目の履修及び定期試験の受験に関する細則
- 006 鳥取短期大学教員資格審査規程
- 007 鳥取短期大学教員資格審査規程細則
- 008 鳥取短期大学教員資格審査基準
- 009 鳥取短期大学入学者選考委員会規程
- 010 鳥取短期大学入学者選考委員会規程細則

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対

応している。

- ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

学科・専攻課程のディプロマ・ポリシーは基準Ⅰ-B-2に示したそれぞれの学修成果に対応して設定されており、全学共通のディプロマ・ポリシーに卒業の要件と成績評価の基準を示すとともに、学科・専攻ごとに資格取得の要件を明確に示している（提出-015）。この全学および学科・専攻課程のディプロマ・ポリシーは、学生便覧および基準Ⅰ-B-3に記載している。

学科・専攻課程のディプロマ・ポリシーは、以下のように定めており、それぞれ社会的・国際的に通用性がある。社会的通用性に関しては卒業前アンケートにおいて確認を行っている（備付-027）。

国際文化交流学科

本学科のディプロマ・ポリシーは、他者との交流を理論と実践の両面から学び、自文化と異文化を理解する姿勢や、自分の意見を分かりやすく表現できる力を身につけ、その能力を活用することによって国際化が進展する地域社会に貢献することをめざしたものである。

生活学科 情報・経営専攻

本専攻のディプロマ・ポリシーは、ビジネスの専門知識に加え情報活用のスキルと社会人基礎力を修得することである。これらの能力を用いて、ビジネスの現場でビジネスコンピューティングスキルを活用できる人材を育成することをめざしている。

生活学科 住居・デザイン専攻

本専攻のディプロマ・ポリシーは、住居あるいはデザインの専門家として専門知識や技能、豊かな発想力とクリエイティブな力、そして、地域社会の形成、文化の創造に貢献できる企画力・表現力を身につけることを必須として、その資質を育成することを示している。

生活学科 食物栄養専攻

本専攻のディプロマ・ポリシーは、栄養士教育やその他各種資格に関連した必須のものである。学修成果の「栄養・食生活と健康との相互関係の理解」および「栄養教育・食事計画・給食運営を行う能力」を備え地域貢献できる専門職の人材育成は、社会的・国際的に通用性があるといえる。

幼児教育保育学科

本学科のディプロマ・ポリシーは、学修成果の「表現力」、「意欲・態度」に対応して、「教育」と「福祉」の分野の研究と教育を行い、広い視野と豊かな感性、個性を活かし

た実践力を備え、地域社会や家庭において人を大切にし、人との関わりを支援できる人材の育成を示している。

各学科・専攻とも、学科会議でディプロマ・ポリシーを毎年度定期的に点検している（備付-031～035）。必要な変更が生じた際には学修成果部会（備付-019）、自己点検・評価運営委員会において協議している（備付-023）。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

学科・専攻課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて作成されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの対応については平成 28 年度に三つの方針を変更した際に、自己点検・評価運営委員会において協議した（備付-023）。従って、学科・専攻課程の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに対応している。

授業科目編成はカリキュラム・ポリシーに基づいて行っており、学科・専攻課程の学修成果と関連付けて各科目の位置付けを定めている。それらの関係をカリキュラムマップに示している（提出-011）。

単位の実質化を図るために、平成 29 年度に CAP 制を導入し（提出-034）、学則において各学期に履修できる単位数の上限を定めている（提出-002、備付-規程集 005）。この規則に沿って学生が履修登録するよう教務委員を中心として運用している。

授業科目の成績は学修成果の獲得に従って短期大学設置基準に則り評価している。各授業科目の成績評価の基準はシラバスに明記している（提出-010）。成績評価は秀（90点以上）、優（80点以上89点以下）、良（70点以上79点以下）、可（60点以上69点以下）の4段階に設定し、この基準に到達しない場合は不可の評価となる。成績評価の基準は学則に定め（提出-002）、学生便覧に掲載している（提出-034）。

シラバスには各授業科目の年次配当、開講時期、担当者（所属を含む）、単位数、授業形態および時間数、資格選択区分といった基本情報を明示している（提出-010）。また、ナンバリング、授業概要、到達目標、授業計画（授業各回の内容）、事前事後学修（およびそれに要する時間数、毎回の授業ごと）、教材（教科書・参考書等を含む）、評価方法（成績評価の方法・基準）をすべての科目で示している。到達目標はディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとの関連を踏まえた当該科目の学修成果を記載している。各科目で必要な項目を明示しているかどうかを確認するため、担当教員以外の教職員がチェックをしている（備付-036）。

通信による教育を行う学科・専攻課程について、本学では該当する学科・専攻課程はない。

教員の採用および昇任は経歴・業績を基にする「教員資格審査規程」に従って行われ、短期大学設置基準の教員資格に則り適切に教員を配置している。専任教員については「教員資格審査規程細則」および「教員資格審査基準」に基づいて教員資格審査委員会において審議した後、教授会で諮っている。非常勤教員の審査にあたっては、「教員資格審査規程細則」を準用し、経歴、教育上の能力、研究業績、学会および社会における活動等の実績によって選考している（備付-規程集 006～008、備付-041）。

各学科・専攻課程の教員を以下のように配置している（備付-042）。

国際文化交流学科

定員40名に対して6名の専任教員（うち教授2名）を配置している。専任教員のうち1名は英語を母語とする教員である。専門教育科目は交流、文化、言語の3分野を軸とし、さらに専門基礎分野、資格関連分野（ビジネス実務、プレゼンテーション、学校司書）の科目を置く構成としている。各教員は、各自の専門分野に応じた科目を担当するとともに、学際的な科目については、非常勤講師を含めて複数教員によるチーム・ティーチングを行っており、教育内容に厚みを持たせるようにしている。

生活学科 情報・経営専攻

定員40名に対して7名の専任教員（うち教授2名）と助手1名を配置している。情報分野の教員が3名、経営・ビジネス分野の教員が4名である。情報分野はさらにシステムエンジニア系とメディアクリエイター系に分類され、それぞれに専門の教員を配置している。ビジネス分野では、経済・経営・法律について、それぞれを専門とする教員を配置している。教員は、それぞれの分野ごとにあるいは分野をまたがって連携しながら授業を行い、検定資格の受験指導も行っている。またそれぞれの専門にまたがる科目については複数の教員で担当し、共同で指導を行っている。

生活学科 住居・デザイン専攻

定員30名に対して5名の専任教員（うち教授4名）と助手1名を配置している。専

任教員のうち住居分野の教員は3名、デザイン分野の教員は2名である。

教員の採用および昇任は、住居分野では、建築の実務実績や研究業績が審査され、デザイン分野では、デザイン、アート・クラフトの作品制作に関する業績や実務実績が審査される。住居分野で建築に関する科目を担当する専任教員は、3名とも一級建築士の資格を有しており、非常勤講師は、それぞれの担当科目において住居に関する高度な専門的能力を有している。デザイン分野の専任教員は、デザインや美術分野の実務実績、専門能力を有しており、非常勤講師は、それぞれの担当科目において、デザイン・アート分野の高度な専門知識、技能を有している。

生活学科 食物栄養専攻

定員50名に対して7名の専任教員（うち教授2名）と助手3名を配置している。栄養士法施行規則、栄養士養成施設指導要領に基づいた、教育実績、研究業績を有する専任教員を十分な人数配置している。栄養士資格関連の非常勤講師は11名である。その他の栄養教諭、フードスペシャリスト、医療秘書実務士関連は合計6名の非常勤講師を配置している。また、非常勤講師についても、担当する授業が法令に基づく正規の授業である場合には、施行規則および指導要領に定める資格を具備していることを審査した上で依頼している。

幼児教育保育学科

定員140名に対し、12名の専任教員（うち教授3名）を配置している。従って、専任教員10名の基準は満たしている。それぞれが業績を有し、教員資格および業績を基にした教員配置である。また、幼稚園教諭免許状に関しては、「領域および保育内容の指導法に関する科目」は、教員配置が必要な3領域以上で各1名以上の専任教員を配置し、うち1名以上の教授を含んでいる。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、教員配置が必要な3名以上の専任教員を配置し、うち1名以上の教授を含んでいる。加えて、入学定員数に応じて必要な専任教員を4名配置している。保育士資格に関しては、10名以上の専任教員を満たしており、必修4系列別に各専任教員を配置する基準を満たしている。

学科・専攻課程の教育課程はまず学科会議において検討し、見直し案は教務委員会での協議を経て、教授会において審議している（備付-041）。年度によって変更の度合いは異なるが、学則変更を伴う教育課程の変更を毎年行っている。

学科・専攻課程の授業科目の編成や教育課程の見直しについては以下の通りである（備付-043、041、036、031～035）。

国際文化交流学科

教育課程はディプロマ・ポリシーと対応したカリキュラム・ポリシーに基づき、交流・文化・言語の科目群を中心に編成している。平成30年度から開始したカリキュラムでは、教職課程を廃止し、英語に関する科目を4技能（話す、聞く、書く、読む）の伸長に焦点を当てて再編した。1年次前期に初年次教育を行う科目を新設し、キャリアデザインやプレゼンテーションの科目と併せて専門基礎の柱を立てた。また、学校司書のカリキュラムを導入し、司書課程の学びと併せてコミュニケーション力の向上を

図ることとした。令和元年度には地域系科目の見直しを行い、令和2年度から2科目の名称を変更することで科目間のつながりを明確化した。令和3年度には鳥取県寄付講座「地域と観光Ⅰ」「地域と観光Ⅱ」を開講した。令和4年度には再度英語系科目の見直しを行い、令和5年度入学生からのカリキュラムに反映させた。さらに、効果的に学修成果が獲得できるよう、科目間の連携を強化している。

生活学科 情報・経営専攻

教育課程はディプロマ・ポリシーと対応したカリキュラム・ポリシーに基づき、情報処理系とビジネス実務系の科目群を中心に編成している。また、「基礎演習A」、「基礎演習B」および「特別研究」を必修科目として設置し、主体性を育む教育課程としている。これらを総合して、実務能力を活かして地域社会で活躍できる人材育成をめざしている。

1年次を中心として基礎共通系の科目群を開講し、情報処理系、ビジネス実務系ともに基礎から応用へと学べるような教育課程とし、体系化を図っている。また課題解決型学修にも力を入れ、基礎力から応用能力を身につけることができる演習科目を開講し、学びの柱としている。令和4年度から鳥取県から3か年の委託を受けて鳥取県IT利活用人材育成プログラムを開始した。また、特にビジネス実務系については、学んだことを実地において確認するための「ビジネス実務実習」も組み入れている。

情報処理、ビジネス実務の両分野の動向に目を配り、学科会議の協議を経て、最新の検定試験等にも対応した教育課程の編成に努めている。

生活学科 住居・デザイン専攻

専門教育課程はディプロマ・ポリシーと対応したカリキュラム・ポリシーに基づき、住居系とデザイン系の両分野で専門的知識と技能を習得できるよう取得資格、検定資格関連科目を編成している。また、住居系、デザイン系の業界は新素材やIT技術の導入など変化が激しくこれらに対応するよう現場に出かけ、実際に見て触れて学ぶ研修を行うよう心掛けている。

専門教育課程の1年、2年次においては住居系、デザイン系の両分野で共通する基礎分野である「デザイン概論」、「色彩学」、「住居学」、「デザイン史」等を必修科目として開講している。専門教育課程の検討は毎年行っており、体系的な科目配置となるよう教育課程の編成に努めている。

生活学科 食物栄養専攻

教育課程は栄養士養成を主軸として編成しており、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」の専門基礎分野で食品成分や人体の構造等について理解し、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の専門分野で現場に即した内容について学べるよう体系づけている。

令和5年度は科目の変更をしていないが、法改正や社会の変化に伴い教育課程を定期的に見直すよう努めている。

幼児教育保育学科

本学科は幼稚園教諭二種免許状の課程認定と指定保育士養成施設の指定を受けており、幼稚園教諭免許状および保育士資格に必要な科目をすべて設置し、ディプロマ・ポ

リシーに規定する保育者として必要な知識・技能を養うための教育課程となっている。1 年次前期には初年次教育の科目である「保育・教育入門」を置き、対応して 2 年次後期には出口管理の意味合いを持つ「保育・教職実践演習（幼稚園）」と「保育者論」を設置している。また、実習関係科目を各学期に配置して学外実習を実施し、実習経験を学修素材として授業内容に反映させている。「保育活動で活かせる表現力」、「保育者にふさわしい意欲・態度」を育成できるよう、授業科目を編成、体系化し、学修内容の積み上げと発展的深化を図っている。

学科会議において、毎年教育課程の見直しを行うとともに、IRT 日本語能力テストや自己評価シート結果の分析を積み重ねて、教育の質の向上に努めている。また、令和元年度入学生から、教職課程再課程認定と保育士養成課程改定を反映した新カリキュラムに移行している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学は、教養教育を全学共通開講の教養科目として実施している。全学のカリキュラム・ポリシー（提出-016）に基づき、教養科目として教養（人文、社会、自然の各分野をバランスよく）・語学・体育の科目群を設定している（提出-001、010、備付-043）。その上で、各学科・専攻のカリキュラムツリーにおいて、教養教育として実施する教養科目と専門教育として実施する専門教育科目を結びつけ、各学科・専攻単位で設けているカリキュラム・ポリシーとの関連で、その位置付けを整理している（提出-012）。

教養科目の内容に関しては、教養科目検討会を開催して検討を行ってきた。平成 29 年度からはカリキュラム全体を点検するために設置したカリキュラム検討会で中長期的な教養科目の在り方を検討している（備付-規程集 004）。令和 3 年度以降は、学科のキャリア教育とインターンシップ科目との関連性を整理した。令和 4 年度にキャリア支援委員会を中心に「とりたんエキスパート」というブックレットを作成し、令和 5 年度の 1 年生向けキャリアガイダンスにて活用した。英語科目について習熟度別でクラス分けを実施した。手話の授業について学生の受講希望に応えるため 2 クラス開講とした。令和 5 年度にはカリキュラム検討会において「教養科目（外国語）の教育目的・目標」を策定し、これに基づく実施要領を作成して科目担当者と共有し、ベクトル合わせを行った。また、履修者の多い英語科目の科目担当者に専任教員を加え、クラス数を増やす体制とした（令和 6 年度より実施予定）（備付-045）。

教養科目の効果測定・評価は、毎学期に実施している授業評価アンケート（全科目対

象)を、専門教育科目とともに行い、結果を集計して共有している(備付-030)。集計分析においては、教養科目全体としての学修成果の達成を検証している。これらの結果に基づき、科目担当者は「研究・教育活動計画書」において、科目の現状認識と改善の工夫点を記入・提出している(備付-044)。また、有識者会議における本学の教育への意見も参考にし、前述のカリキュラム検討会等での議論を経て授業改善に反映させていくことが可能となっている(備付-015、045)。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

全学的には、教養科目の「キャリアデザイン入門」で職業教育を包含するキャリア教育科目を設定し、それを土台または併行する形で各学科・専攻の専門教育科目でキャリア教育科目を設けている(提出-010、備付-043)。また、本学の建学の精神で想定する「地域(社会)」を前提に、それぞれの学科・専攻の専門性を生かした職業への意識を高めるため、「現代鳥取学」「現代鳥取研究」の科目を設け、専門教育科目への橋渡しとなる教養教育を実施している(提出-010、備付-043、046)。

国際文化交流学科は、広く一般職に対応するコミュニケーション教育に加え、専門職教育として学校司書と観光人材の育成に取り組む。生活学科情報・経営専攻も、一般職に向けたビジネス実務教育に加え、情報処理や経済・経営分野に特化する教育を行っている。生活学科住居・デザイン専攻では、建築・デザイン分野の実践的な専門教育に取り組んでいる(提出-010、備付-043)。

生活学科食物栄養専攻は主に栄養士を、幼児教育保育学科は保育士・幼稚園教諭を養成する専門課程としてそれぞれ厚生労働省の指定、文部科学省の認定を受けており、それぞれの学科・専攻で行われる教育全体がすなわち職業教育ということになる。専門職を養成する課程においては、キャリア形成をめざし、生活学科食物栄養専攻では「キャリア形成基礎」、幼児教育保育学科では「保育・教育入門」を職業への導入科目および初年次科目に位置付け、2年間にわたる体系的な職業教育を実施している(提出-010、備付-043)。

また、アセスメントポリシーを定め、職業教育の効果を測定するためにPDCAサイクル確認シートを利用している(備付-016、047)。加えて、キャリア支援部が卒業生・雇用主を対象に実施しているアンケートがある(備付-013、014)。さらに有識者会議の意見交換における内容も質的評価としてくみ取り、各学科・専攻やカリキュラム検討会等での議論を経て、改善に資するようにしている(備付-015、045)。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミSSION・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

全学の学修成果である「他の人の意見を理解し、自分の考えを伝える力」、「職業および実生活に必要な専門的・実践的能力」、「社会の一員としてルール・マナーを守り、積極的に行動する態度」は、全学のアドミSSION・ポリシーにおける「本学で学ぶために必要な基礎学力のある人」、「自分の考えを主体的に表現することができる人」、「ひととのつながりや地域社会を大切にしようとする人」の 3 つと明確に対応している。また、各学科・専攻のアドミSSION・ポリシー（基準Ⅰ-B-3）と学修成果（基準Ⅰ-B-2）には、次に示すような関連性がある。

国際文化交流学科

アドミSSION・ポリシーは、学修成果項目である「文化理解」への意欲・態度および「表現力」の前提として期待される能力・資質を示している。また、学科として、学修成果項目を測定する尺度として具体的な指標を設定して学修成果の査定にも活用しているが、それらの指標とも連動するものになっている。

生活学科 情報・経営専攻

アドミSSION・ポリシーは、学修成果項目に掲げている「情報活用能力、ビジネス実務能力を身につけ、社会人としての基礎力を備えている」という内容に対応している。すなわち情報処理とビジネスの専門知識とその活用能力を修得し、地域に貢献していくという大学での学びの最終目標に到達できる意欲と能力を求めている。

生活学科 住居・デザイン専攻

アドミSSION・ポリシーは、学修成果に掲げている「住居の設計力」および「デザインの企画・表現力」に対応し、それぞれの専門分野で製作活動を積極的に行う基本的な能力と意欲を高め、住居およびデザインの分野において地域で活躍できる人材をめ

ざすものである。

生活学科 食物栄養専攻

アドミッション・ポリシーは、学修成果に掲げた「栄養・食生活と心身の健康との相互関係を理解する力」および「健康増進・維持を図る指導力」「食事計画や給食運営ができる力」に対応しており、食と栄養の専門家として活躍するために求められる実践力の向上をめざす内容としている。

幼児教育保育学科

アドミッション・ポリシーは、学修成果項目の「保育活動で活かせる表現力」、「保育者にふさわしい意欲・態度」、に対応し、人と人との関りを大切にし、保育者として必要な知識や技術、感性を身につけ、保育現場や社会において、自己の役割を果たす努力をすることができることとしている。

本学では、全学のアドミッション・ポリシーおよび各学科・専攻のアドミッション・ポリシーを学生募集要項（提出-018、019）、ホームページ（提出-004）等に明示している。

アドミッション・ポリシーは、主に基礎学力、勉学への意欲・向上心、人格を主軸としており、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示す内容である。入学者選抜の方法としては、学校推薦型選抜、一般選抜、総合型選抜、外国人留学生選抜を行っており、いずれの選抜も「面接」と「調査書」を重要な評価方法とし、志願者のこれまでの学修成果の状況の把握に努めるとともに、入学後の学修成果の獲得を予測している（備付-048）。

全学のアドミッション・ポリシーである、「本学で学ぶために必要な基礎学力のある人」は、調査書および学力試験で対応し、「自分の考えを主体的に表現することができる人」と「ひととのつながりや地域社会を大切にしようとする人」は「面接」を通して確認している（提出-018、019）。従って面接および調査書を重視した入学者選抜の方法は、アドミッション・ポリシーに対応している。

高大接続改革の一環として、令和3年度入試から次の5つの選抜を実施している（提出-018、019）。

- ① 学校推薦型選抜（指定校推薦および一般推薦）：調査書、小論文（思考表現型）、面接
- ② 一般選抜（A日程、B日程、C日程）：学力試験または小論文（文章読解型）、調査書、面接
- ③ 学業特待選抜（1次～4次）：学力試験、面接
- ④ 総合型選抜（自己推薦型、オープンキャンパス参加型、多文化型、社会人、帰国生徒）：エントリーシート、面談
- ⑤ 外国人留学生選抜（10月入学、4月入学）：書類審査、小論文、面接

このうち、④の総合型選抜では、志願者から提出された「総合型選抜エントリーシート」に基づき、当該学科・専攻がアドミッション・ポリシーに照らして面談（口頭試問

を含む)を行う。また、総合型選抜内のオープンキャンパス参加型は、主として高大接続の観点からオープンキャンパスの授業体験において学習した内容と入学後の学修成果との接続性から志願者の学習意欲を確認する選抜である。⑤の外国人留学生選抜では、入試広報課が出願資格(学歴、日本語能力、経済状況)および入国手続き書類一式の真偽を確認した上で、当該学科が「日本語による小論文」の審査を行う。いずれの入学試験においても、その選考方法は、入学者選考委員会において協議している(備付-規程集 009、010)。また可否は、入学者選考委員会で審議を行い、教授会の議を経て学長が決定している。(備付-049、041)。

授業料、その他入学に必要な経費は学生募集要項に明示している。

大学全体の入学者選抜においては、入試広報課長がアドミッション・オフィサーとして関わっている。高校訪問における高校教員との意見交換の集約、すべての選抜における入学後の成績追跡調査データの分析等を基に意見を述べ、アドミッション・オフィスの機能を果たしている(備付-049、050)。

受験の問い合わせ等に対しては、入試広報課が、電話および窓口での対応を常時行っている(ただし土日祝日は留守番電話対応)。課内職員の学外出張時に際しては、最低2名体制を維持し対応するよう努めている。またメールでの問い合わせに対しては、平日に受信したものは即日または翌日には返信している。

鳥取県教育委員会の協力を得て、県内の東部地区、中部地区、西部地区の高等学校長との懇談会を実施している(年1回)(備付-022)。主たる懇談内容としては、望まれる入試のあり方であり、高大連携の観点から入学者受入れの方針に繋がる議論を行っている。また、入試広報部が実施している高校訪問においても高校の進路担当者と密なる意見交換に努めている(備付-050)。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学修成果は各専門分野で修得されるべき能力を具体的に示している(提出-001)。各学科・専攻の学修成果は主として教育目的やカリキュラム・ポリシーに基づいて作成しているが、各学科・専攻とも、より具体的な内容を盛り込んで規定している。

国際文化交流学科

学修成果は、交流、文化、言語を総合したコミュニケーション力を基盤とし、これを「文化理解」と「表現力」として具体的に規定したものである。

この学修成果は、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」や、経済産業省が提唱している「人生100年時代の社会人基礎力」で示された、社

会で求められる能力とも深く関係し、実的な価値が認められる。

生活学科 情報・経営専攻

学修成果は「人生 100 年時代の社会人基礎力」を基礎に、経営と情報処理の基礎知識を備え、ビジネスコンピューティングの能力を身につけることを目標としている。

この学修成果は、本専攻の卒業生の進路となるビジネスの現場において必要不可欠とされる能力であり、実的な価値が認められる。

生活学科 住居・デザイン専攻

学修成果は、「建築・インテリア分野」「デザイン・アート分野」それぞれに教育目的および目標に定めた学修すべき内容と関連付けてより具体的に定めている。住居系では取得資格を主に、デザイン系では検定資格を主に目標としている。

この学修成果は社会で求められる資格取得や表現力と直結している。

生活学科 食物栄養専攻

学修成果は、栄養士や栄養教諭、フードスペシャリスト、医療秘書実務士等の資格と関連付けて具体的に規定している。

この学修成果は、健康の維持増進を図る能力、食の分野から地域社会に貢献できる能力を身につけ、食と栄養の専門家として活躍するために必要である。実社会で求められる能力と深く関係し、実的な価値が認められる。

幼児教育保育学科

学修成果は、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得を前提とし、取得に必要な科目を基盤に、「表現力」「意欲・態度」として具体的に規定したものである。

保育・幼児教育に関わる広い視野、専門知識と子ども観を基盤とした保育実践力、応用力、さらには人との関わりを大切にする心等、保育者として社会や家庭で求められるスキルの獲得は、一般社会においても実的な価値がある。

各学科・専攻の学修成果は 2 年間の在学期間において達成可能となるよう、教育課程を編成している（備付-043）。いずれの学科・専攻においても学修目標の達成あるいは資格の取得ができるよう、科目間を関連付けて教育課程を体系的に編成している（提出-011）。この体系に基づいて年次ごとに学修成果をどの程度獲得できるようにするかを設定している（提出-012）。学修成果が達成可能であることは、資格の取得者数等の実績からも認めることができる（提出-014）。修学期間内の達成可能性については教務委員会において教育課程を協議する際にも吟味している。各学科・専攻の状況は以下の通りである。

国際文化交流学科

学修成果を測定する尺度として学生が達成すべき項目（40 項目）を学科独自に定め、これらの指標を反映した教育課程を作成している。教員がこれらの項目を理解して授業を行えるよう、学科会議および年 1 回開かれる非常勤講師・兼任教員連絡会を通じて教員のベクトル合わせに努めている。

生活学科 情報・経営専攻

基礎から応用へと学びの順序を考えた教育課程を踏まえ、教員による評価と取得単

位数に応じた全国大学実務教育協会の認定資格の取得および日本商工会議所や独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）などの検定資格の取得状況から学修成果の達成可能性を判断しており、より多く、レベルの高い資格取得ができるよう努力している。そのため、学生の資格取得状況を把握することに努め、学生の達成の度合いを確認している。

生活学科 住居・デザイン専攻

住居系、デザイン系各々の学生がめざす取得資格、検定資格が取得できるよう専門教育科目を編成している。特に建築士試験の受験資格については、法改正に伴う制度改正も踏まえ、1年次の単位取得一覧、成績一覧表から学生の目標としている資格毎に履修状況など情報共有し、資格取得に向けて指導、支援に努めている。

生活学科 食物栄養専攻

栄養士、栄養教諭、フードスペシャリスト、医療秘書実務士等の資格取得のために厚生労働省、文部科学省および各協会のカリキュラムガイドラインを基に教育課程を編成している。学修成果の達成可能性について、1年次の成績評価を基に学科会議で協議し、2年次の資格取得に向けた指導や支援に努めている。

幼児教育保育学科

幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の両資格を取得できるように教育課程を編成している。保育者としての実践力、応用力を高めるために、実習関係科目を各学期に配置して学外実習を実施し、実習経験を学修素材として授業内容に反映させている。また、能動的な学修ができるように「特別研究」に代表される少人数制の演習科目、さらには、幅広い選択科目の設定等により、「表現力」「意欲・態度」の育成に努めている。

各学科・専攻の学修成果は達成の程度や質を測定できるよう、主として学生の自己評価と成績評価、資格の取得状況を用いてより多面的、客観的に行なっている。

本学全体の学修成果はそれぞれ次のように測定している。①「他の人の意見を理解し、自分の考えを伝える力を備えている」の項目については、主として卒業前アンケートに基づいて評価している。②「職業および實際生活に必要な専門的・実践的能力を備えている」の項目については、GPA 分布および各学科・専攻の単位取得率等によって測定している。③「社会の一員としてルール・マナーを守り、積極的に行動する態度を身につけている」の項目については、入学時・卒業前アンケートでの結果によって評価を行っている。

各学科・専攻の状況は以下の通りである（提出-014）。

国際文化交流学科

学修成果の、①「自文化を知り、異文化を理解しようとする意欲・態度を備えている」については、学生による学修成果の自己評価（入学時、1年次末、卒業前）と文化理解度テスト（入学時、1年次末、卒業前）を実施し測定している。②「自分の知識や考えを分かりやすく表現する力を身につけている」については、学生による学修成果の自己評価（入学時、1年次末、卒業前）により測定している。また、学生によるプレゼンテーション力の自己評価（各学期末）を実施し測定している。取得資格や検定資格

の取得状況、ジェネリックスキルのアセスメント（PROG テスト）結果もデータとして利用している。いずれについても、学科会議で集計結果を検討し、成績評価や教員による評価も加味して総合的に学修成果を測定している。

生活学科 情報・経営専攻

本専攻の学修成果は次のように測定している。①「情報活用能力を身につけている」については、全国大学実務教育協会の認定資格の取得、日本商工会議所主催のPC検定、IPA 主催の情報処理技術者試験の合格状況で測定している。②「ビジネス実務能力を身につけている」については、学生によるビジネス関連科目の学修成果の自己評価シート、全国大学実務教育協会の認定資格の取得、日本商工会議所主催の簿記検定、コンピュータ会計能力検定の資格取得状況で測定している。③「社会人としての基礎力を備えている」については、グループワークと PBL での自己評価・他者評価シート、卒業生と雇用主アンケート結果によって評価を行っている。

生活学科 住居・デザイン専攻

本専攻の学修成果は次のように測定している。①「住居を設計する実務能力を身につけている」については、授業での製図やパース等課題作品を収めたポートフォリオ、学生へのアンケート調査、建築士受験資格、単位取得率の結果によって評価を行っている。②「デザイン作品を企画し、表現する力を備えている」については、スケッチやデザイン企画、デザイン作品等を収めたポートフォリオ、学生へのアンケート調査、デザイン分野展覧会等受賞の結果によって評価を行っている。

生活学科 食物栄養専攻

生活学科食物栄養専攻の学修成果をそれぞれ次のように測定している。①「栄養・食生活と心身の健康との相互関係を理解している」については、GPA 分布、模擬試験の得点分布、栄養士実力認定試験の成績評価、栄養士資格・栄養教諭二種免許状・医療秘書実務士の資格取得者数、フードスペシャリスト資格認定試験合格率および履修カルテ（教職科目）の評価に基づいて総合的に測定している。②「個人および集団の健康増進・維持に関する栄養教育ができる」および③「食事計画や給食運営ができる」については、GPA 分布、模擬試験の得点分布、栄養士実力認定試験の成績評価、栄養士資格・栄養教諭二種免許状の取得者数により評価している。そのほか、基礎学力を IRT 診断テスト（プレースメントテスト）により測定している。

幼児教育保育学科

学修成果の、①「保育活動で活かせる表現力を身につけている」と②「保育者にふさわしい意欲・態度を備えている」は、毎学期実施する自己評価シートの分析、学外実習実施時の自己評価および実習日誌の記載内容、各授業科目における課題、IRT 日本語診断テストをはじめとした入学・卒業時に実施する各種調査から、本学科における 2 年間の学びの変化を測定している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

GPA 制度は平成 28 年度に学科長会を中心に協議を行い、教授会での審議を経て、平成 29 年度入学生から導入した。GPA 分布については、学修成果部会において毎年、全学および学科・専攻ごとの分布を算出し（備付-052）、自己点検・評価運営委員会に報告している（備付-023）。全学的にみると、令和 2 年度入学生においては、 $GPA \geq 2.5$ の学生の割合が 1 年次で 48.5%、2 年次で 47.8%であり、全体として向上しているとは言えない結果となった。令和 3 年度入学生においては、 $GPA \geq 2.5$ の学生の割合は 46.7%であり、令和 2 年度入学生が 1 年生の時より低くなっている。令和 4 年度入学生の 1 年次においては $GPA \geq 2.5$ の学生の割合は 43.7%、令和 5 年度入学生の 1 年次については 38.1%であり、年々低下している。GPA が低い学生に対しては、各学科・専攻で学修指導や履修指導に当たっている。GPA 分布の活用については今後も継続予定である。学位取得率、単位取得率については学修成果部会において平成 28 年度より毎年、全学および学科・専攻ごとに算出している。また、学科の特性に応じて導入したテスト、専門分野と関連の深い資格試験の合格率、学生の自己評価、個々の達成度の集積（ポートフォリオ等）およびループリック評価等を組み合わせている（提出-014）。学科・専攻ごとに学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを以下のようにもっている。

国際文化交流学科

量的データでは、まず、入学時に英語と国語の習熟度テストを実施し英語はクラス分けの資料として活用している。英語については、1 年次末、2 年次前期末に英語系科目で TOEIC を実施し、習熟度を測定している。国語については 1 年次後期の選択科目「資格日本語演習」および 2 年次前期の必修科目「日本語表現演習」における筆記試験の結果を入学時の結果と比較することで習熟度を測定している。また、学生による学修成果の自己評価（入学時、1 年次末、卒業前）を実施して学生の成長を把握するとともに、これに教員側の成績評価を含めて総合的に評価している。文化理解度テスト（入学時、1 年次末、卒業前）を実施し、文化に関連する科目の改善に役立てている。令和 4 年度から学修成果を客観的に測定するため外部のアセスメント・テストを導入実施している。

質的データでは、主に交流に関連する科目において、学習ノートや振り返りシートを用いて学生の学修態度や状況を随時確認し、学修支援に役立てている。また、プレゼンテーション力について、学生による自己評価と教員による評価を比較検討し、学修

成果の測定に役立てている。

検定試験である実用英語技能検定、日本語検定、コミュニケーション検定、TOEICの結果は学科会議にて報告し、情報を共有している。取得資格であるビジネス実務士、プレゼンテーション実務士については、卒業判定の学科会議にて、各学生の資格取得状況を把握している。

生活学科 情報・経営専攻

量的データでは、専門教育科目の学修成果を、シラバスの到達目標に基づき、小テスト、提出物、定期試験によって、成績評価基準に従い査定している。また、情報活用能力、ビジネス実務能力についての各種取得資格とコンピュータ会計や日本商工会議所主催の簿記検定、IT パスポート等の検定資格の合格者数の測定を行っており、その結果に基づいて学生の学修到達度を専攻教員間で共有し、学生への指導に活用している。

質的データでは、学生による「授業評価アンケート」と「ルーブリック評価」の結果を活用している。また「特別研究」や「プロジェクト演習」、「基礎演習 A・B」では外部の識者からのコメントが貴重なデータであり、積極的に利用している。

生活学科 住居・デザイン専攻

量的データでは、住居系、デザイン系分野それぞれの主要資格の資格取得率を測定している。また、専門分野別の教員の成績評価によって、専攻全体での授業の理解度や課題の達成度を測定しているほか、創造的な作品の企画や表現についての達成度はコンペ、展覧会への出品・入選数によって測定し、これを学外からの評価の指標としている。

質的データでは、学生を対象にしたアンケート調査結果をもとに、学修成果の自己評価を測定している。また、学生作品の質の評価によって、教員が学生の達成度を個別的に測定している。

生活学科 食物栄養専攻

量的データでは、資格取得状況の把握を行うことや全国栄養士養成施設協会が行う栄養士実力認定試験の結果、基礎学力把握のための IRT 診断テスト（プレースメントテスト）により測定を行っている。

質的データでは、教育内容（専門分野）の到達目標調査票の自己評価シート（備付-146）に、学生自身が学期ごとに記入して専門分野の理解度を把握し、専門分野の修得状況を試験の成績と併せて自己の学修を振り返る材料としている。

幼児教育保育学科

量的データでは、学修成果を数値化することをめざしている。そのため、複数の科目において、より客観的な評価を可能とする自己評価シートを作成し、学修前後の測定を行い、学修成果の修得状況の把握に努めている。

質的データでは、授業レポート、実習自己評価および実習日誌等の記載内容の作成時期による変化に着目し、学びの質的变化として評価に活かしている。

「授業評価アンケート」はすべての科目担当者に学期ごとに依頼を行っており、その実施率は9割を超えている。学生の評価結果は科目ごとに集計されるとともに、学科・

専攻別や科目区分別等に集計が行われており、それらの結果を全教員に配布している。その結果については教務委員会で検討している（備付-030）。

平成 28 年度までのアンケート部会および平成 29 年度以降の IR 部会において、入学時および卒業時の学生による自己評価の集計を行っており、その結果について自己点検・評価運営委員会において報告している。卒業生についてもキャリア支援委員会において調査を実施し、その結果を自己点検・評価運営委員会において協議している（備付-013）。また、学科・専攻ごとの就職率や他大学への編入学率およびインターンシップへの参加状況についてはキャリア支援部の教職員が把握し、月ごとに集計を行っており、学生の達成状況を大学協議会および教授会において報告している。なお、「入学時および卒業前アンケート」および、「卒業生および雇用主アンケート」は毎年、それぞれ実施している。在籍率、卒業率については学修成果部会で検討し、学修成果報告書に記載している（提出-014）。さらに、上記のさまざまなデータを活用して自己点検・評価運営委員会のほかカリキュラム検討会等で協議し、次年度のカリキュラム編成等に活かしている（備付-045）。

近年の学修成果の公表は以下の通りである。第一に令和 4 年度に香川短期大学と認証評価と同等の基準で量および質的データに基づいて相互評価を行った。その結果を報告書冊子としてまとめ、大学・短期大学基準協会に報告し、その内容については同協会のホームページに掲載されている（備付-024、025）。

第二に学生の授業評価アンケートの結果は学内で共有するとともに非常勤講師・兼任教員連絡会および本学ホームページ（備付-054）で公表している。また、同連絡会においては各学科・専攻ごとに学修成果に関わる状況が報告、協議されている（備付-017）。

第三に学生の学修状況や進路の達成状況については毎年開催している県内高等学校の校長会との懇談会において報告している。平成 29 年度以降は鳥取県の東部、中部、西部の各地区で開催し、県内のほぼすべての高等学校の校長に対して学生の達成状況を公表した（備付-022）。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

平成 27 年度から本学卒業生の採用実績がある事業所を対象に雇用主アンケートを実施している。令和 4 年度においては、令和 2 年度より採用実績のある企業 277 社を対象に依頼し、180 社より回答を得た。回収率は、65.0%である。主な質問内容は、本学のディプロマ・ポリシーに準拠した評価項目と新規採用時に重要視すること、そして本学学生および本学のイメージについての項目である（備付-014）。

企業が新規採用時に求めているのは、「他人の考えを理解しようとする力」「他人と

協調して行動する力」であり、加えて組織の中でのコミュニケーション力を重要視した対人関係の構築に必要な能力である。さらに、企業は、職務上の能力として、これらの項目に加えて「社会のルール・マナーを守る」人材を求めていることが一貫して示されている。

また、本学では卒業生アンケートも同時に実施しており、「本学で習得すべき能力および態度」は「他人の考えを理解しようとする力」「他人と協調して行動する力」が結果として示され、雇用主アンケートの結果と一致している。したがって、本学の学修が企業の人材育成に即していることが示唆される。今後は、卒業生アンケートと関連させながら、本学のキャリア形成支援教育を推進しなければならない。

これらの調査結果は電子化して学内での情報共有を図っている。また、調査結果については、各学科・専攻および自己点検・評価運営委員会で協議し、カリキュラム編成および学生指導に有効に活用している。さらに、各学科・専攻においては、学修成果としての分析および点検を行っている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

学修成果を学内外で公表しているが、一番のターゲットたる学生にそれと分かる形で示すことができていない（現状はシラバスの「到達目標」や「ディプロマ・ポリシー」に関連づけて示す形になっている）ため、より直接的に学生に周知し、より主体的な学習につなげる工夫が必要である。そこで、令和3年度から学生便覧に全学および各学科・専攻の学修成果の項目を掲載することとした。さらに令和4年度には、学生に対する学修成果の可視化を図るべく検討を始め、後期の進路面談時に個々の学生のGPAを学科・専攻のGPA分布と合わせて示すことで、学生が学科・専攻内における自分の位置を知ることができるようにし、これをもって学修意欲の向上に資するようにした。

キャリア教育を見直し、学科の専門科目による教育との関連性をより明確にするため、カリキュラム検討会で検討した結果、令和3年度より、特別科目の「インターシップA・B」の担当者を、専門家である非常勤講師に変更した。

GPA制度は平成29年度入学生より導入している。今後はIR部会とも連携しつつ、蓄積されたデータの分析を進め、教育方法の改善に活用していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

平成30年度からティーチング・ポートフォリオ（備付-055）を作成し、個々の教員が自分の授業改善に活かしている。令和2年度には学内外に公表した（備付-152）。令和4年度には全教員が内容を更新してホームページに公開した。

平成30年度のアセスメントポリシー（備付-047）の制定を通して、より明確に教育の改善に努めている。

アクティブラーニングの充実を図っており、シラバス（提出-010）に各科目での取り組みを明記し、学生が理解しやすいようにしている。

令和2年度よりシラバスの様式を変更し、事前事後学修についてより詳細に示す形にした。

学生と協働したFD活動として、授業評価アンケートや教育環境などについて、平成30年度以降、学生代表者との意見交換を行っている（備付-038）。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和5年度）
- 002 鳥取短期大学学則
- 005 鳥取短期大学カレッジガイド2024
- 006 鳥取短期大学カレッジガイド2025
- 010 令和5年度シラバス
- 014 令和5年度学修成果報告書
- 018 令和5年度学生募集要項
- 019 令和6年度学生募集要項
- 034 学生便覧～履修編～（令和5年度入学者用）

備付資料

- 023 自己点検・評価運営委員会議事録（平成28年度～平成29年度）（令和3年度～令和5年度）
- 031 国際文化交流学科科会議事録（令和5年度）
- 032 情報・経営専攻科会議事録（令和5年度）
- 033 住居・デザイン専攻科会議事録（令和5年度）
- 034 食物栄養専攻科会議事録（令和5年度）
- 035 幼児教育保育学科科会議事録（令和5年度）
- 041 教授会議事録（令和3年度～令和5年度）
- 044 研究・教育活動計画書（令和5年度）
- 055 ティーチング・ポートフォリオ（令和5年度）
- 056 学科長・委員・担任等体制一覧（令和5年度）
- 057 令和5年度オリエンテーション日程
- 058 キャリアガイドブック2023
- 059 キャリアガイドブック2024
- 060 キャリアガイドブック2025
- 061 図書館委員会議事録（令和5年度）
- 063 令和5年度オフィスアワー一覧
- 064 ホームページ「シラバス・教育課程表・カリキュラムツリー」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5902>

- 065 ちょっとノート（令和 5 年度前期、令和 5 年度後期）
- 067 国際交流委員会議事録（令和 5 年度）
- 069 学生委員会議事録（令和 5 年度）
- 070 FD 活動実績（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 152 ホームページ「ティーチング・ポートフォリオ」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=10878>
- 220 学生向けパンフレット「ヘルスサポートセンター」
- 221 ヘルスサポートセンター活動報告書（令和 5 年度）

備付資料-規程集

- 011 鳥取看護大学・鳥取短期大学文書規程
- 012 鳥取看護大学・鳥取短期大学付属図書館規程
- 013 鳥取看護大学・鳥取短期大学付属図書館業務規程
- 014 鳥取看護大学・鳥取短期大学付属図書館委員会規程
- 015 学校法人藤田学院における情報セキュリティポリシー
- 016 鳥取短期大学指定寄付奨学金規程
- 017 鳥取看護大学・鳥取短期大学学友会規約
- 018 鳥取看護大学・鳥取短期大学寮運営委員会規程
- 019 鳥取看護大学・鳥取短期大学学寮規程
- 020 学校法人藤田学院構内駐車場利用規程
- 021 鳥取看護大学・鳥取短期大学自動車等通学規程
- 022 鳥取短期大学学生相談室規程
- 023 鳥取短期大学国際交流委員会規程
- 024 鳥取短期大学社会人奨学金規程
- 025 鳥取短期大学における障害学生等の支援に関する規程
- 026 鳥取短期大学特別支援教育委員会規程
- 027 鳥取短期大学社会人入学者の長期履修規程
- 028 鳥取看護大学・鳥取短期大学地域貢献賞の表彰に関する規程
- 029 鳥取短期大学とりたん同窓会奨励金施行細則
- 030 鳥取看護大学・鳥取短期大学キャリア支援委員会規程
- 031 鳥取短期大学ティーチング・アワード表彰に関する規程
- 071 鳥取看護大学・鳥取短期大学ヘルスサポートセンター規程
- 072 鳥取看護大学・鳥取短期大学ヘルスサポートセンター規程細則
- 073 鳥取看護大学・鳥取短期大学ヘルスサポートセンター運営委員会規程
- 074 かんとりい☆とりたん地域活動奨励金規程
- 075 とりたん学業優秀者奨励制度施行細則
- 076 とりたん学業優秀者奨励制度に関する内規

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ③ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ④ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は以下のように学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

具体的な内容は、シラバスに示した到達目標および本学の成績評価基準に基づき、各教員が担当科目において評価を実施している。学修成果の獲得状況が成績評価基準に照らして十分でない場合は、再試験を設定して所定の期間までの到達具合を判断して評価する科目もある（提出-010）。

学修成果の獲得状況は各学科会議において協議され、所属する専任教員は共有して

いる（備付-031～035）。また、非常勤講師は非常勤講師・兼任教員連絡会において公開される内容に基づいて適切に把握している。

毎年5月に各教員が提出する「研究・教育活動計画書」では、授業評価アンケートの結果を踏まえて、担当している科目の授業改善の計画を作成している。11月に提出される「研究・教育活動報告書」では計画書に示された改善点の報告と課題の検証を記入している（備付-044）。また、平成30年度にティーチング・ポートフォリオ（備付-055）の提出を義務づけ、令和2年度には学内外に公開した。さらに、令和4年度には全教員が内容を更新した（備付-152）。

専任教員間では、各学科・専攻の学科会議や授業担当者間での打ち合わせ会等で意思の疎通を図っている。兼任教員とも、必要に応じて打ち合わせを実施し、授業担当者間で協力や調整を行っている。非常勤講師とは授業のある際に現状や意見を聞くほか、非常勤講師・兼任教員連絡会を開催している。

教員は学科会議、学修成果報告書、授業評価アンケート結果等において教育目的・目標の到達状況を把握・評価している。全学の状況についても中期計画の報告を行う「法人教職員全体会」を通して理解を深めている。

担任制を実施しており、学生ごとの詳細な状況を学科の教員全員で把握している（備付-056）。学生への指導・支援は令和2年度から導入された教務システムの Active Academy を利用して記録を記入・閲覧できるようになった。また、担任や学科の教員だけではなく、必要に応じて学科を超えた形でも学生の履修指導や卒業までのトータルな指導を展開している。学期ごとのオリエンテーションでは教員は学生に対して履修および卒業に至る指導を行っている（備付-057）。進路面はキャリア支援部と連携して教員が個々の学生に指導を行っている。

事務職員は、「地域に貢献する人材の育成」という建学の精神の下、本学の各学科・専攻の教育目的・教育目標（提出-001、002）を理解し、所属部署の職務を通じて学修成果の獲得に貢献している。具体的には、管財課は教室等の施設整備に加え施設利用ルールの指導、教務課では科目の履修や資格取得に関するサポート、学生課は学生委員会と連携して学友会活動のサポートや学生のマナー面での指導、入試広報課はオープンキャンパス学生スタッフの育成指導、キャリア支援課ではガイダンス等を通じた社会人教育等、それぞれ所属部署を通じて学修成果の獲得に貢献している。グローバルセンターでは、ボランティア活動のサポートやグローバル社会で活躍する人材の育成等、地域と学生および大学を繋ぐ役割を担っている。

また、事務職員は、それぞれ所管部署の窓口業務、学生生活上のルール・マナーの指導、体育祭や大学祭等さまざまな大学行事での関わり等の職務を通じて、学生の社会人としての成長度をすべての事務職員が認識することにより、教育目的・目標の達成状況を把握している。

このほか、教務課や学生課、キャリア支援課を中心に学生の情報を共有し、学生に対して履修および卒業に至る支援を行っている。具体的には、教務課では履修方法の説明や資格取得等の相談に対応しているほか、これまで非常勤カウンセラー2名で行っ

ていたカウンセリングを令和3年度からヘルスサポートセンターに「相談室ここはな」を常設、専任カウンセラー1名を配置し、メンタル面での学生支援の充実を図った。また、平成29年7月には学生支援員2名を配置して学生支援室を開設（提出-001）。令和3年度からは学生支援室を「学びスペースひだまり」と名称を改め、上記ヘルスサポートセンター内に設置した。主に学修方法の指導・支援を行って成果をあげている。また、キャリア支援課では、個別面談を重ねる等学生一人ひとりと向き合った進路指導を行っている（備付-058～060）。

教務課では、「文書規程」（備付-規程集 011）に基づき、施錠可能なキャビネットで成績原簿（台帳）を永久保存しているほか、成績の採点表等試験に関する書類を5年間保存している。また、教務システム導入後は、システムデータとしても保存しており、パスワードをかけセキュリティ対策を講じている。

教職員は、学修成果の獲得に向けて施設設備および技術的資源を有効に活用している。

付属図書館本館の専門的職員（司書）は、レファレンスサービス等に加え、電子書籍や学認システムの導入、講習会の動画配信等のIT化を進め、学生の学習支援、利便性向上に努めている（備付-規程集 012、013）。資料の充実を図るため、付属図書館は図書館委員会（備付-規程集 014）および各学科・専攻と協働して、授業科目や専門分野に関連した図書の収集を重点的に行い、シラバス記載のテキストおよび参考図書を可能な限りすべて購入するとともに、半期ごとに専任教員および非常勤講師等に推薦図書・参考図書を募り、配架している（備付-061）。また、学生に対する推薦図書として毎年各学科の「ブックリスト」を作成し、オリエンテーション時に配布している。

さらに、教職員は授業での推薦図書や参考図書をシラバス（提出-010）に列举するとともに、積極的な利用指導、試験対策問題集等の利用、専門雑誌の活用、初年次に図書館見学等を行い、学生の図書館利用の利便性の向上に努めている。本学には図書館司書養成課程があることから、同資格の取得に向けた学習環境ともなっている。特に国際文化交流学科では、教育課程に学校司書の科目（選択科目）を開設しており、受講する学生に対して図書館利用のスキルを高める教育を行っている。

コンピュータ等の授業での活用に関しては、所属ごとにネットワークを分離してその中でのファイルの共有、メールやメーリングリストでの双方向のリアルタイムの情報共有、オフィスソフトの利用、セキュリティ対策の理解、著作権の配慮等を行っている（提出-001）。特に生活学科情報・経営専攻では、令和3年度より入学者全員にノートパソコンを必携とした。また生活学科住居・デザイン専攻では建築用CAD、フォトレタッチ、イラストレーション等のアプリケーションを利用している。生活学科食物栄養専攻では栄養価計算ソフト等を利用している。幼児教育保育学科では「情報科学」が幼稚園教諭二種免許状資格必修科目である。また大学運営においてはグループウェアを活用し、スケジュール管理、備品・会議室等の予約管理を行っている。その他、業務の効率化を図るため、共有フォルダを活用している。さらに、クラウド型の例規集検索システムの活用を行っている。

全学生は有線・無線 LAN を常時利用可能であり、さまざまな情報を随時学生と教職員間で双方向に提供している。利用にあたってはセキュリティ対策の励行やユーザの管理を厳格に行っている（備付-規程集 015）。

教職員のコンピュータ利用技術の向上には、オペレーティングシステムやセキュリティ対策ソフト等を随時更新したり、障害情報とその対策を随時配信したりして安心・安全に利用できる環境を提供している。また、ICT 委員等が新任教職員採用時や利用システムの大幅な更新時に必要な情報を提供するなどの支援を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

学修成果の獲得に向けて組織的な学習支援に取り組んでいる。

入学前オリエンテーションやホームページにおいて入学手続者に対し、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。令和 5 年度は 1 月 7 日に実施し、対象者 151 名中 139 名が参加した（参加率 92%）（備付-041）。

前期オリエンテーションにおいて入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。学修については主として各学科・専攻の教務委員が説明を行い、学生生活については学生委員が説明している（備付-057）。令和 3 年度、オリエン

テーションの内容が学生に過重な負担となっていることが問題視され、令和4年度は内容を精選して間に通常授業日を挟んだ2日間で実施することが試行された。その結果、やはり連続して実施したほうが良いとの意見が多数を占め、令和5年度は連続した2日間で実施した。

各学期のオリエンテーションにおいて学生の学習意欲が向上するように学修の方法や科目の選択のためのガイダンスを行っている。学生の個別指導は各クラスの担任が主として行っている。1年次後期以降、各学生の単位取得状況を踏まえて卒業や単位取得をめざした説明を行っている。

学修支援のために学生便覧（提出-001、034）を各年度発行し、令和2年度より、より有効に活用されるよう「学生生活編」と「履修編」の2冊に分割して発行している。学生便覧では、履修の手続き、資格要件、オフィスアワー（備付-063）、図書館利用等を説明している。また、各学科・専攻の履修の手引きのページを設けている。本学ホームページにおいても学生向けのページを作成しており、すべての科目のシラバスを閲覧できるようにしている（備付-064）。ちょこっとノート（備付-065）を全学生に学期ごとに配布して、スケジュール管理やタスク管理として利用を推進している。

基礎学力が不足する学生に対して各学科・専攻とも、平素より学科会議において学生の学修状況の情報交換を行い、全教員が対応できるようにしている。必要に応じて、授業担当者は空き時間を利用して課題提出等について個別指導を実施している。学生間のピア活動として、国際文化交流学科ではリメディアル教育や交流系授業の際に学生ピアチューターを活用し、幼児教育保育学科ではピアノ学習経験が少ない学生に対して豊富な経験をもつ学生が支援を行うよう促している。本学では再試験制度をとっており、再試験手続き後、科目担当教員が必要と判断する場合には補習の実施や課題を課すこともある。

令和3年度から開設されたヘルスサポートセンターに常勤カウンセラーを配置し、従来からの担任制や学生相談室の体制と連携して学修上の悩み等の相談にあたり、適切に指導助言を行っている。本学の担任制は教員1名に対し学生30名程度と比較的少人数であり、学修上の細やかな支援・助言が行える体制である。日常的に各学生の学業への取り組み状況を把握し、欠席が目立つ学生や学習意欲が見られない学生には個別に相談にのっている。また、各学科・専攻の教員複数名、保健室の常勤職員（養護教諭）で構成されていた学生相談員（通称ちょこっと相談員）は令和5年度より、ヘルスサポートセンターに所属する体制となり令和5年度は国際文化交流学科1名、生活学科2名、幼児教育保育学科2名の教員が「相談室ここはな」のカウンセラー、「学びスペースひだまり」の学生支援員とより有機的に連携し、学生支援を行っている。令和5年度には、障害学生支援コーディネーターが配置され、体制がさらに充実している。令和5年度のヘルスサポートセンター利用実績は、保健室が延べ583名（うち短大461名）、「ここはな」が延べ769名（うち短大644名）、「ひだまり」が延べ1,114名（うち短大773名）であった。（備付-221）。

通信による教育を行う学科・専攻課程は存在しない。

進度の速い学生には学生のニーズに応えるようそれぞれの授業内での対応を工夫し

ている。演習系の科目では追加課題を設定する等によりさらなるレベルアップを図っている。国際文化交流学科の英語の専門教育科目においては、習熟度によるクラス編成により授業を行っている場合がある。生活学科情報・経営専攻では、情報処理や簿記に関する科目にて、国家資格等の上位の資格取得を単位認定することを定めている。令和4年度までは、成績が特に優秀な学生に対して2年次の各学期に本学の同窓会（白鳥会）から「とりたん同窓会奨励金」（図書カード）が授与されていた（備付-規程集029）。令和5年度からは「とりたん学業優秀者奨励金」として新たな制度がスタートし、各学科・専攻から選出された年間合計30名の学業優秀学生に10万円を支給している（備付-規程集016、075、076）。

留学生の受入れについてはすべての学科・専攻で可能である（提出-018、019）。平成30年度は2名の留学生在籍していたが、令和3年度から5年度までの在籍者は0名である。

留学生が4月入学の場合は2年間、10月入学では2年半で卒業をめざすように指導を行っている。留学生の派遣については、夏と春の年間2回の海外研修を国際交流委員会（備付-067）の主催で企画して実施している。平成30年度は夏季研修（5日間香港）、春季研修（11日間ニュージーランド）、令和元年度は夏季研修（5日間台湾）を実施した。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で実施していないが、令和3年度はオンラインによる交流を企画・実施している。令和4年度は国内の留学施設を利用した“国内留学”の形で実施し、令和5年度は春季の海外研修を再開し、5泊6日の台湾研修を実施した。

全学および各学科・専攻の学修成果の獲得状況は年度ごとに量的・質的データに基づいて分析され、この結果に基づいて当該年度の学修支援方策の課題を点検し、次年度の方策を決定している。これらの点検結果は年度末に学修成果部会の報告書（提出-014）としてまとめている。また、次年度の学修成果の獲得に向けた方策については例年5月に自己点検・評価運営委員会に報告している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

組織的には学生支援全般を学生委員会が担当し、学生課と一体となって支援する体制をとっているが、直接的には担任が学科・専攻内、教務課、学生課、キャリア支援部、ヘルスサポートセンター等と連携をとりながら行う。

サークル活動や体育祭、大学祭等の学友会（備付-規程集 017）の活動に対しては、学友会顧問を中心に学生委員会、学生課、教職員で企画・運営を支援し、学生が主体的に参画する活動ができるような支援体制をとっている。

学生が憩い、ミーティングにも活用できる交流センターや各種ホール、とりたんプラザ、学生食堂、コンビニ等のキャンパス・アメニティは学生生活の質の向上をめざし、学生からの意見も取り入れながら充実させてきた（提出-005、006）。

遠隔地からの学生に対しては、スクールバス発着場近くに女子の学生寮（シグナス寮）を設置しており、寮運営委員会（備付-規程集 018）の助言・指導の下、両大学教職員から選出された寮長とドミトリ・アテンダントによって管理運営している（備付-規程集 019）。また希望する学生には学生課が、大学近隣のシェアハウス（男子学生のみ）、アパート、マンション等の斡旋のほか、かんとりい☆とりたん「ひとり暮らしスタート」応援制度や男子学生のための家賃支援制度も担当している（提出-001）。

通学の利便性のために、スクールバスによる JR 倉吉駅からの往復輸送を行っている。自家用車で通学する学生のためには 120 台を収容する学生駐車場および、20 台を収容する駐輪場を構内に完備している（備付-規程集 020、021）。

経済的な支援には、公的な奨学金制度に加え本学独自の各種奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金制度として、給付型の「とりたん特待生奨学金」、「とりたん社会人奨学金」、「とりたん奨学金」、「とりたん後援会奨学金」、入学金免除型の「とりたんファミリー支援」、「とりたん同窓会支援」を設け、学生の経済的支援を行っている（提出-018、019）。

学生の心身の健康面の支援については、ヘルスサポートセンター保健室、相談室こはなが、必要に応じて担任や学生相談員、学生支援員などと連携して対応している。

メンタルヘルスケアについては、令和3年度より専任カウンセラーを配置したことで、より充実した体制となった（備付-規程集 022、071～073、備付-220）。相談室ここはなの令和5年度の学生カウンセリング件数は769件（うち短大644件）、実相談者数は78名（うち短大59名）であった（備付-221）。

本学はこれまでに個人面接やアンケート、リーダーズ研修会、オフィスアワー等を活用し、学生の意見や要望をくみ取り、改善を重ねてきた（備付-069）。

留学生に対しては「日本語 A」、「日本語 B」科目を開講し（提出-010）、各種の減免制度や奨学金制度を準備している（提出-018、019）。また国際交流委員会を組織し留学生の支援を行っている（備付-規程集 023）。

社会人学生に対しては、社会人奨学金制度や単位の読み替え、長期履修の実施、専門実践教育訓練給付制度等によって支援をしている（備付-規程集 024、提出-018、019）。

障がい者の受け入れにあたっては、エレベーターやバリアフリートイレ、スロープの設置等により車椅子での受講や生活ができる施設を整備し（提出-001）、特別な教育的ニーズを持つ学生については、入学前から支援会議と特別支援教育委員会によって、必要な支援策を協議する体制を整えている（備付-規程集 025、026）。

社会人学生については、4年を限度として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができるよう体制を整えている（備付-規程集 027）。

学生の社会的活動については、グローバルセンターを中心にPRしたり、説明したりすることで奨励し、より多くの学生が参加しやすくなるように支援している。また「鳥取看護大学・鳥取短期大学地域貢献賞」、「かんとりい☆とりたん地域活動奨励金」や「とりたん同窓会奨励金」（令和4年度まで）を設け学生の活動を評価している（備付-規程集 028、029、074）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

平成27年4月に鳥取看護大学が設立され、キャリア支援部は、両大学の学生を就職支援する役割を担っている。現在は、スタッフとして鳥取看護大学担当である部長（鳥取看護大学教員）および鳥取短期大学担当の部長（鳥取短期大学教員）、課長1名、係長2名、主任2名で構成している。キャリア支援部は、キャリア支援委員会（備付-規

程集 030) と連携して活動している。また、キャリア支援部と各学科・専攻のキャリア支援委員、担任との間で、進路活動に関して連絡会を開催し、情報共有している。キャリア支援委員会は、「キャリア支援委員会規程」に基づき各学科・専攻から 1 名以上の教員とキャリア支援課職員で構成し、月に 1 度、委員会を開催しているほか、鳥取看護大学との共同会議も開催している。全学共通の業務はキャリア支援部が行い、学科・専攻の教育と連動する指導は各学科・専攻が、それぞれ主として指導している。各学科・専攻とも、キャリア支援委員と担任が連携しながら、学年単位で全学生を対象に行うキャリアガイダンスと学科別キャリアガイダンスや、学生・保護者・担任による進路三者懇談会（1 年次の 2 月中旬～3 月上旬実施）、担任による個々の学生に対する指導等、さまざまな進路指導を行っている。これらの進路支援の活動は、学生の進路状況をデータベース化して、各学科・専攻と情報を共有している。

また、平成 29 年度からは 1 年生を対象とした就職合宿を実施し、令和元年度からは就職力強化特別講座を学内で実施している。

キャリア支援室は休憩時間中も職員を配置し、学生たちにいつでも対応できるような体制をとっている。求人情報の提供、全学生との個別面談、面接指導、履歴書等の書き方指導、各地でのフェア等参加指導、公務員模試の実施、公認欠席取扱い、就職受験報告書の管理、企業等への訪問、学生への連絡等を行っている。

就職に向かう以前の社会人マナーの習得や職業観の醸成を目的に、平成 27 年度から特別科目として「インターンシップ A」と「インターンシップ B」を開講している。平成 28 年度には、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）と連動し、「キャリアデザイン入門」を全学共通の教養科目に位置付けた。キャリアガイダンスを学生が在籍する 2 年間で定期的に開催し、学生に対するタイムリーな進路支援を行っている。1 年次では履歴書の書き方、求人情報の入手方法、就職フェア等の事前指導等である。加えて、1 年生の希望者を対象に「職業適性診断（キャリアステップ）」を実施し、この結果を学生指導およびキャリア支援に活用している。2 年次では未内定者向けガイダンスを開催しているほか、公務員模擬試験を年 1 回実施している。資格取得指導に関しては、各学科・専攻でその教育課程に基づき指導しているが、キャリア支援課では学生の資格取得状況を把握しながら対応している。全学的、あるいは学科・専攻に共通の取り組みとしては、1 年次前期に全学生に配布する冊子「キャリアガイドブック」（備付-058～060）を活用して、学科・専攻ごとの業種別・職種別の決定者数、学科・専攻ごとの求人・内定の月別件数等から活動時期や職種等の助言をしている。

また、就職試験を受験した学生による受験報告書をデータベース化し、後輩の履歴書やエントリーシートの志望動機や自己 PR 文の指導に役立てている。さらに、就職先への訪問等を通して、各学科・専攻の卒業生の仕事ぶりについて生の声を聞き、後輩への指導に役立てている。これらの卒業生の就職状況の情報は、進路三者懇談会やキャリアガイダンスにおける進路支援の資料として活用している。

進学・留学に対しては、編入学パンフレットを作成し、活用している。4 年制大学の編入学試験の資料を入手し、受験者の報告書を作成、編入指定校の情報を一覧表にする等して情報提供に努めている。本学専攻科への進学は本人の適性を考慮した受験指

導を行うほか、本学出身者への学費面での優遇制度等を説明している。各学科・専攻とも、進学・留学希望者に対しては、キャリア支援部と連携しつつ、担任や「特別研究」担当教員が中心となって、個人ごとに筆記試験・小論文・面接対策等の支援を行っている。なお、国際文化交流学科については、卒業後に海外に留学したケースがある（平成30年度、令和3年度、令和5年度）。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

卒業時における就職状況等の情報共有・分析等を行っているものの、その後の継続・定着状況等を組織的に把握することが困難である。

成績下位層の学生への支援が優先されがちで、上位層や中間層への目配りがおろそかになりがちのため、そうした層への支援策も具体的に検討する必要がある、学科長会や学修成果部会で検討を開始したところである。令和4年度に、成績優秀者に対する奨励金制度を新設し、令和5年度から運用している（備付-規程集 016、075、076）。

入学者に対して、学生生活のためのオリエンテーションを行っているものの、社会の一員としてのルールやマナーを守ることができないこともある。また、学生は、コロナ禍において活動の自粛を求められたことにより、積極的に行動する力を養う機会が少なくなっている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

授業内容や効果的な授業方法等について、授業担当者間で検討・協議を行うとともに、FD研修会、授業公開・見学等を通して授業・教育方法の改善に努めている（備付-070）。事務職員も授業見学をすることで教育内容の理解と学生の様子の把握に努めている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

（1）学修成果の達成に向けた授業改善について

授業改善に向けて、本学では平成27年度より授業公開・見学、平成28年度よりティーチング・アワード表彰制度、平成30年度より各専任教員によるティーチング・ポートフォリオの執筆と、諸制度を整備している（備付-070、055、備付-規程集 031）。

授業公開・見学については、令和2年度から令和3年度前期にかけ、コロナ禍により大幅な縮小、中止をせざるを得なかったが、令和3年度の後期には再開にこぎつけ、授業改善のアイデアやアドバイスをもらうことをポイントとして11月下旬に実施した。公開授業数は58科目、教員数では34名（専任教員の公開率は100%）だった。見学率は全体で88.8%（教員82.1%、職員他94.0%）だった。令和4年度は「教材研究を

通じた授業づくり」というテーマで授業公開・見学を実施した。前期は6月～7月上旬にかけて実施し、専任教員は全員が授業を公開した。見学率は全体では90.7%（教員90.0%、職員91.2%）だった。後期は9月下旬から10月にかけて実施し、専任教員は全員が授業を公開した。見学率は全体では78.4%（教員70.0%、職員84.2%）だった（備付-023）。令和5年度は、より主体的・能動的な実践をめざし、「見学の事前予約」「実施期間の長期化（3か月間）」「見学回数の制限解除」「見学後の意見交換方法の多様化」を試みた。その結果、事前予約制の導入および意見交換方法の多様化の点では一定の評価が得られたが、実施期間・回数の自由化にはかえって参加しづらくなるなどの否定的な回答も多く、実質参加率の低下、実施実績が掴めないなどの点を含めて、次年度の課題となった。（備付-023）

ティーチング・アワード表彰については、より有意義な制度となるよう、学修成果部会で審査基準や方法について協議を重ねつつ運用した。ティーチング・ポートフォリオについては、令和元年9月下旬、新任教員について作成のためのガイダンスを行った後、学科長経由で教務部長に提出された。その後も新任教員が着任するごとに作成して本学ホームページに掲載している。

（2）学生支援について

入学前ガイダンスにおいて入学予定者の様子を観察し、入学直後の前期オリエンテーション時には、クラス担任だけではなく学科・専攻の専任教員全員で、学生の状況把握に努めた。さらに、得られた情報を学科・専攻内で共有しつつ、特別支援教育委員会、学生相談員、ヘルスサポートセンター等と連携を取りながら支援を行った。その結果、中期計画でめざす3.0%未満という目標は達成できなかったが、令和3年度の離籍率は3.1%（18/572名）にとどまった。令和4年度は3.0%（16/529名）だった。令和5年度は2.5%だった（13/517名）。

（3）進路支援について

キャリア教育をより充実させるため、特別科目の位置付けになっているインターンシップ科目を教養科目とする可能性について、令和元年度のカリキュラム検討会で問題を提起した。令和2年度に検討した結果、令和3年度より、専門家である非常勤講師を担当者とするよう変更した。

なお、特別な支援や配慮が必要な学生の進路支援の充実に向けて、各学科・専攻とキャリア支援部およびヘルスサポートセンターで支援体制を整える準備を進めている。

（4）教員の業務分担について

令和5年度については、これといった有効な手立てが打てなかった。本質的な解決ではないが、人事考課制度を運用する中で、努力している教員に対する評価を考課に反映させている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 学修成果の公表について

令和 2 年度よりシラバスの様式を変更した。具体的には、科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの対応関係を明示すること、事前事後学修の内容と取組時間を授業回ごとに示すこと、課題等のフィードバックの方法を示すことなどである。今後は、学修成果部会において、到達目標と学修成果の関係、学修成果とディプロマ・ポリシーとの関係などを検討し、必要に応じてシラバスにも反映させていく。

(2) キャリア教育の見直しについて

カリキュラム検討会において、キャリア教育の見直しを令和 3 年度の活動計画に組み入れ、教養科目の「キャリアデザイン入門」と各学科・専攻におけるキャリア教育との関連性を検討した。またキャリア支援委員会主導で作成に着手していた「とりたんエキスパート」が令和 4 年度に完成し、各学科・専攻でのキャリア支援に活用されている。

一方、令和 5 年 3 月に鳥取県インターンシップ協議会において、文部科学省、経済産業省、厚生労働省の三省合意によるインターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る枠組みの改正概要が示された。現在本学で開講中の「インターンシップ A・B」にも影響があることから、鳥取県インターンシップ協議会の方針も踏まえ、令和 5 年度にカリキュラム検討会にて点検した結果、「インターンシップ A・B」については当面は変更せず開講すること、および各学科・専攻においてキャリア教育を点検し、よりいっそうの体系化・実質化を図ることとした。

(3) GPA 制度の活用について

学修成果部会において、GPA 分布の分析を行い、成績評価の平準化に努めるとともに、学修成果の可視化、表彰選考時の参考、入試やキャリア支援のデータと連携した分析などといった活用へ向けて検討中である。

(4) 卒業生の進路先における状況の把握について

昨年度に引き続き、キャリア支援部による卒業生就職状況アンケートおよび雇用主アンケートの集計結果を各学科・専攻で分析し、カリキュラムや教育内容の改善に反映させる予定である。

(5) 成績上位層、中間層への支援について

学修成果部会において、令和2年度の活動方針に組み入れて検討中である。各学科・専攻での、個々の学生に対応した日常的な支援を踏まえて、課題と成果をまとめる予定であるが、令和3年度にはいまだ目に見える成果を上げることができていない。学費の値上げ分を原資として令和4年度に「学業優秀者奨励制度」を新設し、令和5年度から運用を開始した。これは学業優秀者に対して奨励金を授与し、学習意欲の維持向上を図る制度である（備付-規程集 016、075、076）。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 001 学生便覧～学生生活編～（令和 5 年度）
- 007 学校法人藤田学院ガイドブック 2023
- 020 鳥取短期大学自己点検・評価規程

備付資料

- 042 教員一覧（令和 6 年 5 月 1 日時点）
- 044 研究・教育活動計画書（令和 5 年度）
- 070 FD 活動実績（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 073 非常勤教員一覧表[様式 21]（令和 6 年 5 月 1 日時点）
- 074 ホームページ「教育情報の公開」
<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5878>
- 075 教員個人調書[様式 19]（令和 6 年 5 月 1 日現在）
- 076 資格審査委員会議事録（令和 5 年度）
- 077 研究・教育活動報告書（令和 5 年度）
- 078 鳥取看護大学・鳥取短期大学研究倫理教育委員会活動記録（令和 5 年度）
- 079 鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要第 83～88 号
- 080 専門業務型裁量労働制に関する協定書（令和 5 年度）
- 081 FD 委員会議事録（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 082 SD 活動実績（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 083 とりたん食材まるごと活用プロジェクト資料一式
- 084 学校法人藤田学院事務組織図（令和 6 年 5 月 1 日現在）
- 086 勤怠ワークフロー操作マニュアル（教員・職員）
- 147 業務改善提案一覧（令和 5 年度）
- 148 アクティブ・アカデミー説明書
- 230 学術委員会議事録（令和 5 年度）
- 239 事務職員研修ガイド

備付-規程集

- 006 鳥取短期大学教員資格審査規程
- 007 鳥取短期大学教員資格審査規程細則
- 008 鳥取短期大学教員資格審査基準
- 015 学校法人藤田学院における情報セキュリティポリシー

- 031 鳥取短期大学ティーチング・アワード表彰に関する規程
- 032 鳥取短期大学科学研究費助成事業事務取扱規程
- 033 鳥取短期大学研究活動の不正行為への対応等に関する規程
- 034 鳥取短期大学における研究費不正使用の通報及び調査に関する規程
- 035 鳥取短期大学個人研究費事務取扱規程
- 036 鳥取短期大学研究費管理規程
- 038 鳥取短期大学内外研究員規程
- 039 鳥取短期大学受託研究・調査取扱規程
- 040 学校法人藤田学院就業規則
- 041 鳥取短期大学 FD 委員会規程
- 042 鳥取看護大学・鳥取短期大学 SD 委員会規程
- 043 学校法人藤田学院人事考課要領
- 044 学校法人藤田学院稟議規程
- 045 学校法人藤田学院稟議手続細則
- 046 学校法人藤田学院特定個人情報取扱規程
- 047 学校法人藤田学院内部監査実施細則
- 048 鳥取看護大学・鳥取短期大学非常勤講師就業規則
- 049 学校法人藤田学院育児・介護休業等に関する規程
- 069 鳥取看護大学・鳥取短期大学業務改善提案制度基準
- 070 学校法人藤田学院ハラスメントの防止等の規程
- 077 鳥取短期大学学術委員会規程
- 078 学校法人藤田学院パートタイム・有期雇用職員就業規則
- 133 鳥取短期大学研究倫理規程
- 136 学校法人藤田学院妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアルハラスメントの防止に関する規程
- 133 鳥取短期大学研究倫理規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準

の規定を遵守している。

- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は国際文化交流学科、生活学科の情報・経営専攻、住居・デザイン専攻、食物栄養専攻および幼児教育保育学科の3学科3専攻からなっており、それぞれの学科・専攻において教員組織を編成している。また、教養科目と専門教育科目には非常勤講師を採用している（備付-042、073）。

各学科・専攻の専任教員は短期大学設置基準に定められた必要な教員数を次のように充足している（備付-042）。国際文化交流学科は5名のところ6名、生活学科情報・経営専攻、生活学科住居・デザイン専攻および生活学科食物栄養専攻ではそれぞれ4名のところ7名、5名、7名を配置し、幼児教育保育学科では10名のところ12名である。

教員の採用および昇任にあたっては「教員資格審査規程」および「教員資格審査規程細則」に基づいて審査している（備付-規程集 006～008）。この規程は短期大学設置基準の規定を充足している。また、すべての専任教員の職位は、本学ホームページ、法人ガイドにおいて公表している（備付-074、提出-007）。

専任教員と非常勤教員（本学では非常勤講師）の配置については、本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、学生の幅広い視野と専門的実践力の育成、および地域と連携した教育方法を大切に考え、教員の専門性と科目に関する研究業績を重視した担当としている（備付-075）。それぞれの学科・専攻課程については以下の通りである。

国際文化交流学科

専任教員は6名、非常勤講師は17名である。専門教育科目は交流、文化、言語を主軸分野とし、ビジネス実務やプレゼンテーションの能力育成にも力を入れるほか、平成30年度入学生より学校司書のカリキュラムを開設している。学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、各分野を専門とする教員を配置し、授業を担当している。また国際文化交流という学際的分野の学びを深めるため、専任教員の専門分野を活かして複数担当者による授業も展開している。さらに、主軸分野の教育の充実を図るため、および実務経験者による教育を行うために、非常勤講師を招いている。

生活学科 情報・経営専攻

専任教員は7名および助手1名であり、非常勤講師は6名である。専門教育課程は情報系の分野とビジネス系の分野に区分され、専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、双方の分野にそれぞれ3名バランスよく配置している。また専任教員は、全員が必修科目を担当し、それぞれが専門分野の主な授業を担当している。授業の多くを専任教員が開講しているが、特定の専門性が求められる授業や実務経験が必要とされる授業においては、学外から非常勤講師・特別講師を招き対応している。

生活学科 住居・デザイン専攻

専任教員は5名（住居分野3名、デザイン分野2名）、および助手1名を配置している。これらの専任教員が多くの授業を担当しているが、授業の領域が広範囲であるため、より専門性の高い科目を担当できるよう、非常勤講師として、住居分野5名、デザイン分野8名、基礎分野1名をそれぞれ配置している。

生活学科 食物栄養専攻

専任教員7名および助手3名である。栄養士法施行規則、栄養士養成施設指導要領に基づいた、教育実績、研究業績を有する専任教員を十分な人数配置している。栄養士資格関連の非常勤講師は11名である。その他の栄養教諭、フードスペシャリスト、医療秘書実務士関連は合計6名の非常勤講師を配置している。また、非常勤講師についても、担当する授業が法令に基づく正規の授業である場合には、施行規則および指導要領に定める資格を具備していることを審査した上で依頼している。

幼児教育保育学科

専任教員は12名である。幼稚園教諭二種免許状においては教職課程認定基準、指定保育士養成施設の指定および運営基準に基づいた専任教員数を配置している。さらに、専門性を重視して、学外から招聘している非常勤講師は8名であり、その他にピアノレッスンを担当する講師が5名いる。

非常勤教員の採用は本学の教員資格審査委員会（備付-076）において審査されており、その審査は短期大学設置基準の規定を遵守している。

補助教員という職位は本学では置いていないが、実技・実習・演習系の科目を多く開講する学科・専攻については、担当教員の指導を補助し、教育効果を確実なものにするために、助手を配置している（備付-042）。生活学科情報・経営専攻では、専任の助手1名が、個別指導やグループワークを含む演習科目を中心として担当教員の補助の役割を務めている。加えて、授業準備の補助、学科備品の管理、鳥取県との委託契約業務などの事務業務も担当している。生活学科住居・デザイン専攻では、専任の助手1名が個別指導の必要となる演習授業で担当教員の補助の役割を務めている。また、授業準備への援助が必要となる科目では助手が補助している。生活学科食物栄養専攻では、実験、実習等の授業において、栄養士法施行規則に基づき、その担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した専任の助手3名（規則では2名以上が管理栄養士となっているが本学は2名が管理栄養士）が授業補助にあたっている。幼児教育保育学科では、専任の教務職員1名に加え、教務アドバイザーとして就任している嘱託職員1名が「保育実習Ⅰ-1」、「保育実習Ⅰ-2」、「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」および「教育実習Ⅱ」の学外実習のための事務業務ならびに学科内の教務支援を担当している。国際文化交流学科については助手を配置していない。

教員の採用、昇任は本学の「就業規則」、および選考に関する規程に基づいて行っている。この審査は教員資格審査委員会および教授会において行っている（備付-規程集006～008）。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動については、毎年 5 月に年間の研究予定を「研究・教育活動計画書」（備付-044）に記載し、実施した研究活動については、前年 11 月からの 1 年間分を 10 月に「研究・教育活動報告書」（備付-077）にまとめ、学科長を経由して学長へ提出することを義務づけている。これによって、各教員の研究活動に対する意識を高め、学科長および学長は年度単位で各教員の研究活動状況を把握できるようにしている。各学科・専攻の教員がカリキュラム・ポリシーに基づいて担当科目に関する研究を中心に成果をあげていることを学科長会で協議している。

専任教員の研究活動の状況について、学術委員会が毎年度のデータを収集、更新を行っている。このデータに基づいて、各教員の所属学科・専攻、職名、学位、担当授業科目、専門分野、現在の研究テーマ、主な研究業績、所属学会、主な社会活動を本学ホームページの「教育情報の公開」において公開している（備付-074）。

専任教員が科学研究費補助金や外部研究費等を獲得できるように、事務局から各教員に団体等からの募集の情報を送付している（備付-規程集 032）。科学研究費補助金については教務課および総務課の職員が研修会に参加し、最新の応募情報を各教員に連絡している。令和元年度および令和 4 年度に各 2 名、令和 5 年度に 1 名の専任教員が科学研究費補助金を受けている。令和 2 年度および令和 3 年度は科研費を受けた教員はいなかった。また、令和元年度に 1 名の専任教員が外部研究費である鳥取県環境学術研究等振興事業費を獲得している。さらに、私立大学等改革総合支援事業「とっとりプラットフォーム 5+α」の共同研究において、令和元年度 3 名、令和 2 年度 1 名、令和 3 年度 1 名、令和 4 年度 0 名、令和 5 年度 1 名の専任教員が助成金を獲得している。

学術研究の推進と研究環境の整備を委員会の審議事項と位置付けた「鳥取短期大学学術委員会規程」を創設した。(備付-規程集 077)

研究活動が適切になされるよう、研究活動上の不正防止とその対処のために「研究活動の不正行為への対応等に関する規程」(備付-規程集 033)、「研究費不正使用の通報及び調査に関する規程」(備付-規程集 034)がある。研究費の適正な利用について「個人研究費事務取扱規程」(備付-規程集 035)、「研究費管理規程」(備付-規程集 036)を整備している。人権尊重や倫理的責任が遵守されるように「研究倫理規程」(備付-規程集 133)がある。その他に「内外研究員規程」(備付-規程集 038)、「受託研究・調査取扱規程」(備付-規程集 039)を有し、教員の研究活動に関する規程を整えている。

研究倫理を理解し、研究活動における不正行為を防止するため、鳥取看護大学・鳥取短期大学研究倫理教育委員会では、令和4年度より、日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」を導入し、すべての専任教員および職員(一部を除く)が受講することとした。その受講者には「研究倫理教育受講証明書」を発行している(備付-078)。また、研究倫理に関する確実な理解を進めるよう全専任教員を対象に研究倫理審査相談会を開催している。(備付-230)

研究成果を発表できるように学術委員会が編集を行う「鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要」(備付-079)を年2回発行している。また、研究成果を口頭で発表できる学術談話会を年数回実施している。また、紀要の発行に併せて本学付属図書館公式X(旧 Twitter)で掲載論文についての情報発信をしている(備付-230)。

専任教員が研究を行えるようにすべての教授、准教授、助教の研究室は個室である。研究室の配置はA・C・D館に分かれており、学生便覧(提出-001)等の配置図に記載している。

専任教員の研究、研修等を行う時間を確保するため、授業や学内委員会の負担が過大にならないよう各教員の担当を各学科・専攻内で調整している。学術委員会では、「令和5年度 研究環境整備のためのアンケート」の実施、報告を行った(備付-230)。また、研究室は常に利用可能であり研究活動に利用することができる。研究を行う時間を確保するため、専任教員の服務に関しては、「就業規則」(備付-例規集 040)の第7条の2に基づき、平成25年度から「専門業務型裁量労働制」を適用し、毎年労使間で締結される「専門業務型裁量労働制に関する協定書」(備付-080)の中で適用対象者の裁量に研究時間の確保を委ねている。

「内外研究員規程」(備付-規程集 038)において、研究期間を3か月以内とする短期在外研究員と6か月以上になる場合の長期在外研究員を定めている。国際会議出席に関する規定はない。

FD委員会(備付-規程集 041)によって年間活動目標、活動計画が立案され計画的なFD活動を行っている(備付-081)。全教員は授業を一定期間本学の教職員に公開し、得られた見学コメントを参考にして授業内容・方法の改善を図っている。また、教員を対象にした学内でのFD研修会を実施して、その研修成果を教育に活用している(備付-070)。近年、定年退職等に伴う教員異動により、入職間もない教員の増加が顕著であることを鑑み、令和5年度の研修は本学におけるFD活動の変遷とその現状と課題を共

有する機会とし、教員による主体的な取組みをめざした。SD 委員会（備付-規程集 042）と協働して、FD・SD 合同研修会および SD 研修会（備付-082）に教職員が参加することにより、教育の質の向上や日常業務の改善に役立てている。

また、授業評価アンケートやカリキュラム・ポリシー、あるいは教育環境などに関して、数名の学生代表から意見を聴取する機会を、FD 研修会の一環として年 1 回設けている。さらに、非常勤講師・兼任教員連絡会を年 1 回開催し、学科・専攻の教育を担う専任教員、兼任教員、非常勤講師間で意見や情報交換を行い、教育方針についてのベクトル合わせ、連絡事項の伝達などに役立てている。

専任教員は学修成果の獲得が向上するよう以下のように学内の関係部署と連携している。各学科・専攻とも教育課程の見直しやシラバスの作成、学生による授業評価アンケートの実施、教室変更や用具の手配、日常の授業の段取り等で教務課と連携を図っている。学期ごとに授業評価アンケートにおいて高い評価を得た授業を表彰する制度（ティーチング・アワード賞（備付-規程集 031））を設けており、学科を超えて授業力の向上を進めている。授業評価アンケートの集計・分析については、教務委員会が教務課と連携し、各学科の特徴や課題を見つけ出し、学修成果向上のための検討を行っている。また、授業環境の向上のため、各学科で使用する実習・演習教室の整備、教育用備品、設備の導入・更新を管財課と連携して行っている。このほかにも、それぞれの学科・専攻では鳥取看護大学や次の部署と連携して学修成果の向上に努めている。

国際文化交流学科

図書館司書科目のほか、学科独自に学校司書の科目を開講しており、それらの授業を中心に附属図書館を活用した教育を展開している。また、グローバルセンターや生活学科食物栄養専攻と連携し、「くらし国際交流フェスティバル」をはじめとする地域イベントに参加している。

生活学科 情報・経営専攻

情報処理室の環境整備、機器の導入・更新等で、管財課との連携を図ることが多い。

生活学科 住居・デザイン専攻

設計実習室やデザイン演習室の整備のため管財課との連携が多い。また、グローバルセンターと連携し、学内コンペ（公共交通機関利用促進ポスター）の実施や、倉吉未来中心や地元企業が企画するイベント等に参加している。

生活学科 食物栄養専攻

平成 30 年 1 月より、「とりたん食材まるごと活用プロジェクト」（備付-083）を始動し、イベント出展や商品開発等に取り組んでいる。また令和 4 年から食物栄養専攻学生によるスーパーとの栄養バランスを重視した共同開発弁当を販売している。弁当シール、弁当の POP デザインは、生活学科住居・デザイン専攻の学生が考案した。

幼児教育保育学科

附属こども園との連携がもっとも多い。1 年生全員が「教育実習Ⅰ」を、2 年生においては「教育実習Ⅱ」履修生の一部が、実習をしている。また、有志の学生は日々の預かり保育や長期休業中の登園児のための保育の補助、ボランティア等を行っている。日常的な園児との関わりを通して、保育者としての意識や知識が深まるよう配慮して

いる。また、教員は、保育教諭に対する研究指導や定期的な園児への指導、課外活動の講師等によって連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織には、4 部（総務部、教務部、入試広報部、キャリア支援部）のほか、付属機関として 4 つの機関（付属図書館、グローバルセンター、ヘルスサポートセンター、絢研究室・絢美術館）がある（備付-084）。それぞれの部と付属機関には部長、館長、センター長を配置している。それぞれ業務分担表を作成し、責任体制を明確にして業務を遂行している。また、鳥取看護大学にも事務室を配置している。さらに、法人本部事務局（企画部、経理部）を置いて、両大学と附属こども園の事務を統括する体制を整えている。人材の配置という点では、事務局長と総務部長および企画部長、経理部長は事務職員で、教務部長、入試広報部長、キャリア支援部長、付属図書館長、ヘルスサポートセンター長、グローバルセンター長は教員組織との連携を考慮し教員が併任をしている。

事務職員の多くは、学内外の専門性を高める研修制度を積極的に利用して能力の向上に努めている。在任中は階層別・職能別の研修制度を利用したり、採用時には関連分野の実務経験者を積極的に採用したりしている。

また、人材育成という点では、平成 28 年度から「人事考課制度」（備付-規程集 043）を導入し、事務職員の適性や能力を把握し人材育成につなげる仕組みを整えている。関連資料として「目標管理シート兼自己申告書」（備付-規程集 043）を利用し、配属先の希望も聴取するようにしている。その他、平成 29 年度から通信教育の受講支援や資格取得奨励金の支給といった自己啓発支援制度（備付-239）も導入している。

事務関係諸規程の整備という点では、総務、経理、教務、入試等所属部署にかかる基本規程を例規集に定めているほか、各部署において業務マニュアルを作成し、引継ぎや日常業務の参考としている。また、平成 28 年に「稟議規程」および「稟議手続細則」を改定し、別表「主要職務権限表」を制定し、事務の種類ごとの決裁権限者を明確にした（備付-規程集 044、045）。

事務機器等については、事務職員全員に 1 人 1 台のパソコンを設置しているほか、事務室内の主要エリアにプリンタを複数台配置し効率的な事務処理ができる体制を整えている。また、キャビネット等の備品も備わっている。

防災対策の面では、毎年、鳥取看護大学と合同で避難訓練および災害メール配信訓練を実施している（令和 4 年度は、コロナ禍により鳥取短期大学単独で実施）。女子学生寮（シグナス寮）については、中部消防局の協力を得て、火災や地震を想定した避難訓練を毎年実施している。情報セキュリティ対策として、「情報セキュリティポリシー」（備付-規程集 015）に基づき、パスワード設定や共有情報の制限、ウイルス対策等を行っている。また、マイナンバーの導入に対応して、平成 27 年度に「特定個人情報取扱規程」（備付-規程集 046）を制定し、特定個人情報をスタンドアローンで厳正に管理・運用している。

平成 29 年度まで、「自己点検・評価規程」（提出-020）に定める FD・SD 部会の活動として SD 活動を実施し職務能力の向上に努めてきたが、活動をより明確にするため平成 30 年 4 月 1 日付けで「SD 委員会規程」（備付-規程集 042）を新たに制定した。SD 委員会では、通信教育の受講や資格取得の奨励、SD 研修会等に取り組んでおり、令和 5 年度は「マネジメントスキルアップ」や「業務改善」をテーマに取り上げた。さらに、FD・SD 合同での研修会を「ChatGPT の活用方法」「補助金の仕組みについて（改革総合支援事業タイプ 1、タイプ 3）」「共生のキャンパスを語ろう～龍谷大学の実践から～」のテーマで実施した（備付-082、070）。

日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行う仕組みとしては、平成 23 年 9 月に「内部監査実施細則」（備付-規程集 047）を制定し、事務職員による所属部署を超えた内部相互監査を年 1 回以上実施している。これは、事務処理の点検・評価を行い事務ミスの未然防止と業務の見直しにつなげるほか、他部署の業務理解による職員の能力向上を目的としている。この内部監査と公認会計士監査、監事監査の三様監査の連携を図り、法人のガバナンス向上に努めている。また電話対応マニュアル、対面対応マニュアルを作成して、日常的に求められる知識・技能およびマナーの向上に努めている。さらに平成 30 年度から働き方改革の一環で、業務改善提案制度を導入し、事務のシステム化・効率化による時間削減効果をより良い学生支援に活用しようとしている（備付-147、備付-規程集 069）。

学修成果にかかる事務職員の関わりとしては、事務職員も年に 2 回実施される授業公開・見学に参加し、本学の教育内容・方法等の実際を学ぶとともに、学生の様子を理解することによって、より適切な学生支援ができるよう心がけている。また、教員（担任）と学生課、教務課との連携による学習支援（出席および授業態度、単位取得の状況の情報交換等）や、教務課とキャリア支援課との連携による進路支援（資格取得状況や

卒業見込みの状況に関する情報交換等）といった学生の学修成果の獲得向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

「就業規則」（備付-規程集 040）、定年年齢の引き上げや非常勤講師（有期雇用契約）の無期労働契約転換（備付-規程集 048、078）、育児・介護休業取得要件の緩和（備付-規程集 049）、ハラスメントの防止（備付-規程集 070、136）等に対応して、関連規程の整備をしている。

就業に関する諸規程は「学校法人藤田学院例規集」に掲載され、教職員はいつでもクラウド型の例規集検索システムで閲覧することができる。また、就業に関する諸規程の改定があれば、教授会で教員に周知しているほか、事務職員については部課長会で説明後、部署ごとに課員への報告を行うことで全員に周知している。また、令和元年度に導入したクラウド型のグループウェアの Q&A 機能を活用し、「就業規則」の理解促進や手続きの簡素化を進めている。

平成 28 年度から、クラウド型の勤怠管理システム（備付-086）を導入し、出出勤や出張、時間外労働等について毎月全員の状態を確認し、適正な労務管理につなげている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の服務は「専門業務型裁量労働制」が適用され、研究時間の確保は個々の教員の裁量に委ねられているため、教員によっては他の業務が過多となり、研究時間の確保が困難になっている場合がある。専任教員の大学運営に係る委員会等の業務負担については、経営戦略検討委員会および学科長会において委員会体制の統合・整理を検討するとともに委員会業務の教員と職員の役割分担の見直しを行い、負担軽減を図ることとしている。

永続的な大学運営のためにはマネジメントのできる管理者層の育成が重要との認識を持っており、中長期的な視点に立った人材育成が急務となっている。マネジメントのできる管理者層の育成については、中間管理職に対するマネジメント研修の体系化を検討するとともに、新任課長に対するマネジメント研修を年間の SD 研修計画に組み入れて育成を図ることとしている。令和 4 年度には事務職員研修制度の体系化整備など、改善に向けた取組みを進め、令和 5 年度より新研修制度を導入し、効果的な運用・

管理に注力した（備付-239）。

事務職員が学修成果の獲得向上に組織的に取り組むためには、組織横断的な情報共有が重要となるが、令和2年度から新教務システム（Active Academy）を導入し、学生情報を入学から卒業まで関連付け、情報の組織的な管理・活用を図ることをめざしている。令和3年度には、Active Academy に入試情報システムを追加し、入学から卒業まで一本につなげることが可能になった。今後、学生情報等の組織的な管理・活用をさらに図ることが課題である。（備付-148）。

教務システムの導入と時期を同じくして、ICT 機能等の多様なメディアの利用を前提とした学習支援サービス（Google Workspace for Education Plus）を導入した。利用場面や機能の使い分け等、利用の際のルール化、その利用法の周知については講習会を実施することで課題を克服している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

総務部所管データの一元管理とペーパーレス化を推進することで、記入・回覧等の作業を軽減でき、教職員が本来業務に専念できるようにしている（備付-086）。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

なし

備付資料

- 003 鳥取短期大学・鳥取看護大学連携協定書等一覧
- 087 学内配置図・平面図（令和6年5月1日現在）
- 088 鳥取県大学図書館等協議会会則
- 089 ネットワーク構成図（令和5年度）

備付-規程集

- 014 鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館委員会規程
- 015 学校法人藤田学院における情報セキュリティポリシー
- 050 鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館資料収集・管理規程
- 051 鳥取看護大学・鳥取短期大学附属図書館除籍細則
- 052 学校法人藤田学院経理規程
- 053 鳥取短期大学の研究費における物品等の調達に関する内規
- 054 鳥取看護大学・鳥取短期大学防災・消防計画
- 055 学校法人藤田学院 危機管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

鳥取看護大学校舎用地面積および附属こども園用地面積を除く校地の面積は 65,034.52 m²で、短期大学設置基準の規定（学生 1 人当たり 10 m²×600 人）を充足しており適正である（備付-087）。

運動場の面積は 17,125 m²で、教育研究活動に支障のない広さを有している（備付-087）。

短期大学の校舎（看護大学棟、体育館、寮、付属施設を除く）の面積は 12,880.15 m²で、短期大学設置基準の規定（8,950 m²）を充足している（備付-087）。

A 館および B・C・D 館の各校舎にはエレベーターを設置しているほか、階段用の手すり、バリアフリースイレおよび障がい者専用駐車場を整備している。また、各校舎へ移動する際のスロープや点字ブロックを部分的に設置している（備付-087）。

学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を十分確保している（備付-087）。平成 27 年度の文部科学省教職課程認定大学等実地視察でも厳正に確認された。

通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

また、授業を行うための機器・備品等も整備しており、機器・備品等の保守、修繕についても計画的に実施している。このほか学科・専攻ごとに毎年度特別研究備品を購入する予算措置を行っており、必要な機器・備品の整備に充てている。

付属図書館本館の延べ床面積は 950 m²あり、書架の間隔や閲覧機の配置は、車いす

での移動が可能なように十分なスペースを確保している。また、座席数は1階42席、2階75席、計117席あり、そのうち2階には個人スペースを6席設ける等、学生の利便性に応えられるよう、施設設備を整えている（備付-087）。また、鳥取看護大学内に設置した付属図書館別館（延べ床面積342㎡）も利用できるようにしている。

蔵書数は74,948冊（うち洋書7,147冊）（R6.3.31時点）。学術雑誌75種類（うち1種類は洋雑誌）（R6.3.31時点）。視聴覚資料897点（R6.3.31時点）を揃えている。

加えて、鳥取県立図書館および倉吉市立図書館と図書館利用の相互協力に関する協定（備付-003）を結び、学生の利用に供している。また、鳥取県大学図書館等協議会に属し（備付-088）、県内の高等教育機関の図書館とも相互連携と協力を図っている。

付属図書館が購入する資料は、教員および図書館司書が中心となり選書し、各学科・専攻を代表する教員の委員と図書館長で構成する図書館委員会の審議を経て決定している（備付-規程集014、050）。学生たちによる選書も行っている。また、資料の廃棄については3年間所在不明となった資料について廃棄の手続きを行う。内容や装丁の古くなった資料は書架から外して書庫に移動後、全教員に廃棄候補リストを配信し、専門的意見を参考にして保存あるいは廃棄を決定している。亡失資料と併せて令和4年度および令和5年度は300万円相当を廃棄処分した。雑誌の廃棄については図書館委員会の審議にかけ、学術雑誌等は関係教員に照会している（備付-規程集051）。

学生の授業に関連する資料として、購入可能なシラバス記載のテキストおよび参考図書すべてを購入している。さらに、半期ごとに専任教員と非常勤講師に推薦図書を募り、図書館委員会で分野の偏りがないように調整の上、購入している。付属図書館に備える視聴覚教材、学生に読ませたい一般図書、キャリア支援、資格や検定に関わる図書や問題集等の購入も同様にしている。平成19年度より全学科・専攻へ年度ごとに順次40万円の予算をつけ、重点的に資料の収集を行っている。教員の研究、教育に供する資料については、個人研究費の中から各教員が選定して購入に当たっている。これらの資料は受け入れ手続き後、各研究室に所蔵されている。

平成25年3月に完成したシグナスホールの2階には体育館（1,405㎡）、1階にはアリーナ（449㎡）、大講義室（877㎡）を備えている。鳥取看護大学と鳥取短期大学の共用施設として、授業や課外活動で活用している（備付-087）。

また、令和3年3月には、創立50周年記念事業として学生や教職員だけでなく、地域の方も利用できる3階建ての交流センター（1,440.51㎡）を建設した。1階にはグローバルセンター、ヘルスサポートセンター（保健室と相談室ここはな）、コンビニ、2階には可動式の机とイスを一部備えイベントホールとしても利用可能な中講義室（182席）、ラーニングコモンズ、3階にはキャリア支援室、ヘルスサポートセンター（学びスペースひだまり）、会議室（大・小）、応接室を配置している（備付-087）。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整

備している。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

「経理規程」（備付-規程集 052）の中で財務諸規程を定めており、固定資産や物品（消耗品および貯蔵品）等の会計についても規定している。

公認会計士監査では、この規程に従って処理しているかどうかの監査が行われる。特に、資産計上すべきものを修繕費としていないか、逆に修繕費を資産計上していないかをチェックされている。3 万円以上の物品の購入は稟議書および支払伝票でチェックしている。また、科学研究費補助金等で購入した備品等は、毎年、資産として計上しており、退職時には返却を受けている（備付-規程集 053）。施設の傷み、設備の故障は、直ちに診断し、修繕・更新すべきものと廃棄・償却すべきものとに区分し処理している。

火災・地震対策については、平成 27 年 4 月の鳥取看護大学開設に伴い、看護大学棟が防災管理対象建物に該当することになったため、従来の規程を全面改訂し、「防災・消防計画」（備付-規程集 054）を新たに定めている。

火災報知機や消火器等の防火設備を法定に従って点検、整備を行っているほか、地震対策として耐震補強工事を行っている。そして、鳥取看護大学と鳥取短期大学合同での学生および全教職員による火災や地震を想定した避難訓練および災害メール配信訓練を毎年実施している（令和 4 年度は、コロナ禍により鳥取短期大学単独で実施）。また、女子学生寮（シグナス寮）についても、寮生による火災や地震を想定した避難訓練・消火訓練を毎年実施している。

防犯対策については、平成 20 年度に本法人における「危機管理規程」（備付-規程集 055）を作成し、平常時の対応、緊急時の危機管理、収束時の対応に分けて対応するようにしている。また、防犯対策では、通学路、正門をはじめとした学内数か所に 24 時間稼働の防犯カメラを設置している。

平成 23 年度に「情報セキュリティポリシー」（備付-規程集 015）を策定して以降、世界のセキュリティ傾向を毎年システムの改善に反映している。具体的には基幹ネットワークのゲートウェイには Juniper の SRX で SPAM メールチェック（Gmail）、メールサーバでは ClamAV を、クライアント PC では ESET と 3 重でマルウェア対策を、LAN Scope で情報資産管理を、L2blocker で接続機器管理（リアルタイムモニタリング）を、ユーザとグループ管理は Active Directory を中心に他 OS とも LDAP 等で連動させている。教員・職員・学生・付属図書館はそれぞれ異なる VLAN 内で利用している（備付-089）。それぞれで共有すべきデータは利用権限を設定した上で、ファイルの共有管理

をしている。

節電対策としては、照明の LED 化やパソコン等の省電力機器の利用を進めているほか、学内のエアコンの ON・OFF、温度設定を事務局で集中管理している。これによりエアコンの消し忘れがなくなり、不要な電力消費を抑えている。また、エコアームを取り付けて基準電力を超える消費が予想される場合に警告が出るようにしている。節水対策としては、トイレ等の主要な蛇口に節水コマを取り付け節水に心がけている。公用車のハイブリッド化を積極的に進めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

A 館は改修工事をしているものの築後 50 年経過しているため、内装および空調・電気設備、一部の教室では講義机、椅子等の傷みが目立つようになってきており、財務状況をしながら計画的な整備が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

鳥取県中部総合事務所が河川の氾濫により機能しなくなった場合に備え、交流センターとシグナスホールの一部を鳥取県中部総合事務所の移転先とする協定を鳥取県との間で令和 3 年度に締結しており、令和 5 年 8 月の台風 7 号による豪雨の際には、鳥取県中部総合事務所の一部機能を実際に本学へ移転した。また、災害時の避難所施設として、シグナスホールの体育館およびアリーナの利用に関する協定を倉吉市と締結している。

令和 5 年 9 月、学外で発生した地絡事故の影響により、看護大学棟および交流センターが 3 日間停電したため、鳥取看護大学の事務機能を A 館 3 階へ移転した。これを機に、事業継続計画（BCP）の一環として、停電時に電力をサーバー室へ供給できるよう、令和 5 年 12 月には公用車に電気自動車を導入し、さらに令和 6 年度には V2H 充放電設備設置工事を行う予定である。

その他、県中部の立地条件を活かして大学施設を各種試験会場や講演会、講習会等に頻繁に提供している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

提出資料

なし

備付資料

093 施設更新計画

094 情報処理システム更新資料

備付-規程集

なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて、情報処理教室を含め一般講義室においても、液晶プロジェクターまたは大型液晶モニターを設置し DVD およびブルーレイプレーヤーに対応した視聴覚機器を整備している。また、遠隔授業を想定し、各講義室に有線 LAN およびノートパソコン、プロジェクターを設置している。加えて Google Classroom を活用し、授業をしている。生活学科住居・デザイン専攻は設計実習室を拡張整備した。

毎年、年度当初に情報システム更新内容を系統的に文書化し、具体的な操作方法を全教職員へ配信している。これに基づく学生への指導と学生用マニュアルも情報関連の授業において提供している。生活学科情報・経営専攻では必携ノート型パソコン等の授業での利用やセキュリティ対策を踏まえた利用を入学時段階で集中的に指導している。

授業に必要な教室のパソコンや共有プリンタ、共有フォルダ等の情報機器等（リース）については全学的な施設更新計画に基づいて整備している（備付-093）。

授業で使用する教育研究用備品やソフトウェアについては、各学科・専攻および部署ごとに次年度の予算要求がなされ内容を審議した上で特別予算として当該年度の 4

月に予算配分している。また高額なものについては優先度を考慮し、複数年で計画的に充実を図っている。

施設更新計画に基づき情報処理教室の更新を行うとともに、学期前の長期休暇期間中に業務委託先と ICT 委員で役割分担を決めメンテナンス方針と具体的な手順を示してメンテナンスを行っている（備付-094）。

教室 VLAN の 5 情報処理教室と学内すべてをカバーする Wi-Fi アクセスポイントを全員が利用できるようにしている。e-Learning として Google Workspace for Education Plus も活用している。

教員は Google Classroom や e-Learning 等の双方向の授業支援システムを利用している。

情報処理教室は 5 教室（A308、A307-A、A307-B、B302、B202）あり、学生が授業以外でも利用できるようにしている。そのほかマルチメディア教室兼 CALL 教室は 1 教室（B305）を備えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

なし

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

情報処理教室には、在学生数の約 25% に相当する台数のパソコンを設置しており、空き時間には自由に利用可能である。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

- 021 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 022 事業活動収支計算書の概要[書式 2]（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 023 貸借対照表の概要[書式 3]（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 024 財務状況調べ[書式 4]（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 026 貸借対照表（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 027 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 031 資金収支計算書・資金収支内訳表（令和 3 年度～令和 5 年度）

備付資料

- 095 月次試算表（令和 3 年度～令和 5 年度）
- 097 SWOT 分析（令和 5 年度）
- 098 外部資金獲得委員会議事録（令和 5 年度）
- 099 専門実践教育訓練講座指定等通知書

- 100 社会人入学生の推移（令和3年度～令和5年度）
- 149 学校法人藤田学院マスタープラン（2020.4.1～2025.3.31）
- 222 有価証券一覧表（令和3年度～令和5年度）
- 224 ホームページ「学校法人藤田学院 人事政策方針」
<http://www.cygnus.ac.jp/fujita/index.php?view=6368>
- 239 事務職員研修ガイド
- 240 シグナスの丘緑の募金（寄付金募集のご案内）

備付資料-規程集

- 043 学校法人藤田学院人事考課要領
- 056 学校法人藤田学院資金の運用に関する取扱規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、

資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

過去 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）の法人全体の資金収支および事業活動収支において、資金収支は安定的に推移しており、翌年度繰越支払資金は毎年度 1,100 百万円を維持している。令和 4 年度において、翌年度繰越支払資金が前年度から 94 百万円減少した要因は、110 百万円の有価証券購入を行ったことによる部分が大きく懸念されるものではない。事業活動収支については、令和 5 年度の経常収支差額は、令和 4 年度の 131 百万円の支出超過から改善したものの、依然として 84 百万円の支出超過となった。これは、収入面において収容定員未充足により学生生徒等納付金が低迷していることに加え、支出面において清掃業務の直営化やコロナ関連費用の剥落などによる経費減の一方で、人員増による人件費増、引き続き減価償却負担が大きいことによるものである。（提出-021～024）。

貸借対照表の状況は、負債に備える資産の状況をみる流動比率、前受金保有率は順調に推移し、また負債の割合をみる総負債比率や負債比率においても健全に推移している（提出-023、026）。

法人全体では、法人部門、短期大学部門、看護大学部門および附属こども園部門の 4 部門がある。部門ごとの試算表を毎月作成し、財政の内容を把握している（備付-095）。

日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」における法人全体の区分は、経常収支差額が令和 3、4、5 年度と連続してマイナスとなっており、引き続きイエローゾーンの予備的段階である「B0」にあるものの、短期大学部門が存続可能な財政は維持している（提出-021～024）。

退職給与引当金は、期末要支給額を基にして、適正な引当金を計上している（提出-026）。

資産運用においては、「資金の運用に関する取扱規程」（備付-規程集 056）を整備しており、この規程に基づき、適切に資産運用を行っている。また、資産運用の状況につ

いて、「有価証券一覧表」を月次で作成し、理事長に報告している（備付-222）。

短期大学部門の教育研究経費比率は、過去 3 年間（令和 3 年～令和 5 年）において 30%を超えている（提出-021～024）。

短期大学部門の教育研究用の施設設備および学習財源（図書等）についての資金配分は、下記表の通り適切に行っている（提出-031）。

（単位：千円）

年度	施設設備	学習資源(図書等)
令和 3 年度	170,856	3,188
令和 4 年度	149,568	3,650
令和 5 年度	80,948	3,176

公認会計士監査は、期中監査 2 回（10 月、3 月）、決算に係る監査 2 回（4 月、5 月）の年間合計 4 回受けている。監査に係る指導・意見については、理事長および監事に報告し、適切に対応している。

寄付金の募集については、目的・趣旨を明確にし、適切に行った（備付-240）。学校債については、発行していない。

入学定員（総定員 300 名）充足率については、下記の表の通りである。令和 4 年度以降は 90%を下回っているものの、80%を超える水準を維持している。

年度	入学定員充足率
令和 3 年度	92.7%
令和 4 年度	85.0%
令和 5 年度	88.0%

収容定員（総収容定員 600 名）充足率についても、令和 4 年度以降は 90%を下回っているものの、80%を超える水準を維持している。

年度	収容定員充足率
令和 3 年度	94.3%
令和 4 年度	86.8%
令和 5 年度	86.2%

令和 5 年度は、収容定員充足率が 86.2%と引き続き 90%を下回っているものの、清

掃業務直営化や修繕費減少など経費削減も図られており、翌年度繰越支払資金は、前年度から 73 百万円増加している。加えて、事業活動収支における経常収支差額の 84 百万円の支出超過についても、資金流出を伴わない減価償却費が 308 百万円であることを考慮すれば財務体質は問題のない水準である。(提出-027)。

中期計画および中期の財務計画に基づいて、関係部署のヒアリング等を行い、年度末までに次年度の事業計画と予算を作成し、評議員会および理事会の決議を経て決定している。

決定した事業計画は期初に行う「法人教職員全体会」にて指示している。また、決定した予算については、期初に関係部署ごとに個別開示している。

年度予算は、部門ごとに毎月資金収支月報および事業活動収支月報(備付-095)を作成し、その執行状況を適正に管理している。

日常的な出納業務は経理課において円滑に処理しており、日締伝票等の帳票は毎日経理責任者の事務局長に報告している。また、現金・預金月報等の月次の帳票については、経理責任者の事務局長を経て理事長に報告している。

資産および資金(有価証券を含む)は、適正な会計処理に基づき総勘定元帳等の帳簿に記録し、安全かつ適正に管理している。また資産運用については安全性をベースに、一定の収益性も考慮しながら、堅実な運用に努めている。資産運用の基準については、「資金の運用に関する取扱規程」(備付-規程集 056)で詳細に定めており、安易な運用に走らないようガバナンスの効いた体制をとっている。

月次試算表(備付-095)は毎月作成し、経理責任者の事務局長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

令和 2 年度から「学校法人藤田学院マスタープラン（2020.4.1～2025.3.31）」をスタートした（備付-149）。経営理念である「地域に貢献する人材の育成」に基づき、「人材の育成と地域活性化への関わりを通して『地方創生の拠点』となる」ことを目標に掲げ、経営戦略として 5 つの柱を立てて取り組んでいる。

「教育の質的進化と多様な学びの実現」

「キャリア教育の充実による地域の信頼拡大」

「グローバル化と地域連携の推進」

「戦略的広報と募集活動による志願者増」

「財務基盤の安定とガバナンスの強化」

こうした経営戦略の考え方を鳥取短期大学の第 6 次中期計画に取り入れ、単年度の事業計画に反映していくこととしている。

【重点目標指標】

- ①入学定員充足率 100%、②社会人学生比率 10%、③看護師国家試験合格率 100%、④履修証明プログラム登録講座数 5 講座、⑤経常収支差額比率（法人全体）1.6% 以上

また、中期計画の実効性を高めるべく、年 2 回（前期、後期）「法人教職員全体会」を開催し、計画の内容と PDCA に基づく進捗状況を説明し、全教職員の方向性を合せている。

このほか、平成 27 年度から毎年 SWOT 分析の手法を活用して、法人、大学、学科・専攻別に強み・弱みを分析し、それぞれ具体的な戦略を立て、中期計画の進捗管理と同様に「法人教職員全体会」等で発表している（備付-097）。

学生募集対策としては、「学生募集に関する教職員全体会」を毎年 4 月から 5 月に開催し、当該年度の募集方針と具体的な取り組みについて情報を共有し、オープンキャンパス等は全教職員で取り組む体制としている。また、定員確保を目標にしつつ、入学予定者数に基づいて学生納付金予算を立て、次年度の予算案に反映させている。

人事計画は「人事政策方針」（備付-224）に基づいて運用されており、自己啓発支援制度（備付-239）や人事考課制度（備付-規程集 043）等を設けている。人材の育成を図るとともに、新規採用や適材適所への配置転換等計画的に取り組んでいる。

施設設備の将来計画については、令和 4 年度は、A 館の空調設備の老朽化に伴い、灯油燃料からガス燃料への転換工事、A 館 309 講義室の改修工事等を実施した。令和 5 年度は、A 館の講義室へのプロジェクターおよびスクリーンの設置工事、A 館受水槽の取替工事を行った。

外部資金の獲得については外部資金獲得委員会を中心に、経常費補助金獲得や地公体などの補助金獲得に取り組んでいる（備付-098）。遊休資産の処分等の計画はない。

近年、学科・専攻による定員充足率のバラツキが顕著となってきたことから、令和 3

年度に入学定員の見直しを行い令和 4 年 4 月から入学定員を変更した。具体的には、総定員は 300 名のままとし、生活学科情報・経営専攻を 35 名から 40 名、幼児教育保育学科を 145 名から 140 名に変更した。

経費（人件費、施設設備費）予算については、教員数や学生数のバランスを考慮しながら、学科別に予算配分を行っている。

「法人教職員全体会」は、中期計画の進捗管理や SWOT 分析の結果発表、財務情報を含む経営状況の共通理解の場として有効に機能しており、学内における危機意識の共有にも役立っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

部門別にみると本学は、過去 5 年間に於いて収容定員未充足の状況が続いている。財務状況が毀損するような未充足（70%未満）の状況ではないが、事業活動収支の均衡を維持するため、定員を確保することが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

収入確保の方策として、外部資金獲得委員会を設けて補助金獲得に努め、実績も上げている（備付-098）。また、令和 5 年度から、倉吉市との連携による「倉吉市ふるさと納税を活用した大学支援事業補助金制度」を導入し、外部資金調達の多様化を図っている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

（1）人的資源としての課題について

大学運営業務に携わる教員の業務が過多とならいう、適切かつ偏りがない人員配置を図った。また、中長期的な視点に立った事務職員の人材育成のため、令和 5 年度より体系的な研修制度を導入した。学修成果の獲得向上を組織的に対応できるよう、入学から卒業まで一元管理できる教務システム（Active Academy）を令和 2 年 4 月に教務課および学生課、キャリア支援課で導入し、さらに令和 3 年 4 月に入試広報課で導入した。

（2）物的資源としての施設設備の充実と資産管理について

A 館等経年劣化に対応して定期的に改修・修繕を行う計画としているが、令和 4 年度は、A 館の KHP（灯油燃料）エアコンをガスエアコンへ変える空調設備工事を実施した。また、A309 講義室の机・椅子のリニューアルおよび A101（設計実習室）の拡張工事を実施した。A 館等の経年劣化に対応して定期的に改修・修繕を行う計画としている。令

和 4 年度は、A 館の KHP（灯油燃料）エアコンをガスエアコンへ変える空調設備工事、A309 講義室の机・椅子のリニューアル、A101（設計実習室）の拡張工事を実施した。令和 5 年度は、A 館の講義室へのプロジェクターおよびスクリーンの設置工事、A 館受水槽の取替工事を行った。また、経費削減すべく外部委託していた学内清掃業務を清掃スタッフの直営方式に移行した。

（3）財的資源としての定員確保について

学生確保が経営の根幹であるとの認識に立ち、「学生募集に関する教職員全体会」等を通じ全教職員が認識を共有し、定員確保に向け全力で取り組んでいる。近年では社会人学生の受入れ増を図るため、厚生労働省の教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）（備付-099）の利用や鳥取県産業人材育成センターとの提携による職業訓練の指定コース設置により、栄養士や保育士養成課程で一定の成果（備付-100）をあげてきている。また、時代の要請に応じ、令和元年度から専攻科の福祉専攻を廃止し、幼児教育専攻を新設する等、学科・専攻の再編を行った。また令和 4 年度に定員見直しを行い、幼児教育保育学科を 145 名から 140 名に、生活学科情報・経営専攻を 35 名から 40 名に変更した。令和 5 年度に国際文化交流学科は、令和 6 年度入学生より学科名称を「地域コミュニケーション学科」に変更することとした。地域社会のニーズに応えるために地域連携教育を強化してきた実態をふまえ、教育内容を端的に表現するための変更であり、名称変更にとまなうカリキュラム変更は行っていない。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

（1）人的資源としての課題について

大学運営業務に携わる教員の業務が過多とならないよう、「教職協働」という視点を共有した、適切かつ偏りが無い人員配置を図る。令和 6 年度は、令和 5 年度に導入した体系的な事務職員の研修制度のさらなる効果的な運用・管理に注力していく。また、教務システム（Active Academy）のさらなる活用・管理のため、令和 6 年度より経理課で学費管理システムを導入するとともに、各部署でのシステムのカスタマイズの検討や運用においての部署間での情報共有を図っていく。さらに、教職員の業務の合理化・効率化を図るため、会議時間の短縮、会議を入れない期間の設定、事務職員の終業時刻を超えての教職員間の電話連絡の自粛などを進めていくこととしている。

（2）物的資源としての施設設備の充実と資産管理について

令和 2 年度に新設した管財課を主管部署として、A 館等経年劣化に対応して施設設備の改修・修繕を定期的実施していく計画としている。令和 6 年度には、事業継続計画（BCP）の一環として、停電に備え、令和 5 年度に購入した電気自動車から B 館 3 階サーバー室へ放電する設備（V2H 充放電設備）の設置工事を行う。また、鳥取看護大学

と鳥取短期大学の証紙券売機および学生食堂の券売機にキャッシュレス対応機器を導入する。そして近年、学生駐車場内の接触事故が相次いで発生していることから、駐車場内全域を撮影・記録するカメラシステムを設置する予定である。

(3) 財的資源としての定員確保について

学科・専攻による定員充足率のバラツキが顕著となってきたことから、総定員は 300 名のまま学科・専攻の定員の見直しを行い、令和 4 年度から幼児教育保育学科を 145 名から 140 名、生活学科情報・経営専攻を 35 名から 40 名へ変更した。しかしながら、短大全体では収容定員未充足の状態であり、①高校との連携による広報活動の強化、②オープンキャンパスの効果的開催、③進学説明会・見学会による広報強化、④多様な入学者への広報強化、⑤多様なマスメディアの活用、などの取り組みにより定員確保につなげていく。今後、さらなる学科・専攻の定員の見直しを行うと同時に、効果的な学生募集の推進のため、新奨学金制度の導入に向け鳥取県と協議を進めて行く予定である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

028 学校法人藤田学院寄附行為

備付資料

002 鳥取短期大学・鳥取短期大学附属こども園第6次中期計画

020 理事会議事録（令和3年度～令和5年度）

021 評議員会議事録（令和3年度～令和5年度）

098 外部資金獲得委員会議事録（令和5年度）

101 常任理事会議事録（令和5年度）

102 経営戦略検討委員会議事録（令和5年度）

103 学校法人実態調査表（写し）（令和3年度～令和5年度）

104 理事長の履歴書（令和6年5月1日現在）

105 経営改革計画（令和5年度）

106 学校法人藤田学院ガバナンス・コード（令和2年11月改定）

149 学校法人藤田学院マスタープラン（2020.4.1～2025.3.31）

備付資料-規程集

058 学校法人藤田学院寄附行為施行規則

059 学校法人藤田学院監事監査規程

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

本学の理事長は、前学長であり長年理事長と学長職を兼務してきた経歴である。建学の精神・教育理念、教育目的・目標は元より、三つの方針の策定にあたっても理事長のリーダーシップの下で進めた経緯があり、教学面における識見はとても高い。

理事長は、学校法人の代表として、寄附行為に則り業務を総理している。月 1 回常任理事会（理事長、両大学学長、附属こども園園長、事務局長、学外理事 1 名、常勤監事、学外監事 1 名）（備付-101）を開催し、各部門の情報の確認、共有を図り、運営の方針等について協議している。加えて、経営戦略検討委員会（備付-102）、外部資金獲得委員会（備付-098）を各月 1 回開催し、法人の安定的な運営に向けた方策を協議し、実施している。

毎年度 5 月に開催する評議員会（備付-021）においては、事前に監事の監査を受け、理事会において承認を受けた事業報告書（事業報告、財産目録、貸借対照表および収支計算書）および決算の報告を行って意見を求めている。

各理事はその責任を強く自覚し、建学の精神を理解した上で、学識および識見をもって健全な経営および大学運営にあたっている。理事会が法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、理事長が招集し、議長を務めている（備付-020）。

理事会は、認証評価を重要な事項と位置付け、平成 17 年度の第 1 回目受審当初よりその認識は変えていない。常に、専門的な見地からの意見を大学の経営、運営に反映させたいとする意向を強くもっている。

理事会は、大学発展のために学内外の情報を収集し、大学運営のための判断材料に資している。経営戦略検討委員会および外部資金獲得委員会が、理事長の諮問委員会として情報収集の直接的な役割を担っている。

理事会は、学校教育法および私立学校法に基づき、大学運営に責任のあることを認識している。

理事会は、「学校法人藤田学院寄附行為」（提出-028）、「寄附行為施行規則」（備付-規

程集 058) および「監事監査規程」(備付-規程集 059) を整備し、これらに則って大学運営を行っている。

理事は、教学部門、事務部門、附属こども園の各責任者および学外理事 2 名である。学外理事については、教育、経済および行政に識見が高く、いずれも建学の精神を十分に理解している。

理事は、「私立学校法」第 38 条(役員の選任)および「学校法人藤田学院寄附行為」第 6 条の規定により選任されている(備付-103)。

「学校法人藤田学院寄附行為」第 11 条には、学校教育法第 9 条(校長及び教員の欠格事由)の規定を準用している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

18 歳人口の持続的減少、人口の都市集中化、さらに AI 化、グローバル化等大きく変動する時代、社会状況下、安定した法人、大学経営を行うかは、従前に増して大きな課題である。とはいえ、こうした課題に対応するのは、結局は人である。理事長のリーダーシップのもと教職員が一丸となって難局の克服に努めると共に、次代を担うリーダーをいかに育成していくかが問われている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長は、学生、卒業生や教職員との関係と併せ、地域社会との関りを大切にしている。積極的に自治体の各種委員を務めるとともに、産業界や地域のイベントにも参画し、多くの要請に応じて各種講演活動、また地域活動に参加している。それだけに各界、各層との太いパイプを有し、それによって常に時代や地域社会の動きをキャッチして大学経営に活かしている。今後も同様の方針である(備付-104)。

また、法人マスタープラン(備付-149)、経営改革計画(備付-105)、法人独自のガバナンス・コード(備付-106)等を策定、さらに私立学校法改正に伴うガバナンス改革の推進、加えて法人収入の安定、多様化を意図した地元自治体と連携したふるさと納税による補助創設等、常に時代を先取りした取り組みを行い、ステップアップした大学づくりに尽力している。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

なし

備付資料

041 教授会議事録(令和 3 年度～令和 5 年度)

- 044 研究・教育活動計画書（令和5年度）
- 077 研究・教育活動報告書（令和5年度）
- 107 学長の個人調書[様式19]（令和6年5月1日現在）

備付資料-規程集

- 060 鳥取短期大学学生懲戒規程
- 061 鳥取短期大学学長任免規程
- 062 鳥取短期大学教授会規則
- 063 鳥取看護大学・鳥取短期大学大学協議会規程
- 064 鳥取短期大学教務委員会規程
- 065 鳥取短期大学学生委員会規程
- 077 鳥取短期大学学術委員会規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。

- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、最高責任者としてリーダーシップを発揮して教学運営に当たっている。重要事項については事前に常任理事会、大学協議会および学科長会等で協議した上で教授会に諮り、教授会の意見を十分に参酌した上で最終的な判断を行っている。

学長の選任にあたっては、理事長が識見や実績等を勘案して選任し、教授会の意見を聴き理事会に諮ることになっている。

学長は、教育研究において、運営の方針等についてはそのつど常任理事会や大学協議会等で協議し、学科長会をとおして各学科・専攻および各教員へ伝達指導できるようにしている。教育面では、全教員へは教授会等で教育方針を伝え、個々の教員へは新任採用時や職位ごとの面談、あるいは授業公開時の見学をとおしてコメントを送る等を心がけている。研究面においては、現在हतくに学科長会において学長裁量経費を活用した学科共同研究を促し、各教員へは年度ごとに「研究・教育活動計画書」（備付-044）および「研究・教育活動報告書」（備付-077）の提出を求めて活動状況を把握するとともに、必要な場合は個別に面談し研究活動の活性化を促している。

学生に対する懲戒は、「学生懲戒規程」（備付-規程集 060）に基づき適切に処分を行っている。

所属職員については、SD 研修はもとより FD 研修や授業公開にも参加見学して教育内容や学生の状況把握に努めるよう促し、教職員個々の教育力、支援力の向上から大学全体の教育の質の向上へつなげるよう努めている。

学長は、「学長任免規程」（備付-規程集 061）に基づき選任され、教学運営の遂行に務めている。

教授会の構成メンバーは専任の教授、准教授、助教、助手であるが、教学部門と事務部門の情報共有、職務遂行の円滑化を図ることを意図して、管理職の事務職員（事務局長、部長、課長）がオブザーバーとして出席することとしている。教授会は、毎月 1 回の定例会に加え、入学者選考、卒業判定を主な議題とする会が年間 6 回程度開催される。

学長が「教授会規則」（備付-規程集 062）により議題を周知させた上で教授会を招集し、議長として教授会を運営している。

教授会は教学部門の最高審議機関として協議事項と報告事項に分けて協議している。「教授会規則」に定める入学、卒業、課程の修了および学位の授与、ならびに教育課程等の教育研究に関する重要な協議事項については、各担当が説明を行い、十分に熟議した上で、議長である学長が最終的な判断を下している。

併設の鳥取看護大学と合同で審議する事項については、「大学協議会規程」（備付-規程集 063）に基づき大学協議会で審議した上で、それぞれの教授会に諮っている。

教授会議事録（備付-041）は、所管である教務課が作成し、各部局長に回覧の上、学

長が最終確認を行っている。

教授会では、自己点検・評価運営委員会での協議内容を定期的に報告し、学修成果の達成度を認識するとともに、三つの方針との整合性や教育改善について協議している。

教授会の下に、履修・単位認定、教育課程、時間割等の検討を主任務とする教務委員会、学生の課外活動、厚生補導等を主任務とする学生委員会、学生、教員の学術研究の推進、環境整備を主任務とする学術委員会等の委員会が設置されており、規程（備付-規程集 064、065、077）に基づき適切に運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

長年本学の教育を支えてきたベテラン教員が次々と定年を迎え、各学科・専攻とも多くの教員が入れ替わった。加えて学生の多様化も目立つようになってきた。このため大学全体の教育力を下げず、かつ現状の学生に適合した教育とその方法の検討が課題である。

学科と令和 3 年度に組織されたヘルスサポートセンター等との連携により、個別の支援を要する学生に丁寧な支援ができるようになった一方、いわゆる中間層である大多数の学生が得る学びへの満足感がやや薄れているのではないかとする指摘が、学内研修会で話題となった。令和 2 年度から続くコロナ禍により学生間交流や学内交流についてかなり規模を縮小せざるを得なかったことも要因と考えられるが、学生 FD 活動等も進めながらこうした課題への感度を高めて対策を考え、学生たちの教育全般や学生生活に対する満足度を引き上げていくことは学長の重要な務めと考えている。

さらに、教育の質を上げるには、研究に裏打ちされた各教員の専門的な能力が欠かせない。新任教員や実務家教員が増える中、教員個々に専門分野の研究業績をいっそう求めていくとともに、学長裁量経費等を活用した学科・専攻内の共同研究を促すことにより、教員の研究力と学科、専攻の教育力を高めていくことが当面の課題と考えている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、学長就任以降も授業を担当し、学生たちと直に触れることにより必要な教育についての感度を保つように努めている。また、学内においては新任教員との面談および教員の職位ごとに個人面接を実施するなどし、各教員の教育・研究状況、将来計画等を把握するよう努めている。学外においては国立大学法人鳥取大学経営協議会・学長選考会議委員、公益財団法人鳥取県スポーツ協会副会長・鳥取県スポーツ少年団本部長、さらに令和 5 年末からは鳥取県教育委員会委員を務めるなど、専門性を活かしながら関係機関や地域社会との連携を図る等、きめ細かくかつ大所高所から大学運営のリーダーシップをとるよう努めている（備付-107）。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

028 学校法人藤田学院寄附行為

備付資料

020 理事会議事録（令和3年度～令和5年度）

021 評議員会議事録（令和3年度～令和5年度）

074 ホームページ「教育情報の公開」

<https://www.cygnus.ac.jp/index.php?view=5878>

101 常任理事会議事録（令和5年度）

103 学校法人実態調査表（写し）（令和3年度～令和5年度）

106 学校法人藤田学院ガバナンス・コード（令和2年11月改定）

108 藤田学院の発展のために―監事監査ガイドライン―

109 監事監査計画（令和3年度～令和5年度）

110 監事監査調書（令和3年度～令和5年度）

111 ホームページ「財務情報」

<https://www.cygnus.ac.jp/fujita/index.php?view=5932>

備付資料-規程集

043 学校法人藤田学院人事考課要領

059 学校法人藤田学院監事監査規程

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1の現状>

平成29年度から3名の監事のうち1名を常勤としたことに伴い、「監事監査規程」を改定し、監事の義務・権限・監査項目等を明確にするとともに「監事会」を新規に設置する等、監事監査体制を強化整備している（備付-規程集 059）。また、平成29年5月には具体的な監査手順をまとめた監事監査マニュアルを作成したほか、毎年度作成する監事計画に基づき監事監査を実施している。監事は教学監査を含む業務監査および財産の状況に関する監査を行い、公認会計士監査は財産を含む会計監査を主として

いる。また、事務職員による内部監査は事務の相互監査と業務改善を目的として実施している。この三者による三様監査も取り入れることで、情報を共有し改善につなげている（備付-108～110）。監事は、毎月開催する常任理事会に 1 名以上出席しているほか、理事会および評議員会に出席し、議案についてそれぞれ専門的な立場から積極的に意見を述べている（備付-101、020、021）。

監事は、監事計画に基づき適宜監査を実施し、被監査部署ごとに監事監査調書を作成しているほか、5 月の監査終了後に監査報告書および監査状況報告書を作成し、5 月の理事会および評議員会に提出し、監査の状況を報告している（備付-020、021）。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

現在、評議員会の定数は 17 名で、理事の定数 8 名の 2 倍を超えており、適正である（提出-028）。

評議員会は、学校法人の業務等につき意見を述べる諮問機関として、私立学校法第 42 条に規定されている事項（予算、借入金、事業計画、寄附行為の変更等）について理事長があらかじめ評議員の意見を聞き、理事会に反映させている（備付-021）。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条に定める教育情報について、本学のホームページ等を通じて公表している（備付-074）。

また、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たすため、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書および監事による監査報告書を閲覧できるように備え付けているほか、本法人のホームページ等を活用して、広く情報公開している（備付-111）。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

組織は生きものである。現在ガバナンスが比較的順調に行われているとしても、組織は変化する。次の時代のガバナンスを担う人材の発掘と育成はいつの時代も大きな課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

常勤監事が配置され、年間に各学科および法人各部署の詳細な監査が行われ監事監査調書が提出されていて、改善項目については適宜検討の上、取り入れている。毎月の常任理事会での聞き取りも行われており、監査機能が充実している（備付-103、110）。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況****(1) 教職員数増加に対応する理事長のガバナンスの浸透について**

鳥取看護大学設置に伴って法人内の教職員数が設置前の倍以上となっているが、理事長はガバナンス・コード（備付-106）をいち早く策定し、ガバナンスの健全な運営が持続できるよう努力している。また令和5年度には教職員との一層密な関係を保つため、看護大学棟にも理事長室の分室を設けた。今後も教職員、学生との関係を大切にしながら理事長がリーダーシップを発揮できるよう、経営戦略委員会、外部資金獲得委員会の整備に続き、IR室の充実と機能強化を図るなど、体制づくりを一層進めていく。

(2) 教員の研究活動促進に対する学長のリーダーシップについて

学長は、教員の研究活動の定着を図るため、個々の専門分野の研究活動のみならず、学長裁量経費を活用した学科・専攻内の共同研究も推奨し活動を促している。このことは各教員の研究力を引き上げるとともに、学科教育への反映をめざし、教育に厚みを持たせることを意図している。一部の学科では共同でスタディスキルや論文の書き方に関するテキストを出版するなど成果を上げている。また数名の教員は、前述の私立大学等改革総合支援事業「とっとりプラットフォーム 5+α」において他大学研究者等との共同研究を進め、多様な研究活動を行っている。さらに文科省の科研費を得て積極的な取組みを行う若手教員も次々に出てきており、研究活動に対する意識は高まりつつある。こうした教員の研究活動を人事考課において評価する仕組みも取り入れている（備付-規程集 043）。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**(1) 50 周年を機に、さらに Step-Up した大学づくり**

激動する時代、社会状況下、「地域と共にある」法人、大学の理念を一層具現化するため、社会人、そして障がい等のある人々も学びやすい大学づくりを推進する。人生 100 年時代、また共生社会において必要だからである。また地域との連携をさらに強化し、大学と地域の魅力の相乗化、一体化を図り、都市部の若者を引き付ける取り組みを推進することで学生数の安定につなげていく。

こうした取組みをするにあたり、中堅・若手教職員を積極的に登用し、次の時代を背負う人材育成の一助ともする。

(2) 教育力の向上と学生満足度の引き上げに向けた取組み

学生の学びに対する満足度を上げるには、個々の教員の教育力を向上させることが必須である。このため、ティーチング・ポートフォリオを令和 2 年度から公開し、令和 4 年度には全面的な見直しを行い、各教員が自らの教育にいっそう責任をもち教育改善へつなげるよう努めている。FD 活動においては、長年取り組んでいる授業公開のやり方を工夫するとともに、学生の意見を聴取する学生 FD 活動を学科・専攻ごとに継続して行っていく。

また、学科・専攻の指導体制の構築と厚みのある教育の展開をめざし、令和元年度から始めている学長裁量経費を活用した学科・専攻共同研究をいっそう推進していく。活動を通して教員が互いに視野を広げ、学科・専攻内で連携協力した指導を行う土壌づくりとなるよう進める。

(3) マネジメントを担う人材育成

健全なマネジメントを維持、発展させるためにはそれを担う人材が不可欠である。そのためには、とくに事務部門の研修体系を整え、マネジメント情報をできる限り全教職員が共有する仕組みを作ると共に、中堅、若手教職員の OJT および OFF-JT 両面からの研修の推進、そして立場を与えて経験を積ませることを実施していく。